

もりおか子ども育成プラン

盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画・後期行動計画

子どもがまんなか～みんなで育む子どもの笑顔～

盛岡市

はじめに

平成15年7月の次世代育成支援対策推進法の制定を受け、本市では、少子化対策の取組方針として、平成17年3月に盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画（前期行動計画）を策定いたしました。この間、次代を担う子ども達が心豊かで健やかに成長するための環境づくりを目指し、計画を推進してまいりましたが、少子化の動向を示す指標の一つである合計特殊出生率は、本市では以前として1.28前後の横ばい状態が続いています。また、未婚化、晩婚化の進行や女性の就労率の上昇等に加えて、経済情勢や社会情勢などが変化している中で、子育て支援に関するニーズは一層多様化し、増大しているものと認識しております。

この度の後期行動計画の策定にあたりましては、前期行動計画の基本理念「子どもがまんなか～みんなで育む子どもの笑顔～」や、基本的な視点などの計画の基軸を踏まえつつも、子育てを取り巻く新たな課題を捉えなおし、今後5年間を見据えた子育て支援施策の新たな取組方針として取りまとめました。また、盛岡の子ども達をみんなで一緒に育んでいきたいとする基本理念の趣旨を、今後も市民の皆様と共有していきたいとの願いから、本計画を「もりおか子ども育成プラン」とし、新たな名称を設けることといたしました。

子育てをする人々が子育てに夢を持ち、また、子育てによって得られる喜びや楽しさを、子育て世帯はもちろん、地域社会全体で実感し、分かち合えるまちでありたいと願っています。そのためには、家庭だけでなく行政や学校、企業、地域などがそれぞれの立場で子育てを支える役割を担っていくことが必要であり、これからも市民の皆様とともに、子育てにやさしいまちづくりを目指し、子育てを支える新たなしくみづくりや環境整備に取り組んでまいります。

おわりに、本計画の策定にあたり、盛岡市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員の皆様には多大な御協力をいただき、また、多くの市民の皆様や関係機関、団体の方々から貴重な御意見、御提言をいただきましたことに心から感謝申し上げます。

平成22年2月

盛岡市長 谷 藤 裕 明

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 前期行動計画の進捗状況	2
第2章 盛岡市の子育てを取り巻く現状と課題	4
1 少子化の動向	4
2 保育サービス等の状況	9
(1) 保育所・幼稚園の状況	9
(2) 特別保育の状況	12
(3) その他の子育て支援事業の状況	15
3 放課後児童の健全育成の状況	18
4 母子保健の状況	21
(1) 妊娠・周産期の保健の状況	21
(2) 思春期保健の状況	24
(3) 乳幼児期の保健の状況	25
(4) 子育て支援の状況	26
(5) 早期療育システム	27
(6) 乳幼児等予防接種の状況	29
(7) 小児救急医療体制の状況	30
(8) 医療費の受給制度	31
5 生涯学習環境の状況	32
6 子育てを支援する住環境の整備	34
7 就労をめぐる動向	35
8 子どもの安全の確保	39
9 保護を必要とする子どもの状況	41

第3章 計画の基本的な考え方	47
1 基本理念	47
2 基本的な視点	47
3 施策の基本的方向	48
計画の体系	50
第4章 施策の展開	51
1 実施施策の評価指標及び具体事業の目標数値について	51
2 後期行動計画における新規事業について	51
施策の基本的方向1 地域における子育ての支援	52
実施施策(1) 子育て支援サービスの充実	52
実施施策(2) 保育サービスの充実	56
実施施策(3) 子育て支援のネットワークづくり	58
実施施策(4) 子どもの健全育成	59
施策の基本的方向2 母と子どもの健康の確保・増進	61
実施施策(1) 子どもや母親の健康の確保	61
実施施策(2) 「食育」の推進	64
実施施策(3) 思春期保健対策の充実	65
実施施策(4) 小児医療の充実	66
施策の基本的方向3 子どもの教育環境の整備	68
実施施策(1) 次代の親の育成	68
実施施策(2) 学校の教育環境等の整備	68
実施施策(3) 家庭や地域の教育力の向上	74
実施施策(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	76
施策の基本的方向4 子育てを支援する生活環境の整備	77
実施施策(1) 良質な住宅の確保	77
実施施策(2) 良好な居住環境の確保	78
実施施策(3) 安全な道路交通環境の整備	79
実施施策(4) 安心して外出できる環境の整備	80

施策の基本的方向 5 職業生活と家庭生活との両立の推進	81
実施施策(1) 多様な働き方の実現と男性を含めた働き方の見直し	81
実施施策(2) 仕事と子育ての両立の推進	82
施策の基本的方向 6 子どもの安全の確保	84
実施施策(1) 子どもの交通安全の確保	84
実施施策(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	85
実施施策(3) 子どもの安全対策	85
施策の基本的方向 7 保護を必要とする子どもへの取組の推進	88
実施施策(1) 児童虐待防止対策の充実	88
実施施策(2) ひとり親家庭の自立支援の推進	89
実施施策(3) 障がい児施策の充実	92
第5章 計画の評価と推進	95
1 計画の評価	95
2 計画の推進	95
資料編	97
1 もりおか子ども育成プラン「盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画・後期行動計画」の 策定経過等	98
2 盛岡市社会福祉審議会児童福祉専門分科会	98
3 盛岡市次世代育成支援に関するニーズ調査結果について	101
4 父子家庭に関するニーズ調査結果について	106
5 用語集	110

16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

*文中(※)の標記がある用語については、巻末の用語集に説明を掲載しました。
 *計画書に掲載されている数値は、原則として旧玉山村分を合算し掲載しています。

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景と目的

本市では、平成17年3月に、盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画（前期行動計画）を策定し、次世代を担う子ども達を健やかに育てるための環境づくりを総合的に推進してきました。この間、国における少子化対策をめぐる動向をみると、平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(※)が示され、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス(※)）の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組の構築」を車の両輪として進めていく必要があるとされるなど、結婚や出産、子育てに関する国民の希望を実現するためには、より総合的な取組が必要とされ、新たな施策の方向が示されました。これら国における議論に加えて、社会情勢の変化や前期行動計画から抽出される課題、平成21年1月に実施した次世代育成に関するニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）の結果等を踏まえ、盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画（後期行動計画）として「もりおか子ども育成プラン」を策定するものです。

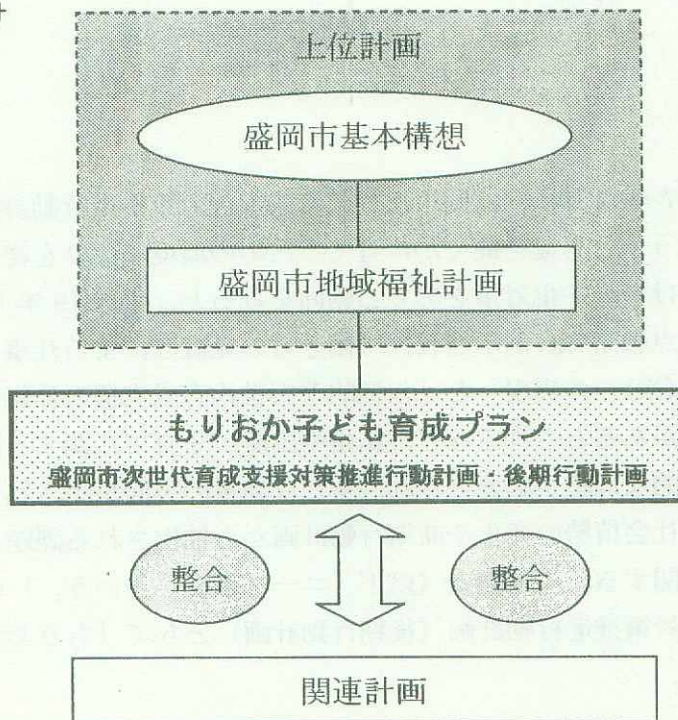
2 計画の位置づけ

この計画は、盛岡市基本構想の次世代育成に係る施策を具体化するものであり、本市の少子化対策の取組方針と子育て支援に関する具体的な施策を推進するための指針となるものです。

また、「盛岡市地域福祉計画」の理念を踏まえるとともに、関連する計画との整合を図ります。

なお、母子及び寡婦福祉法で策定が義務づけられている「母子家庭及び寡婦自立促進計画」については、その計画策定の趣旨等が次世代育成支援対策推進行動計画に包含されることから前期行動計画に含めて位置づけており、後期行動計画においても、必要な見直しを行った上で、「ひとり親家庭等自立促進計画」として引き続き位置づけることとします。

図1 計画の位置づけ



3 計画の期間

盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画の期間は平成17年度から平成26年度の10年間です。前期行動計画は、平成17年度から平成21年度までを計画期間としました。後期行動計画は、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間とします。

4 前期行動計画の進捗状況

前期行動計画は、次世代の育成に関する139事業を計画に位置づけ、このうち90事業については目標数値を設定し計画を推進してきました。現在はまだ前期行動計画の計画期間中であることから、平成20年度実績について進捗状況を見ると、目標数値を設定した90事業のうち、計画当初に掲げた平成21年度目標値に対し80%以上の達成率を示した事業は55事業でした。また、厚生労働省が定める保育サービスを中心とする特定14事業(※)については、すべての事業が平成21年度目標値を既に達成していることから、前期行動計画は概ね順調に実施できているものと考えられます。

しかしながら、前期行動計画策定以降、社会情勢の変化やニーズ調査の結果等から、新たに次のような政策課題が顕在化しており、後期行動計画においては、これらの課題に重点を置いて取り組む必要があります。

(1) 保育所の待機児童の解消

入所定員の拡大を図ったことにより、通常保育事業の定員数は平成 21 年度目標数値を達成していますが、共働き世帯の増加などにより保育需要が増えていることから、待機児童は解消されていない状況です。後期行動計画においては、将来的に就労を希望する母親の潜在的なニーズ(※)を踏まえながら適切な目標を定めることが必要です。

(2) 病児・病後児保育の充実

ニーズ調査によると、これまでは病気の子どもを父母が仕事を休んで面倒をみたり、親族等に預けることで対応していた世帯のうち 67.43%が今後は施設に預けたいとの希望を示していることから、今後のニーズの高まりに応じた対応が必要です。

(3) 放課後児童の健全育成の充実

出生率の低下や遊び場の不足など、近年、子ども達を取り巻く環境は大きく変化し、地域における子ども達の健全育成を図るための環境づくりがますます重要となっています。また、女性の就労の増加等により、小学校就学後も引き続き、子ども達が安全、安心して放課後に生活できる場を確保する必要性が高まっています。特に放課後対策については、多様なニーズに対応するための総合的な検討が必要であり、児童館・児童センターの運営や放課後児童健全育成事業、放課後子ども教室推進事業の連携を図るとともに、地域の社会資源の有効活用を含めた適切な環境の整備が必要です。

(4) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）(※)への取組

ワーク・ライフ・バランス(※)は、男性も含めた働き方の見直しを行うことにより、仕事だけではなく家庭や地域社会においても充実した豊かな生活を得ることができるとしています。育児のほか介護や趣味、地域活動などと調和した、多様な生き方や働き方が選択・実現できる社会を目指すものです。これらの取組が、今後、仕事と子育ての両立を実現していく上で重要な視点として位置づけられたことから、具体的な取組について検討する必要があります。

(5) ひとり親家庭への支援

近年、経済情勢の悪化などを背景に母子家庭だけでなく父子家庭の親からの相談が増加することが懸念されます。

母子家庭に比べて支援制度が整っていない父子家庭の実態を把握し、これらを含めたひとり親家庭への支援体制について、総合的に検討することが必要です。

第2章 盛岡市の子育てを取り巻く現状と課題

1 少子化の動向

〔 現状と課題 〕

少子化をめぐる動向について、国の合計特殊出生率は、平成17年の1.26を最低に平成18年1.32、平成19年1.34と上昇傾向にありますが、依然として楽観視はできない状況です。また、本市においては、過去5年ほどは1.28前後と横ばい状態にあります(図5)。少子化は、高齢化と共に人口構造の変化をもたらし、同時に急速な労働人口の減少を招くとされることから、我が国の経済社会や社会保障制度のあり方に大きな影響を与えることが課題となっています。

少子化の背景には未婚化や晩婚化、晩産化の進行とともに、夫婦そのものの出生力の低下等の要因が指摘されていますが、一方では、共働き家庭が増加する中で、働き方をめぐる様々な課題の存在が少子化に影響を与えているともいわれています。少子化は、子どもを産みたいと願う人が、安心して産むことができない、いわば社会のひずみの一つの現れともみることでもでき、子どもを産み育てたいと願う人がその願いをかなえることができる社会づくりに向けた取組が必要です。

(1) 人口等の推移

本市の人口は、平成17年以降微減となっています。世帯数については、人口とは逆に年々増加しており、これは、単身世帯の増加と核家族化が顕著になっているということがいえます。市の総合計画では、平成27年の人口は296,000人、また、世帯数を127,600世帯と推計しています。

また、年齢別(3区分)で見ると、年少人口(0歳~14歳)と老年人口(65歳以上)の推移は対照的で、年少人口は昭和55年には60,253人と総人口(258,740人)の23.3%でしたが、平成21年には39,749人と総人口(292,487人*)の13.6%まで、減少しています。

一方、老年人口は、昭和55年には18,341人と総人口の7.1%でしたが、平成21年には61,955人と総人口の21.2%と増加傾向で推移しており、本市においても少子高齢化が進行しています。

市の総合計画では、平成27年の年少人口を38,400人(12.9%)、老年人口を70,000人(23.6%)と推計しています。

*平成21年9月末日の住民基本台帳人口

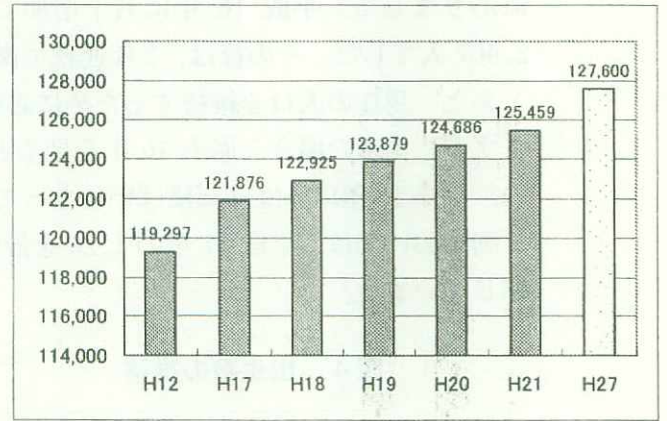
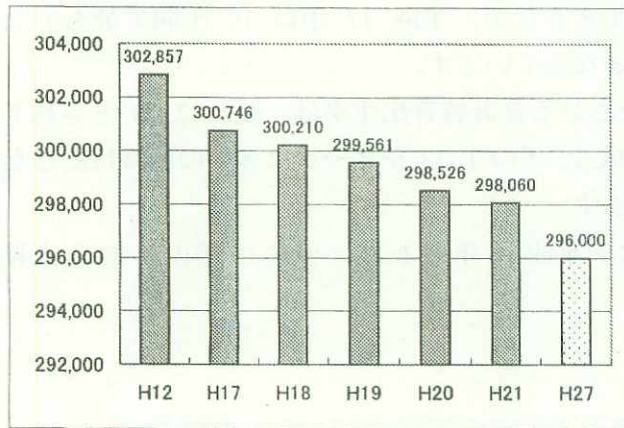
図2 推計人口と世帯数

〔推計人口〕

(人)

〔世帯数〕

(世帯)

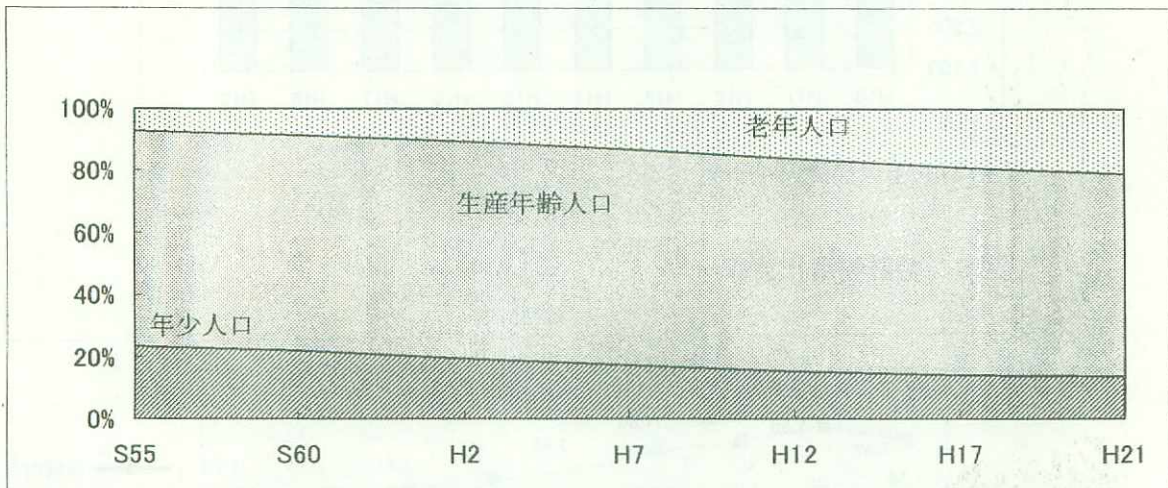


〔出典〕国勢調査

*平成12年及び平成17年については国勢調査，平成18年以降については毎年10月の推計人口による。

*推計人口とは，国勢調査を基準として，各月の出生，死亡，転入，転出，外国人登録及び帰化の届出数を加減して，各月の常住人口とみなしている人口。

図3 年齢（3区分）別人口割合の推移



〔出典〕国勢調査

*平成21年は住民基本台帳人口（9月末日現在）

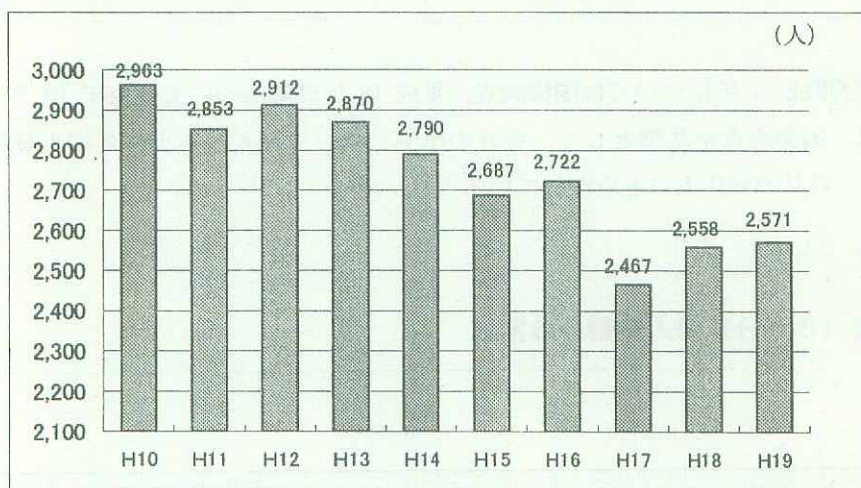
(2) 出生の動向

出生数については、過去 10 年間の推移を見ると、平成 10 年から平成 15 年までは減少傾向にありました。平成 16 年に若干増加に転じましたが、平成 17 年は 10 年間で最も少ない 2,467 人でした。その後は、2 年連続で微増となっています。

また、現在の人口を維持するために必要とされる合計特殊出生率は、概ね 2.08 とされていますが、本市の場合、過去 10 年を見ると平成 12 年の 1.33 をピークに多少の増減はあるものの、平成 15 年以降はほぼ横ばいとなっています。

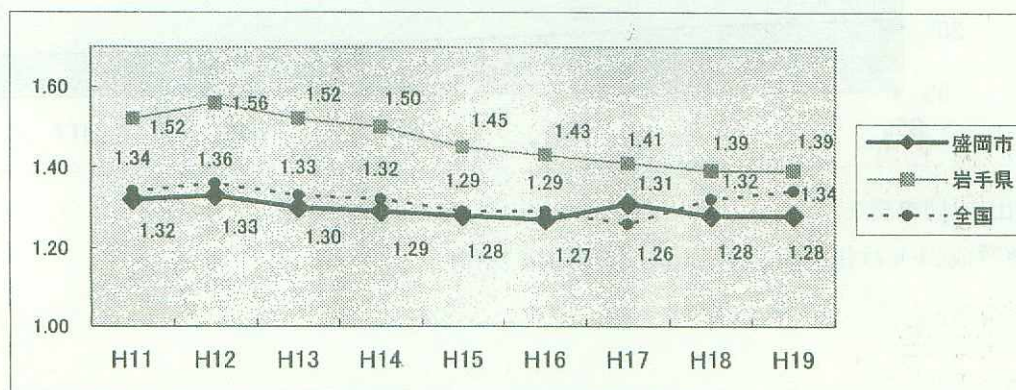
国においては、平成 17 年の 1.26 を最低に、平成 18 年の 1.32、平成 19 年の 1.34 と上昇に転じています。

図 4 出生数の推移



[出典]岩手県保健福祉年報

図 5 合計特殊出生率*



[出典]厚生労働省「人口動態統計」、岩手県保健福祉年報

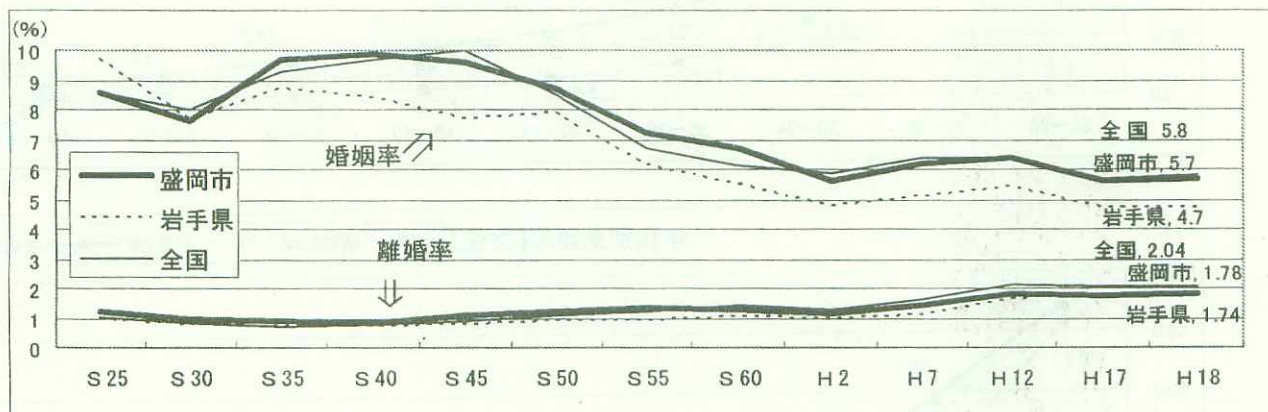
*合計特殊出生率：15 歳から 49 歳の女性を対象にし、その年の年齢別出生率が、将来一定のままに推移すると仮定した場合、1 人の女性が生涯に出産する平均の子どもの数。

(3) 結婚をめぐる動向

① 婚姻率・離婚率の推移

本市の婚姻率は、昭和40年の9.9%をピークに下降を続け、平成2年を境に6%前後で推移しています。また、離婚率は、平成12年以降1.7%前後で推移しています。

図6 婚姻率・離婚率の推移



[出典]厚生労働省「人口動態統計」、岩手県保健福祉年報

* 婚姻率・離婚率=年間届出件数/10月1日現在人口×1,000

* 盛岡市の数値に旧玉山村分の数値は含まない。

② 年代別・男女別未婚率の推移

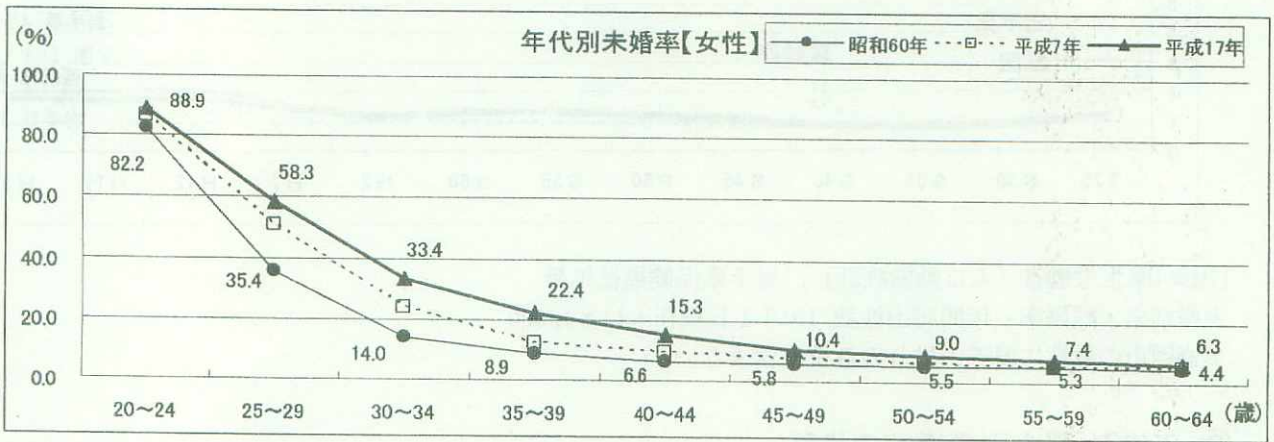
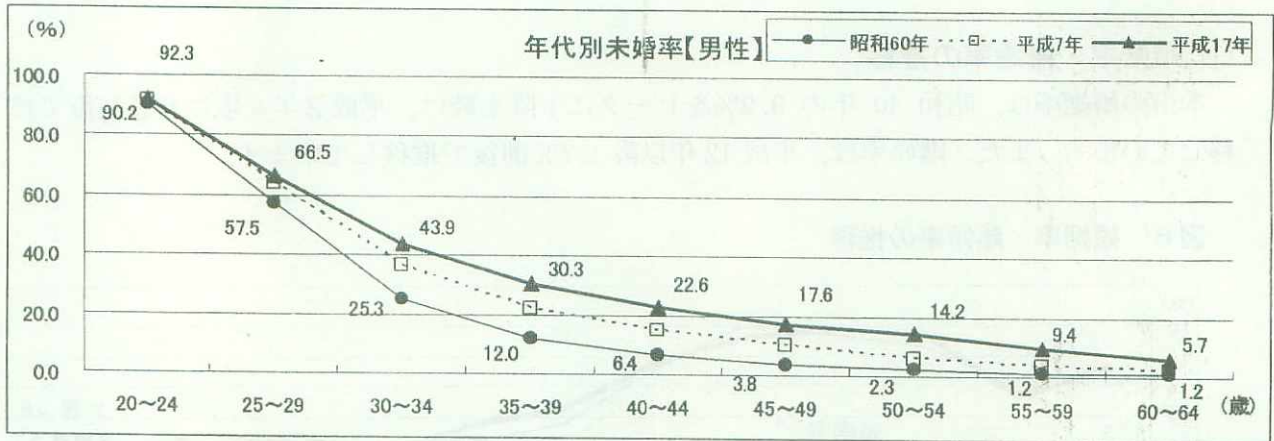
本市の年代別の未婚率は、男性女性ともにどの年代においても上昇しており、晩婚化が進んでいると推測されます。特に、男性では30代に、女性では20代後半から30代前半にその傾向が顕著にみられ、比率が大きく上昇しています。

この背景には、雇用形態や就業形態が多様化する中で、労働時間や賃金収入における格差が生じており、男性・女性を問わず、結婚・出産・子育てを経済面から躊躇せざるをえない状況をもたらしていることが要因の一つとみられています。

実際に、労働政策研究・研修機構「仕事と生活の両立」(2006年)によれば、非正規雇用の男性の未婚率は、正規雇用の男性の未婚率よりも高いという調査結果も出ています。

なお、未婚化、晩婚化を背景に少子化が進行する中で、市では、出会いの場の創出も必要であると認識しており、盛岡市社会福祉協議会が実施する結婚相談事業に対し、補助金を支出して活動を支援しています。

図7 年代別未婚率の推移



[出典] 国勢調査

2 保育サービス等の状況

〔 現状と課題 〕

本市の保育サービス等をめぐっては、仕事と子育ての両立を支えるためのサービスのほか、子育ての負担感を軽減することを目的に、多様なニーズにきめ細かく対応する子育て支援体制づくりに努め、事業の充実を図ってきました。しかしながら、社会情勢の変化やニーズ調査結果などから新たな課題も浮上しています。

認可保育所(※)については、平成16年4月から平成21年3月までの5年間で新たに5園が開園し、既存の保育所の定員増を含めて全体の定員を550人増やしてしてきましたが、待機児童の解消には至っていません。特に低年齢児の待機児童の割合が高く、乳児保育の定員増が望まれています(表1・表3)。

また、特別保育の病児・病後児保育について、ニーズ調査において今後利用したいという希望が非常に多くありました。しかしながら、実際の利用児童数の伸びとの隔たりがあり、サービスの拡充にあたっては、実際の利用状況に即した形で事業を進めていくことが必要であり、より細やかな保護者の声を反映させる仕組みの構築が必要です(表9)。

さらには、延長保育について、平成20年度は20か所(公立1か所、私立19か所)で20時までの延長保育を行っています。今後の長時間延長保育については、その需要の動向等を適切に見極めていくことが重要です。

(1) 保育所・幼稚園の状況

① 保育所数、入所児童数等

本市の認可保育所(※)数は、平成21年5月現在で52か所、定員は4,835人となっています。

また、入所児童数は、平成16年度が4,594人であったものが、平成21年度は5,081人とこの5年間で1.11倍となっています。

保育所の入所率は、昭和50年代から定員割れの傾向にありましたが、平成8年度から入所児童が増加し、平成21年度は105.1%となっています。平成10年度から、入所枠の緩和措置(※)により定員を超えての入所が可能となりましたが、低年齢児を中心に毎年度待機児童が発生しています。

表1 保育所の状況（保育所数・定員）

区分	保育所数（か所）			定員（人）		
		公立	私立		公立	私立
平成16年度	47	18	29	4,255	1,545	2,710
平成17年度	49	18	31	4,425	1,545	2,880
平成18年度	51	18	33	4,565	1,545	3,020
平成19年度	51	18	33	4,685	1,575	3,110
平成20年度	52	17	35	4,775	1,485	3,290
平成21年度	52	16	36	4,835	1,395	3,440

[出典]市児童福祉課

*各年度5月1日現在

表2 保育所の状況（入所児童数・入所率）

区分	入所児童数（人）			入所率（%）		
		公立	私立		公立	私立
平成16年度	4,594	1,605	2,989	108.7	103.9	110.3
平成17年度	4,632	1,593	3,039	101.5	103.1	105.5
平成18年度	4,875	1,594	3,281	106.8	109.2	108.6
平成19年度	4,914	1,586	3,328	104.9	100.7	107.0
平成20年度	4,962	1,480	3,482	103.9	99.7	105.8
平成21年度	5,081	1,395	3,686	105.1	100.0	107.2

[出典]市児童福祉課

*各年度5月1日現在

*他市町村の受託児を含む

表3 待機児童数

(人)

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成16年度	4	19	15	8	2	0	48
平成17年度	3	20	21	24	2	0	70
平成18年度	2	7	10	11	2	3	35
平成19年度	0	3	13	5	1	1	23
平成20年度	2	11	5	10	1	0	29
平成21年度	1	11	13	6	2	0	33

[出典]市児童福祉課

*毎年度4月1日現在

② 幼稚園数、就園児童数等の状況

市内の幼稚園数は、平成 21 年 5 月 1 日現在で国立 1 園，市立 4 園，私立 26 園の計 31 園と
なっています。

就園児童数については、3 歳児以上が就園対象であり、5 千人台で推移していましたが、平
成 11 年度に 5 千人を割り、以後減少傾向を示し、平成 21 年度には 4 千人を下回りました。

保育所の利用児童数と比較すると、幼稚園がわずかに減少傾向にあるのに対し保育所は増加
傾向にあります。

図 8 保育所・幼稚園利用児童数（就学前児童 0～5 歳）

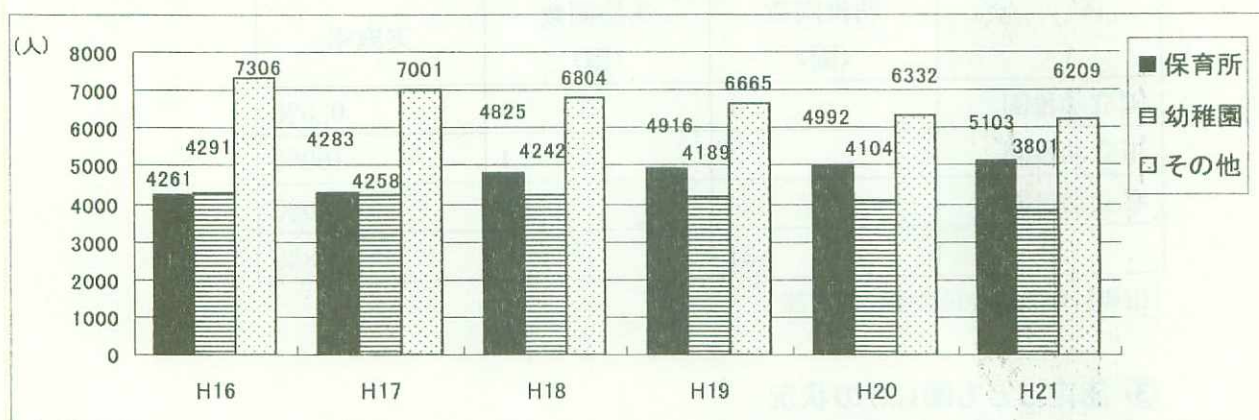
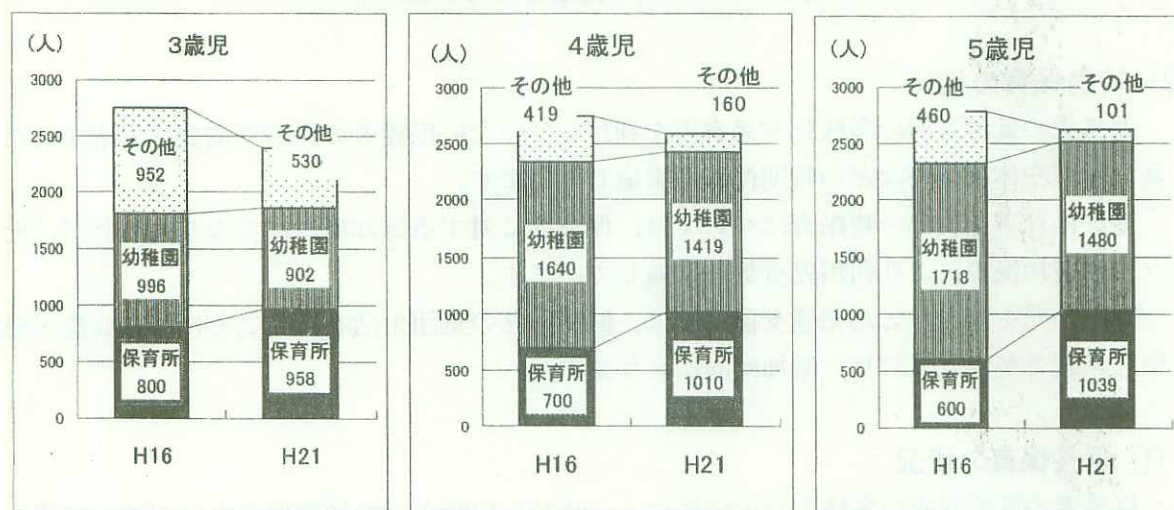


図 9 保育所・幼稚園利用児童数（就学前児童 3～5 歳）



[出典] 盛岡市統計書，「学校基本調査報告書」，県教育委員会「学校一覧」，盛岡市「人口統計表」

*各年度 5 月 1 日現在

*保育所は 0 歳児から入所児童数で他市町村への委託児を含む。幼稚園は 3 歳児からの入園児童数。

また、市立幼稚園4園と私立幼稚園26園では、教育活動終了後に、家庭の事情による希望者を対象に行う預かり保育を全園で実施しています。時間帯は幼稚園ごとに異なり、市立幼稚園では、概ね教育活動が終了する14時前後から16時前後の2時間程度、私立幼稚園では14時前後から17時または18時頃までとなっています。また、早朝7時台からや19時台まで行っている幼稚園もあります。

さらには、子育て支援事業についても、就園前の1歳児や2歳児を対象として、各幼稚園の特色ある取組が行われています。

表4 預かり保育の実施状況（平成21年度）

区 分	幼稚園数 (園)	実施園数 (園)	実施率
国立幼稚園	1	0	0.0%
市立幼稚園	4	4	100%
私立幼稚園	26	26	100%
計	31	30	96.8%

〔出典〕市教育委員会学校教育課

③ 認定こども園(※)の状況

就学前の教育や保育ニーズに対応する新たな試みとされる認定こども園について、本市では、幼稚園型の認定子ども園として3園が認定されています。

(2) 特別保育の状況

保護者の就労形態の多様化や保育所を利用していない保護者の保育の需要に対応するため、延長保育や休日保育などの特別保育を実施しています。

延長保育事業及び一時保育については、保護者に対する認知度は高くなりましたが、その時々の経済状況等により利用児童数は増減しています。

障がい児を対象とした発達支援保育は、健常児との集団生活を行うことによる成長・発達を望む保護者が増えており、増加傾向にあります。

① 延長保育の状況

保護者の就労形態の多様化などに伴い、7時から18時までの通常保育とは別に、18時から19時または20時までの延長保育を実施しています。

延長保育は、平成14年度以降公立及び私立の全保育所で実施しています。また、延長保育利用児童数の割合は平成16年度をピークに減少しており、平成20年度は15.6%となっています。景気の動向等によっても需要が変動すると考えられます。

表5 延長保育の状況

区 分	実施保育所数 (か所)			平均利用児童数 (人)	入所児童数に占める延長保育利用児童の割合
	公立	私立	計		
平成16年度	18	29	47	870	18.8%
平成17年度	18	32	50	938	18.0%
平成18年度	18	33	51	787	14.4%
平成19年度	18	33	51	869	16.1%
平成20年度	17	35	52	862	15.6%

[出典]市児童福祉課

② 休日保育の状況

保護者の就労形態の多様化により、休日に就労するケースが増えています。休日に子どもの保育が困難になる場合に対応するため、平成20年度は7か所で休日保育を実施しています。利用児童数は増加傾向にあります。

また、平成19年度からは年末年始時の保育を私立保育所1か所で実施し、平成20年度には2か所で実施しています。

表6 休日保育の状況

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実施保育所数 (か所)	4	5	6	6	7
年間延べ利用児童数 (人)	1,740	1,831	2,377	2,495	2,939

[出典]市児童福祉課

③ 一時保育（一時預かり事業）の状況

保育所に入所していない子どもの家庭において、パート就労等女性の就労形態の多様化や保護者の傷病等による緊急時の保育の需要に対応するため、一時保育を平成20年度は15か所の保育所で実施しています。

利用児童数は増加傾向にあり、保育所に入所していない家庭の需要が増えていることがうかがえます。

表7 一時保育の状況

区 分	実施保育所数 (か所)			年間延べ利用児童数 (人)		
	公立	私立	計	公立	私立	計
平成16年度	0	7	7	0	4,338	4,338
平成17年度	0	9	9	0	4,367	4,367
平成18年度	0	12	12	0	8,442	8,442
平成19年度	0	13	13	0	6,345	6,345
平成20年度	0	15	15	0	6,201	6,201

[出典]市児童福祉課

④ 発達支援保育の状況

入所要件を満たし集団保育が可能な中度または軽度の障がいを持つ子どもを保育所において受け入れ、健常児との集団保育を行う中で成長・発達を促しています。

障がい児の受け入れは、私立保育所では昭和50年度から、公立保育所では昭和57年度から実施していますが、現在は、すべての保育所において障がい児の受け入れは可能となっています。健常児との集団生活を行うことによる成長・発達を望む保護者が増えており、平均利用児童数はここ数年で急激に増加し70人台となっています。

表8 発達支援保育の状況

区分	実施保育所数（か所）			平均利用児童数（人）			入所児童数に占める発達支援保育利用児童の割合
	公立	私立	計	公立	私立	計	
平成16年度	12	10	22	24	20	44	1.0%
平成17年度	12	13	25	25	27	52	1.0%
平成18年度	16	13	29	29	26	55	1.0%
平成19年度	14	16	30	38	37	75	1.4%
平成20年度	13	14	27	37	39	76	1.4%

[出典]市児童福祉課

⑤ 病児・病後児保育の状況（平成20年度までは乳幼児等健康支援サービスとして実施）

保育所に通所中の児童等が病気回復期にあり、集団保育等が可能な期間、一時的に保育を行う病後児保育を平成9年1月から実施しており、平成21年度からは病気回復期に至らない子どもを預かる「病児保育」を行ない、現在は3か所で実施しています。

また、平成21年度から保育所において自園型の病後児保育（体調不良児対応型）（※）を私立保育所2園で実施しています。

表9 乳幼児等健康支援サービスの状況

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実施箇所数（か所）	2	2	2	3	3
定員数（人）	10	10	10	14	18
年間延べ利用児童数（人）	837	854	1,019	1,418	1,353

[出典]市児童福祉課

(3) その他の子育て支援事業の状況

① 地域子育て支援拠点事業（センター型）（※）の状況

都市化の進展に伴い核家族化が進行する中で、家庭における子育て能力が低下し、子育てに対する身体的、心理的負担を訴える保護者が増えています。こうしたことから、平成7年度から、子育てのノウハウを蓄積している保育所が中心となり、子育て家庭に対する支援事業を行っています。年間の相談件数が増加傾向にあり、特に基本的な生活習慣（食事等）に関する相談が多くなっています。

平成21年度は、公立4保育所（とりょう、くりやがわ、みたけ、永井）と私立6保育所（好摩、愛育園、青山、前潟、津志田、なかの）が関係機関と連携して実施しています。

表10 地域子育て支援拠点事業（センター型）の状況

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実施施設数（か所）	4	7	8	8	9
年間延べ相談件数（件）	437	496	736	806	1,001

[出典]市児童福祉課

② 地域子育て支援拠点事業（ひろば型）（※）（つどいの広場管理運営事業）の状況

地域における子育て支援の拠点施設として、本市ではNPO法人との協働事業により「つどいの広場KOKKO（こっこ）」を平成18年7月に開設しました。保育所による地域子育て支援センター事業が地域に出向き、地域支援活動や子育てサークルの育成支援等を実施しているのに対し、つどいの広場では主に乳幼児を対象に、子育て家庭の親とその子どもが気軽に集う場を提供しています。うちとけた雰囲気の中で子育て相談や子育て支援に関する講習などを行い、親子同士の相互交流を図る事業を実施しています。

また、中心市街地に設置したことで、その活性化を図る取組として、近隣店舗や商店街組合と協働し「なつまつり」や「ちびっこ運動会」などを行っています。

表11 盛岡市つどいの広場KOKKO（こっこ）の利用状況

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
来所者数（人）	7,439	10,309	10,363
1日あたりの平均来所者数（人）	37	35	35

[出典]市児童福祉課

③ ファミリーサポートセンター事業

地域において、ファミリーサポートセンターの会員同士が育児、介護の相互援助を行う子育て支援事業として、平成15年度に開始しました。

平成20年度の実績は、会員数（育児分）が1,000名を超えていますが、活動件数（育児分）は延べ1,963件となっており、平成17年度以降減少傾向にあります。

表12 ファミリーサポートセンター事業の状況

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
か所数	1	1	1	1	1
登録会員数（人）	488	670	843	908	1,089
活動件数（件）	2,872	3,148	2,850	2,311	1,963

[出典]市児童福祉課

④ 認可外保育施設

認可外保育施設には、認可基準に達していない保育施設と事業所内保育施設があります。平成21年1月1日現在の調査では、認可基準に達していない保育施設が17施設（入所児童数234人）事業所内保育施設が14施設（入所児童数279人）となっています。

⑤ 託児ボランティア

保護者の事情により、子どもの養育が一時的に困難になった場合に、民間の託児ボランティアが委託者宅等で保育を行う派遣型の託児を行っています。

本市において、把握しているボランティア団体は3団体となっています。

⑥ 子育て短期支援事業(※)の状況

保護者の就労や疾病、出産等により家庭で子どもの養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設(※)等で一定期間預かり、養育、保護をしています。利用期間を一週間程度までとするショートステイ(※)は概ね100人前後で推移していますが、放課後から22時まで、22時以降翌朝まで、もしくは休日預かるトワイライトステイ(※)の利用状況には変動があり、ここ2年ほどは利用が伸びていません。

表13 子育て短期支援事業(※)の状況（延べ人数）

(人)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
ショートステイ(※)	106	115	206	101	120
トワイライトステイ(※)	2	10	11	3	1

[出典]市児童福祉課

⑦ もりおか子育て応援パスポート事業

子育て中の世帯を対象に、企業等が子育て応援サービスを提供することにより、子育てに係る負担の軽減を図るとともに、地域社会全体で子育てを支援する機運を高めることを目的とし、平成20年8月から「もりおか子育て応援パスポート事業」を実施しています。パスポートを提示することにより協賛店が定めたサービスを受けられるもので、平成22年2月10日現在で登録している協賛店舗等が293、パスポートの発行世帯数は5,012世帯となっています。



3 放課後児童の健全育成の状況

[現状と課題]

児童が心身ともに健やかに育成される環境づくりと、地域社会における子育てを支援していくために、放課後や週末等における児童の安全・安心な居場所づくりを推進する必要があります。

本市では、児童の健全育成の拠点施設として、昭和46年度から児童館・児童センター(※)の設置を進めています。また、放課後子ども教室推進事業(※)と放課後児童健全育成事業(※)を一体的、あるいは連携して実施するための放課後対策の推進計画として平成20年度に「盛岡市放課後子どもプラン」を策定しました。

平成21年度の各事業の実施状況は、市内46小学校区のうち、児童館・児童センター(※)は38小学校区41か所(児童センター分室を含む)、放課後子ども教室(※)は5小学校区6か所、放課後児童クラブ(※)は27小学校区36か所で実施しています(平成21年4月1日現在)。

今後の課題としては、近年、共働き世帯の増加や核家族化の進行に伴って留守家庭の児童が増加しており、児童館・児童センター(※)においては、これまでの機能に加え、放課後における児童の安全・安心な居場所として、保護者の就労時間に配慮した利用時間の延長や、未設置の小学校区への施設の設置などが求められています。

また、放課後児童健全育成事業(※)に基づく放課後児童クラブ(地域児童クラブ)については、実施か所数や登録児童数が増加しており、仕事と子育ての両立を支え、子育てを支援するための学齢期における保育サービスとして、就学前の保育サービスとの連続性を考慮した整備が求められています。また、この際、小学校の余裕教室や学校の敷地など既存の社会資源の有効活用も視野に入れ、適正な規模でのクラブ運営を推進しながら、放課後児童の安全な生活の場としての環境整備を進めていくことが必要です。

さらに、放課後子ども教室については、円滑な事業実施に向けた地域におけるボランティアなどの人材確保や、児童館・児童センター、放課後児童クラブ(地域児童クラブ)の運営との連携が課題となっています。

(1) 児童館・児童センター

児童館・児童センターは、全ての児童を対象として、健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置しており、児童厚生員による遊びの指導や運動に親しむ習慣の形成など児童の体力増進を図る活動を行っています。また、自然体験活動のための遠足行事や子どもボランティアとして地域の清掃奉仕活動を行っているほか、老人福祉センター等との複合施設では、高齢者等との交流活動などを行っています。施設数の増加に伴い利用者数も増加しており、児童センターのうち9か所では、施設内に児童クラブ室を設置して、放課後児童健全育成事業を行っています。

表 14 児童館・児童センターの状況

区 分		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
施設数 (か所)	児童館	1	6	6	6	6
	児童センター	32 (4)	32 (4)	32 (7)	32 (9)	32 (9)
	分 室	2	3	3	3	3
	合 計	35 (4)	41 (4)	41 (7)	41 (9)	41 (9)
利用者数 (人)	小学生	380,011	458,826	477,353	487,290	500,384
	幼児・中学生・高校 生	47,198	52,236	49,218	46,141	43,779
	一 般	134,789	144,911	138,723	144,811	116,711
	合 計	561,998	655,973	665,294	678,242	660,874

[出典]市児童福祉課

*施設数の児童センターの()内は児童クラブ室設置数

(2) 放課後子ども教室の状況（放課後子ども教室推進事業）

放課後子ども教室では、小学生全てを対象に、公民館などで週1回程度、地域のボランティアの協力を得て、遊びを中心に体験活動や交流活動を行っています。

表 15 放課後子ども教室の状況

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実施か所数 (か所)	1	5	6	6	6
開催回数 (回)	123	508	748	357	423
延べ参加児童数 (人)	1,640	6,748	9,898	4,303	6,568

[出典]市教育委員会生涯学習課

(3) 放課後児童クラブ（地域児童クラブ）の状況（放課後児童健全育成事業）

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場による児童の健全な育成を図ることを目的として市が設置し、社会福祉法人や保護者会が運営しています。

また、放課後児童クラブのほか、一部の児童センターに市が児童クラブ室を設置して取り組んでいます。

表 16 放課後児童クラブ(地域児童クラブ)の状況 (放課後児童健全育成事業)

区 分		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実施か所数 (か所)	放課後児童クラブ	16	17	21	22	25
	児童センター内 児童クラブ室	4	4	7	9	9
	合 計	20	21	28	31	34
利用登録 児童数 (人)	1～3年生	585	596	785	990	1,164
	4～6年生	295	302	325	311	377
	合 計	880	898	1,110	1,301	1,541

[出典]市児童福祉課

(4) 母親クラブの状況 (母親クラブ活動育成事業)

母親クラブは地域における児童を持つ保護者等の連帯組織として、児童館・児童センターを活動拠点とし、児童を健全に育成することを目的として活動しています。親子同士や地域住民との交流を図るための文化活動や児童の健全育成の向上に寄与する活動を行っており、平成21年度においては、42クラブの活動費に対して助成を行っています。母親クラブは、保護者相互の親睦による連帯感の醸成とともに、地域社会全体で児童を育成していく母体となり地域活動を行う団体として重要な役割を担っています。

4 母子保健の状況

〔 現状と課題 〕

母子保健の目的は、思春期、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通して母子の健康を確保することです。

母子を取り巻く社会環境は、少子化や核家族化、転出入が多いなど都市化の進行により急激に変化し、本市においても、産後うつや母親の育児不安、孤立した育児の問題等新たな課題が浮上しており、関係機関との連携による切れ目のない支援が求められています。また、地域における子育て支援体制の整備や健康診査後の指導の重視、さらには児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ることが課題となっています。

特にも今後は、平成 21 年 4 月に児童福祉法に位置づけられた「乳児家庭全戸訪問事業」と妊娠期から支援が必要なハイリスク妊婦への訪問指導とを一体化して推進することが求められています。

また、乳幼児の健康診査においては、各健診から把握される育児不安や育児ストレスを抱える母親について、個別かつ継続的な支援を要します。子育てに必要な情報を提供することにより乳幼児の健全育成を図るためにも、健康診査での要観察児を含めた家庭訪問等の対応を一層充実させる必要があります。

さらには、早期療育システムについて、今後も幼稚園や保育所、療育センターなどの関係機関との連携を強化し、役割分担をしながら、療育指導を必要とする乳幼児数に見合った療育の場を確保し、充実させていくことが重要です。

(1) 妊娠・周産期の保健の状況

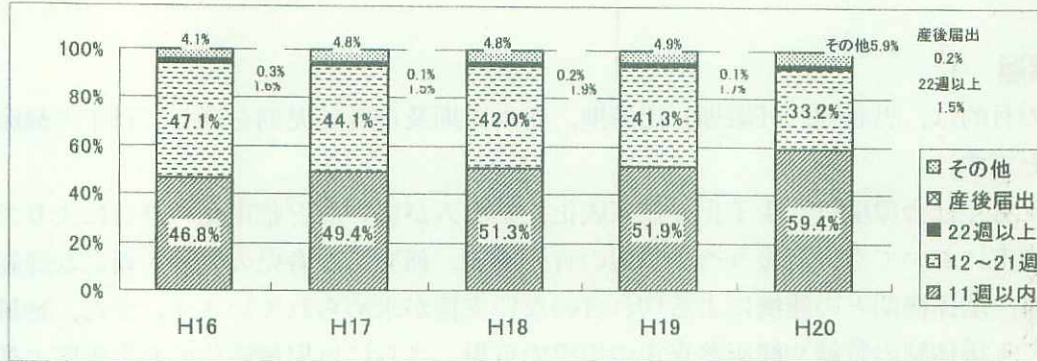
① 妊娠届の状況

妊娠届出数は年度による増減はありますが、ほぼ横ばいの傾向です。「健やか親子 21」(※)において、妊娠 11 週以内の届出を勧奨しており、年々早期の届出傾向になっています。

また、産後の届出数は少ないものの、中には家庭環境などの問題があり、要支援の妊婦が多く見られます。

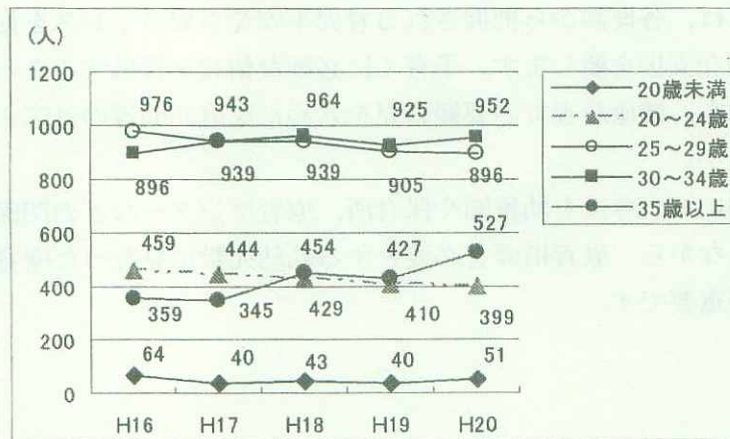
また、妊娠届出時の年齢は、35 歳以上が増加傾向にあり、初妊婦数は減少傾向にあります。20 歳未満の妊婦は、概ね 2%と横ばいの傾向にありますが、若年の妊婦は、経済的問題や未婚、育児知識の不足など様々な問題を抱えることが多いことから、育児不安の解消や児童虐待予防等の観点からも、妊娠から産後まで関係機関との連携をとりながら支援しています。

図10 妊娠届出週数別の状況



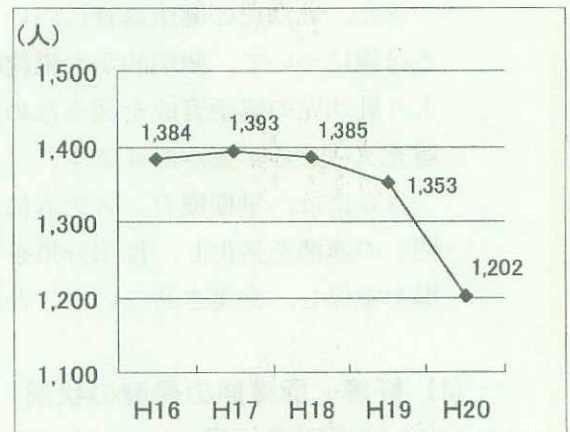
[出典]盛岡市保健所概要

図11 妊娠届時の年齢



[出典]盛岡市保健所概要

図12 初妊婦数の推移



[出典]盛岡市保健所概要

② 妊婦相談

妊婦相談は、8割以上が核家族で転入者が多く、就労者の割合も平成19年度から全体の5割を超えています。妊婦の2割が非妊時に喫煙をしていますが、妊娠を契機に3分の2が禁煙しています。妊婦の喫煙は、妊娠異常などを引き起こしやすく、赤ちゃんにも喘息や乳幼児突然死症候群、タバコによる事故などが起こりやすいため、禁煙を指導していく必要があります。また、受動喫煙によりタバコの害を受けることになるため、家族や職場の同僚にも禁煙に協力してもらうよう指導しています。

表 17 妊婦相談の状況

(人)

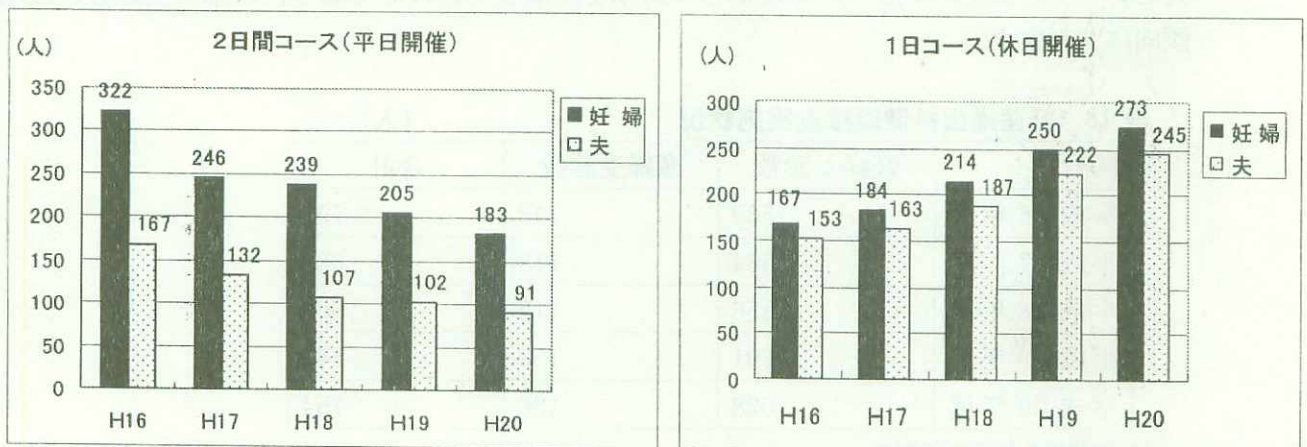
	妊婦相談				禁煙状況	
	相談件数	うち核家族	うち就労者	うち外国人	非妊時喫煙	現在喫煙
平成 16 年度	2,754	2,250 (81.7%)	1,343 (48.8%)	20	575	205
平成 17 年度	2,711	2,192 (80.9%)	1,350 (49.8%)	24	604	155
平成 18 年度	2,829	2,411 (85.2%)	1,350 (47.7%)	17	614	156
平成 19 年度	2,707	2,244 (82.9%)	1,399 (51.7%)	12	596	141
平成 20 年度	2,825	2,329 (82.4%)	1,491 (52.8%)	9	583	174

[出典]盛岡市保健所概要

③ 母親教室

初妊婦を対象に、妊婦の健康増進や不安の軽減、親となる意識づけ、情報交換と妊婦同士の交流の場として母親教室を開催しています。また、就労者でも参加しやすいように、休日コースを開催し、夫婦での参加や家族の参加を促すなど、家族全体が育児に参加しやすいような取組を行っており、年々参加者が増えています。日曜日開催の1日コースへ参加する妊婦が増えているとともに、夫婦で受講する傾向が強くなっています。

図 13 母親教室参加状況 (実数)



[出典]盛岡市保健所概要

* 2日間コースは平成 18 年度まで 3 日間コースとして実施。

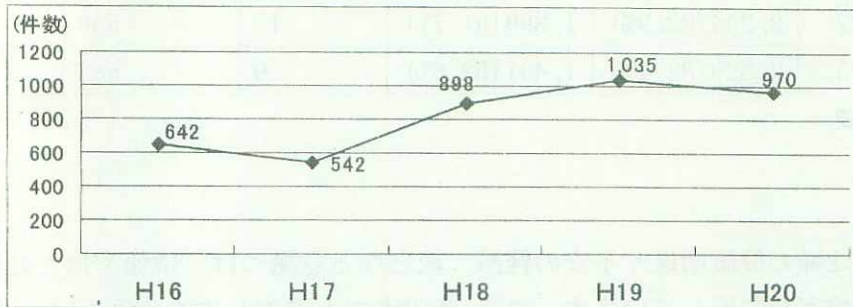
④ 妊婦一般健康診査

妊娠中の病気の早期発見と保健指導を目的に、妊娠期 2 回の健康診査受診票 (20 歳未満及び 35 歳以上の妊婦については 3 回) を交付しています。平成 21 年度からは、妊婦が安心して、妊娠・出産が出来る環境を確保するという 国の方針を受け公費負担回数を 6 回から 14 回に拡充しています。

⑤ 妊産婦・新生児訪問指導事業

妊婦及び生後4ヶ月までの新生児及び乳児等の家庭を訪問し、母子の健康管理や育児についての助言・育児不安の相談に応じるなど、安心して育児ができるように支援しています。全出生数の概ね4割の新生児等に家庭訪問をしています。

図14 新生児訪問件数



[出典]盛岡市保健所概要

⑥ 妊産婦歯科健康診査

妊娠期の口腔衛生の向上と胎児の歯牙形成期への意識を高めるために、妊産婦の歯科健康診査を行っています。平成12年度からは対象を産婦まで拡大しており、妊婦の受診者数は増加傾向にあります。

表18 妊産婦歯科健康診査実施状況 (人)

区分	妊婦受診数	産婦受診数	合計
平成16年度	559	148	707
平成17年度	564	118	682
平成18年度	556	112	668
平成19年度	591	158	749
平成20年度	628	126	754

[出典]盛岡市保健所概要

(2) 思春期保健の状況

少子化の中で乳幼児と関わる機会が少なくなった子ども達を対象に、父性・母性の涵養を図り、生命の尊厳と自らの健康について理解を深めることを目的に、玉山区内の小中学校と共催し「思春期保健講演会」と「思春期ふれあい体験学習」を実施しています。

盛岡地区では、看護協会と協力し、中学生や高校生を対象に「看護ふれあい体験」を実施しています。

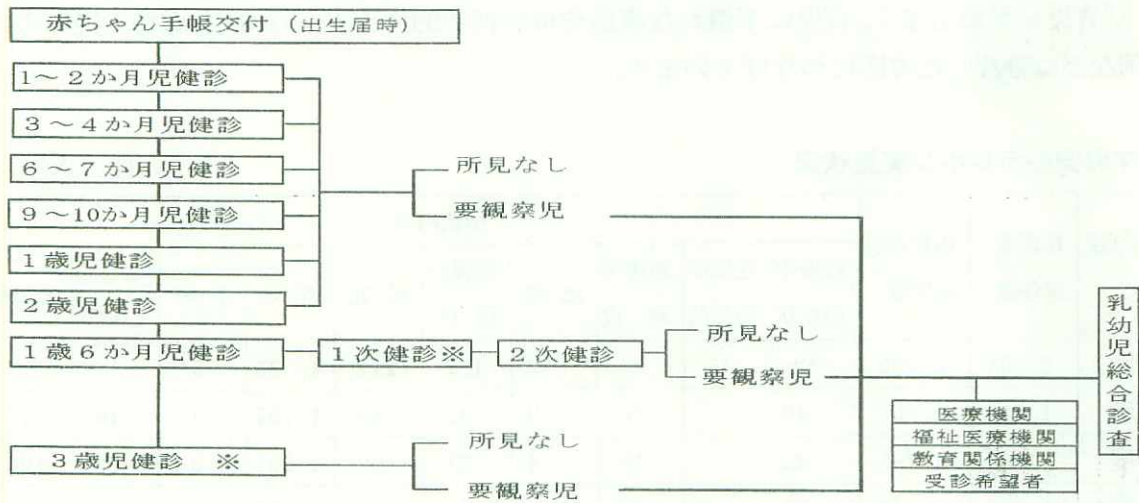
(3) 乳幼児期の保健の状況

出生後から乳幼児期の心身の発育、発達の確認を行い、病気や異常の早期発見・保健指導を目的に乳幼児期の健康診査を行っています。健診方式は、委託小児科専門医で健診と指導をする「個別健診」と保健所及び保健センター等を会場として実施する「集団健診」及びその併用型で行い、出生届時に交付する「赤ちゃん手帳（健診票や予防接種券の冊子）」や市広報、個人通知により周知を図っています。

平成 20 年度の受診率は、1～2 か月児から 1 歳児までは平均で 93.6%，1 歳 6 か月児から 2 歳児までは 84.7%，3 歳児は 97.8%です。健診の未受診児には、はがきや家庭訪問で受診勧奨を行い、受診率の向上を目指しています。健診受診後、継続した支援が必要な乳幼児には、家庭訪問や電話による確認を行い、かかりつけ医や福祉機関等の関係機関と連携を図りながら支援を行っています。特に乳児期は育児について不安が最も大きい時期でもあり、概ね 2 か月に 1 回の健康診査で、成長の確認を行いながら育児のアドバイスを得られる環境を整えています。

幼児歯科健康診査は、虫歯予防など口腔衛生の向上を目的に歯科健康診査を実施しています。平成 19 年度から新設された 4 歳児歯科健康診査や以前からの 5 歳児歯科健康診査、シーラント予防処理等の事業を周知させながら、虫歯予防に努めています。

図 15 乳幼児健診体制フローチャート



※印は集団健診方式で実施
玉山区は、1歳6か月児及び3歳児健診を同日集団健診で実施

表 19 歯科健康診査の概要

歯科健康診査・歯科保健指導・予防措置	受診方法
1歳児歯科健康診査	指定歯科医療機関での個別健診
1歳6か月児歯科健康診査	集団健診
2歳児歯科健康診査	指定歯科医療機関での個別健診
3歳児歯科健康診査	集団健診
4歳児歯科健康診査	指定歯科医療機関での個別健診
5歳児歯科健康診査（シーラント予防処置）	指定歯科医療機関での個別健診

(4) 子育て支援の状況

① 子育て相談

子育て相談は、市保健所を含む市内7箇所で実施していますが、利用人数は各地区ともやや減少傾向にあります。これは、保育所等による地域子育て支援センター事業等が地域の中に定着し、相談の場が増えたことも関係していると考えられます。

② ママの安心テレホン

妊娠、出産・育児についての不安や悩みを専用電話で相談できる「ママの安心テレホン」を平成12年度から実施しています。助産師と保健師が相談に応じ、相談内容延件数は平成16年度の2,282件をピークに減少傾向でしたが、平成18年度からわずかに増えています。相談内容は、「育児」が最も多く、育児に不慣れな事例や母が精神的に不安定な事例、虐待の疑いのある事例などは継続した対応につなげています。

表 20 ママの安心テレホン実施状況

(件・人)

年度	相談内容 相談者 延件数	相談内容 延件数	相談内容									
			妊娠中 の症状	妊娠中 の生活	教室や 制度	出産	産後の 症状	母乳	育児	不妊	こころ の相談	その他
平成16年度	2,004	2,282	42	15	—	2	127	217	1,733	5	—	
平成17年度	1,814	2,052	46		10	9	32	99	1,707	4	10	145
平成18年度	1,605	1,795	42		15	4	27	69	1,507	3	22	106
平成19年度	1,596	1,849	52		11	4	32	110	1,525	0	26	89
平成20年度	1,643	1,855	38		15	3	28	134	1,530	0	22	85

[出典]盛岡市保健所概要

③ 育児学級

初めて子育てを経験する親を対象に育児学級を開催しています。離乳食の進め方や親子の遊び、乳幼児の事故防止の学習とともに、育児についての悩みや不安を親同士の交流から解消しています。また、受講後に育児サークルとして自主活動ができるよう支援しており、継続して活動ができるよう、サークル等に対して会場を貸し出しています。また、保健師、栄養士、歯科衛生士等が健康教育等の支援を行っています。

表 21 すくすく学級実施状況

年度	コース ごっくん (2～3 か月児)		もぐもぐ (5～6 か月児)		かみかみ (8～10 か月児)	
	回数 (回)	(組) 参加数	回数 (回)	(組) 参加数	回数 (回)	(組) 参加数
平成 16 年度	12	350	12	309	6	154
平成 17 年度	12	325	12	283	6	177
平成 18 年度	12	349	12	382	6	159
平成 19 年度	12	352	1	26	—	—
平成 20 年度	12	340	—	—	—	—

[出典] 盛岡市保健所概要

*平成 19 年度からは 4 か月児を対象に実施

(5) 早期療育システム

昭和 59 年度にスタートした乳幼児総合診査事業は、平成 15 年度に愛称を「もりっこ健診」とし、盛岡方式の早期療育システムとして着実に成果を上げてきました。受診児の 95%以上が「問題あり」で診査後に療育方針を確認し、支援を継続しています。

親子教室は、乳幼児総合診査事業の療育の受け皿として、また、参加児が他の療育につながるまでの中間機関として位置づけられていますが、育児不安等を抱える保護者の増加などもあり、平成 17 年度からは実施回数を増やして実施しています。

表 22 総合診査結果

(人)

区分 年度	受診児数	結 果		精 神 発 達			情 緒 行 動 上 の 問 題	運 動 発 達			身 体 異 常 有	問 題 有 養 育 環 境
		問 題 無	問 題 有	境 界	遅 滞	計		境 界	遅 滞	計		
平成16年度	241	12	229	89	126	215	101	20	20	40	47	46
平成17年度	221	10	211	93	101	194	98	14	13	27	34	50
平成18年度	156	4	152	51	96	147	69	9	5	14	28	28
平成19年度	160	6	154	40	109	149	83	12	7	19	42	22
平成20年度	156	3	153	63	81	144	83	7	7	14	36	33

[出典] 盛岡市保健所概要 (人数重複有)

表 23 親子教室実施状況

(人)

区分 年度	対象児数	実施回数	例会参加児総数(延)	例会参加児の内訳			実 施 結 果						個別相談会(人数)
				初回参加児	継続参加児	個別相談	終 結	(終 結 者 内 訳)				次年度継続	
								問題の改善	紹介 他機関への	転出	その他		
平成16年度	93	36	481	45	436	—	41	2	25	7	7	52	4
平成17年度	92	43	501	37	464	—	39	1	16	7	15	53	0
平成18年度	97	46	449	36	413	—	53	2	25	7	19	44	1
平成19年度	98	46	524	52	472	—	59	2	44	3	10	39	2
平成20年度	101	46	465	52	413	—	48	2	33	5	8	53	6

[出典] 盛岡市保健所概要

(6) 乳幼児等予防接種の状況

予防接種は、乳幼児や児童などの感染症に対する免疫を持たない者に対して、感染予防、発病防止、症状の軽減、病気のまん延防止などを目的として実施しています。

表 24 予防接種体制（平成 21 年度現在）

種 類		接種対象年齢（接種回数）		接種方法	
生 ワ ク チ ン	ポリオ（小児まひ）	生後 3～90 月未満まで無料（2 回）		集団	
	BCG（結核）	生後 6 月未満（特別な事情の場合は、1 歳未満）まで無料券使用（1 回）		個別	
	麻しん及び風しん （なお三期・四期は、 20 年度から 24 年度 のみの時限措置）	一期	生後 12～24 月未満まで無料券使用（1 回）		個別
		二期	5 歳～7 歳未満（小学校就学前 1 年間）まで無料券使用（1 回）		個別
		三期	13 歳となる年度（中学 1 年に相当する年齢）無料券使用（1 回）		個別
四期		18 歳となる年度（高校 3 年に相当する年齢）無料券使用（1 回）		個別	
不 活 化 ワ ク チ ン	三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷）	一期	初回 生後 3～72 月未満まで無料券使用（3 回）	個別	
			追加 生後 3～90 月未満まで無料券使用（1 回）	個別	
	二種混合（ジフテリア・破傷風）	二期	11 歳～13 歳未満まで無料券使用（1 回）		個別
	日本脳炎	一期	初回 生後 3～90 月未満まで無料券使用（2 回）	個別	
			追加 生後 3～90 月未満まで無料券使用（1 回）	個別	
		二期	9 歳～13 歳未満まで無料券使用（1 回）		個別

表 25 予防接種状況

(人)

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
二混（ジフテリア・破傷風）	2,850	2,107	2,256	2,144	1,907
三混（ジフテリア・百日せき・破傷風）	9,851	10,578	10,094	10,204	10,344
ポリオ（急性灰白髄炎）	5,355	4,928	4,983	5,363	4,600
麻しん	2,590	2,604	3	3	7
風しん	2,732	3,864	130	11	6
麻しん・風しん（第一期）	—	—	4,950	2,520	2,346
麻しん・風しん（第二期）	—	—		2,430	2,492
麻しん・風しん（第三期）	—	—	—	—	2,330
麻しん・風しん（第四期）	—	—	—	—	2,695
日本脳炎	11,507	227	228	590	872
ツベルクリン反応検査	4,477	—	—	—	—
BCG	4,425	2,443	2,481	2,536	2,476
計	4,3787	26,751	25,127	25,801	30,075

[出典]盛岡市保健所概要

(7) 小児救急医療体制の状況

比較的軽症な救急患者に対応する初期救急医療の盛岡市夜間急患診療所、在宅当番医制及び歯科在宅当番医制、また、手術や入院治療を必要とする重症救急患者の治療にあたる第二次救急医療の小児救急輪番制により、小児救急医療体制を確保しています。

小児人口が減少している現状の中でも小児救急患者数は高水準で推移していますが、平成 20 年度は前年度に比較して減少しました。この傾向は、小児救急患者についてのみならず、救急医療全体及び平日日中の通常診療時間においても同様です。

患者数は減少傾向にはあるものの、夜間や休日に受診する救急患者が小児救急輪番病院等の第二次救急病院や第三次救急医療である救命救急センターへ集中している現状にあり、重症救急患者等への救急医療の提供に支障を来すとともに、病院当直勤務医の慢性的な疲弊を招いていることから、症状に応じた適切な受診について啓発を図っています。

表 26 小児救急輪番日患者数

(人)

区 分	外 来		入 院		うち救急車 搬入 (輪番日)	患者総数	
	輪番日	輪番日 以 外	輪番日	輪番日 以 外		輪番日	輪番日 以 外
平成 16 年度	8,842	7,276	1,271	601	575	10,113	7,877
平成 17 年度	6,999	6,575	872	491	333	7,871	7,066
平成 18 年度	6,776	4,422	911	454	426	7,687	4,876
平成 19 年度	6,997	4,198	897	332	388	7,894	4,530
平成 20 年度	6,066	3,711	692	317	639	6,758	4,028

[出典] 盛岡市保健所概要

表 27 夜間急患診療所患者数

区分	患者総数(人)	小児科(人)	小児科患者の年齢区分		
			0歳(人)	1～5歳(人)	6～12歳(人)
平成 16 年度	9,297	7,131	1,066	4,120	1,731
平成 17 年度	8,195	6,213	865	3,626	1,504
平成 18 年度	7,894	5,996	745	3,445	1,541
平成 19 年度	7,866	5,811	739	3,226	1,604
平成 20 年度	7,993	5,766	732	3,306	1,459

[出典] 盛岡市保健所概要

(8) 医療費の受給制度

① 乳幼児妊産婦医療費受給制度

妊産婦及び乳幼児の心身の健康を保持し、経済的負担の軽減を図るために医療費の自己負担に対して助成しています。また、妊産婦同様乳幼児についても、平成 19 年に所得制限が撤廃され、全ての就学前児童が助成の対象となりました。

② 母子家庭等医療費受給制度

母子家庭等の母と子や寡婦の心身の健康を保持し、経済的負担の軽減を図るために医療費（自己負担分）に対して助成しています。

③ 未熟児養育医療費給付制度

出生体重が 2,000g 以下または生活力が薄弱で医師が入院により養育が必要と認めた乳児の場合、指定医療機関で入院にかかる医療費（自己負担分）の一部を助成しています。

④ 自立支援医療（育成医療）給付制度

18 歳未満の児童で身体上の障がいがある場合または治療を行わないと将来障がいを残すと認められる児童が指定医療機関で治療を受ける場合、医療費（自己負担分）の一部を助成しています。

⑤ 小児慢性特定疾患治療研究費等給付事業

慢性疾患（11 疾患，514 疾患）に罹患している 18 歳未満の児童について、該当疾患の治療にかかる医療費（自己負担分）の一部を助成しています。

⑥ 特定不妊治療費助成制度

保険適用外の不妊治療を行った夫婦に対して、年 2 回（通算 5 年）一回の治療につき 15 万円（平成 21 年度）を限度に助成を行っています。

*③～⑥は、中核市移行により、移譲となった事業

5 生涯学習環境の状況

〔 現状と課題 〕

子ども達の心身の健やかな成長に資するための教育環境の整備について、学校、地域、家庭の教育力の向上に向けた取組を行っています。

今後においても、次代を担う子ども達の豊かな心を育み、生きる力を育てていくための環境整備について、学校、地域、家庭が共に連携し、協力し合いながら充実を図っていくことが必要です。

また、昨今の家庭の教育力の低下に対する取組については父親の参加が少なく、家庭教育にもっと父親が積極的に参加するための企画の検討が課題となっています。

さらには、絵本の読み聞かせの大切さを伝える子どもの読書活動推進事業について、今後は読み聞かせを行うボランティアの活動機会を拡充し、児童生徒の読書活動を推進するための学校図書館と連携した取組が必要です。

(1) 教育振興運動の推進

本市の教育振興運動は、昭和 41 年に自立の心と思いやりの心を持つ、創造性豊かな青少年の育成を掲げて始まった運動です。

明るく（健全育成）、賢く（学力向上）、たくましい（健康安全）青少年の育成は、市民共通の願いであり、運動を進めるにあたっては、児童生徒、家庭、地域社会、学校、行政の 5 者が力を合わせて取り組むこととしています。

平成 18 年度から平成 22 年度は、第 9 次 5 か年計画において、全市共通の運動目標を「家庭・地域社会・学校が連携して、「盛岡の子」を育もうーがんばる子・がまんのできる子・思いやりのある子ー」とし、生涯学習環境の充実に努めています。

(2) 学校教育の状況

① 幼稚園

国立 1 園、市立 4 園、私立 26 園で 3 歳以上から小学校入学前までの子どもを対象に、集団生活を通し、心と体の健やかな成長を図る目的で保育を実施し、就学前教育の普及充実に努めています。

市立幼稚園、私立幼稚園では通常の教育活動終了後にも園児を預かる「預かり保育」や就園前の 1～2 歳児を対象とする子育て支援事業など、保護者や地域のニーズに対応した特色ある取組が行われています。

また、市立幼稚園については、平成 21 年度に計画期間を平成 25 年度までとする「盛岡市幼稚園教育振興プログラム」を策定し、幼稚園における幼児教育のあり方等について示すこととしています。

② 小・中学校

小学校国公立 47 校，私立 1 校，中学校国公立 25 校，私立 2 校で小・中学校 75 校となっています。学校種間や，小・中学校の連携や交流の機会を設けながら，地域の児童生徒の実態を的確にとらえています。また，学習指導要領の趣旨に基づき，確かな学力を身につけ，豊かな情操と道徳心を培うとともに，健やかな身体を養うことを目標としながら，特色ある学校づくりの実現に努めています。

一方，いじめや不登校等の学校不適応児童生徒の解消のため，小学校に「適応支援員」等を配置し，訪問活動などを通して，家庭との連携強化に努めていますし，多くの中学校に「スクールカウンセラー」を配置し，児童生徒及び保護者・教職員に対するカウンセリングを行い，問題の解消とカウンセリング機能の充実を図っています。

また，「市教育相談室」では，学校不適応・しつけ・就学等に関する教育相談を受け付け，相談のケースによっては，学校や福祉関係部署等と連携を図りながら，問題の解消に努めています。

(3) 社会教育の状況

家庭は教育の原点であり，子どもの教育には保護者が第一義的な責任を有します。しかしながら，子育ての状況をみますと，少子化や核家族化の進行により，子育てについて身近に相談する人もなく不安を抱えていたり，親自身が自らの成長の過程で多くの兄弟姉妹の中で育っていないために，子どもへの関わり方がわからなかったりという状況が多くみられます。そこで，自信を持ち安心して子育てができるように，各公民館が中心となり，子育てに関わる講座や講演会を開催して家庭教育についての学習機会を提供していますが，依然として父親の参加が少ない状況にあります。

さらには，子どもの読書活動推進事業として，市保健所と連携して 1 歳 6 か月児健診の際に絵本の読み聞かせを行う「ブックスタート事業」を実施しています。読み聞かせを行うボランティアの養成を図書館が行っており，親子で絵本の楽しさを体験し，読み聞かせの大切さを啓発する良い機会となっています。

6 子育てを支援する住環境の整備

〔 現状と課題 〕

子育てを支援する住環境の整備として、これまでは、道路環境等の整備や公営住宅への対応など行政主導によるハード面での環境整備が主でしたが、近年は民間の力を導入しての居住の安定確保など新たな事業展開もみられます。今後も、このような柔軟な事業運営も含めて、子育て世帯が安心して住まい、また、子ども連れで安心して外出できるような生活環境の整備などの課題解決に向け、地域社会全体で子育てにやさしいまちづくりに取り組んでいくことが必要です。

(1) 次世代を見通した住宅・住環境の整備

安心して子どもを産み育てる住環境を整備すると共に、良質な公営住宅の供給を目指すため、本市では、平成16年度から平成20年度までの5か年で、バリアフリー化された住宅12棟80戸を新築し、19棟190戸の既設住宅を改善しました。

また、子育て世帯の住環境を整備するため、「あんしん賃貸支援事業」(※)を推進しています。この取組により、特に未就学等の子どもがいる世帯等について入居を受け入れる住宅の提供のほか、引越し時の託児、入居後の子育てに関する電話相談、情報提供を受けることなどが可能となりました。

(2) 子どもの遊び場の確保と整備

子ども達に健全な遊び場を与えるため、平成20年度末までに都市公園として、幼児公園260か所、街区公園136か所の整備を実施しました。また、老朽化した幼児公園などをリニューアルするため、大人と子どもが一緒になり、地域住民が主体となって公園づくりに取り組むグラウンドワーク公園整備事業(※)を実施するなど、子ども達が安心して遊ぶことができる環境づくりに努めています。

また、子ども達の健康を増進し情操を豊かにするため、児童館・児童センターの設置のほかに、市内の3か所に児童遊園(※)を設置しています。また、町内会等が設置管理する地域の子ども遊び場の整備に要する費用について助成を行っています。

7 就労をめぐる動向

〔 現状と課題 〕

近年、次世代育成支援対策推進法において一般事業主にも行動計画の策定が定められたことや、平成 21 年度に育児・介護休業法が改正されたことなどにより、就労をめぐる環境は徐々に整えられてきています。しかしながら、整備されない事業所もみられるとともに、男性の育児休業制度の取得率の低さに象徴されるように制度の利用状況についても課題があります(図 17・図 19)。

平成 18 年 12 月に行われた「25～44 歳の結婚・子育て期の男女の意識調査」*の結果によると、既婚者は男女ともに「仕事・家事・プライベートを両立」を希望しながらも、現実には、女性は「仕事と家事優先」、男性は「仕事優先」となっている人が多い状況です。また、独身男女においても、「プライベートな時間優先」や「仕事・家事・プライベートを両立」を希望しながら、現実には男女ともに「仕事優先」となっている人が多く、働き方そのものについて、人々の希望と現実との間には隔たりがみられます。

子どもを育てる上で、子どもと向き合う時間が必要なのは乳幼児期に限ったことではありません。また、未婚者にとってプライベートの充実が結婚につながる出会いのきっかけにもなりえます。さらに、中高年層においては、親の介護や自分自身の高齢期に向けた準備等の時間が必要とされるなど、それぞれの世代や様々な目的に応じて充実した生活を実現するために、いわゆる「ワーク・ライフ・バランス(※)」の取組が求められています。特に、就労を希望する女性が増加する中で、人々の結婚や出産、子育てに関する希望と現実が大きくかい離している点が指摘されており、仕事と子育ての両立を目指す上でも「ワーク・ライフ・バランス(※)」の実現が非常に重要とされていることから、今後、環境づくりに向けた取組が必要です。

* 「25～44 歳の結婚・子育て期の男女の意識調査」平成 18 年 12 月に少子化と男女共同参画に関する専門調査会が全国の 47 都道府県を対象に実施。

(1) 従業者数の変化

「平成 18 年事業所・企業統計調査」によると、本市の従業者数は、5 年間で 2,647 人減少していますが、女性従業者は 1,069 人 (1.5%) の増加となっています。

表 28 盛岡市の従業者数 (人)

	全体	男性	女性
平成 13 年 16,645 事業所	160,770 (100.0%)	90,286 (56.2%)	70,484 (43.8%)
平成 18 年 15,757 事業所	158,123 (100.0%)	86,570 (54.7%)	71,553 (45.3%)
増減 △888 事業所	△2,647	△3,716	1,069

[出典]平成 18 年事業所・企業統計調査

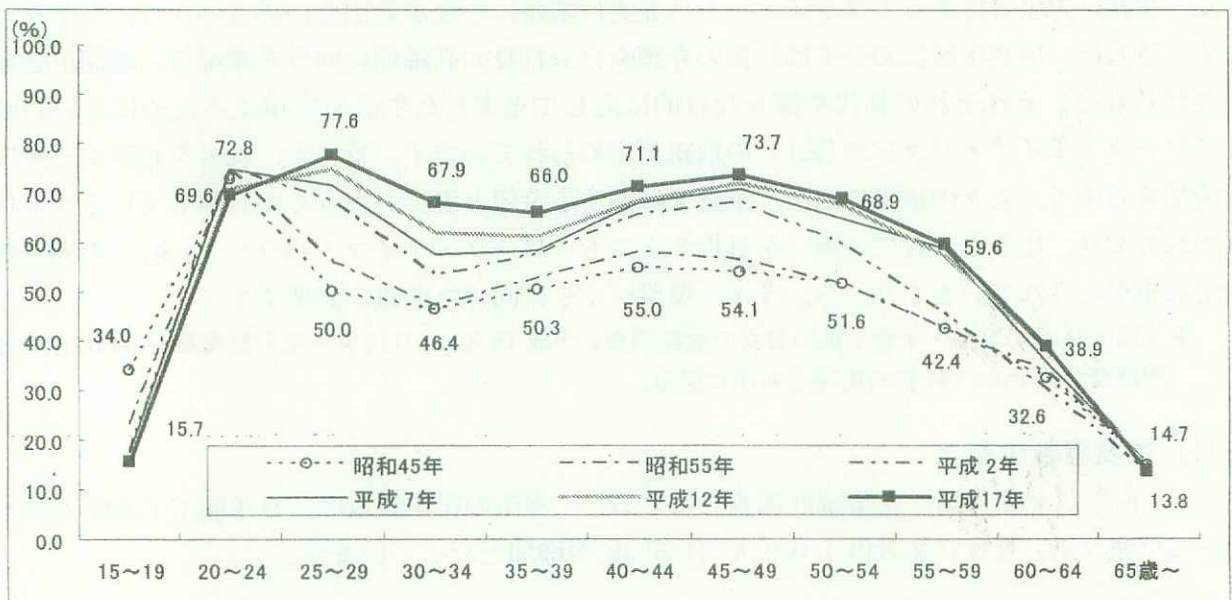
(2) 女性の労働力率

本市の女性の労働力率を年齢階級別に見ると、25～29歳層と45～49歳層を左右の頂点として、30～34歳層をボトムとするM字型曲線を描いています。しかし、年々いずれの年齢層でも労働力は高まり、全体に上方に移動しており、昭和45年と比較すると、特に25～29歳層（27.6ポイント）、45～49歳層（19.6ポイント）での上昇が大きくなっています。

また、OECD24か国の国際比較においても、国内47都道府県比較においても、出生率と女性の労働力率（有業率）の関係は時系列的に変化していますが、近年では、女性労働力率（有業率）の高い国（都道府県）の方が出生率が高い傾向がみられます。

しかしながら、出産・子育てによる就業の中断や再就業等に限らない女性全体での非正規雇用の進展、男女の賃金格差が存在する中で、性別役割分担意識が徐々に解消され、女性の働き方についての意識が変化している一方、実際的生活時間をみると、依然として男性は長時間労働の下、家事や育児に参加することが困難な状況となっているといえます。

図16 盛岡市の女性の年齢階級別労働力率の推移



[出典]国勢調査

(3) 勤労者の働く環境の整備

① 各種休業制度の啓発普及

育児休業制度の導入と利用促進を関係機関と連携し、市内の企業や事業所へ働きかけを行っています。

② 勤労者向け融資制度

勤労者を支援する貸付制度として、子どもが高校等に進学や就学している場合に活用できる教育資金貸付、住宅購入等に活用できる住宅購入改築等資金貸付、育児休業中に活用できる育児休業生活資金貸付、臨時または緊急に資金を必要とする場合に活用できる生活安定資金貸付を実施しています。

③ 育児休業等の取得状況

岩手県が平成18年度に県内の624事業所（常用労働者数51,608人）の労働条件等について調査した「労働条件等実態調査」によると、育児休業制度の規定を設けている事業所は82.7%で、出産者又は配偶者が出産した者のうち育児休業を取得した者は、女性が77.8%、男性は1.1%となっています。なお、育児休業取得者に占める復職者の割合は91.1%でした。

また、育児休業の利用期間でもっとも多いのは「6ヶ月以上12ヶ月未満」で75.9%でした。

図17 育児休業制度の規定の有無

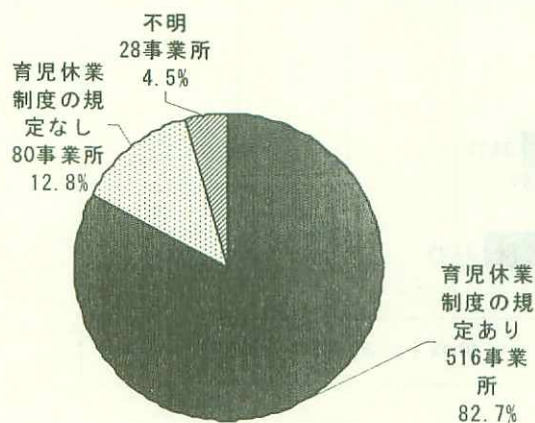
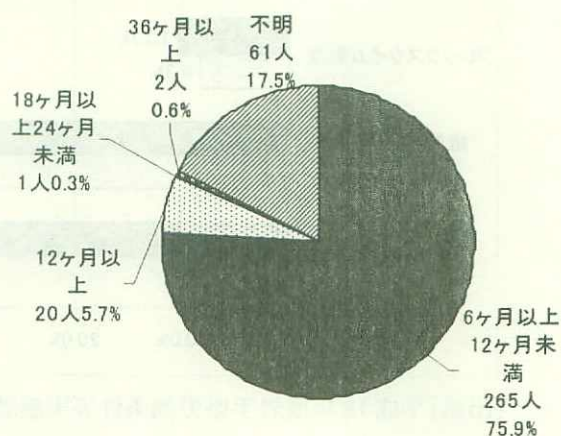


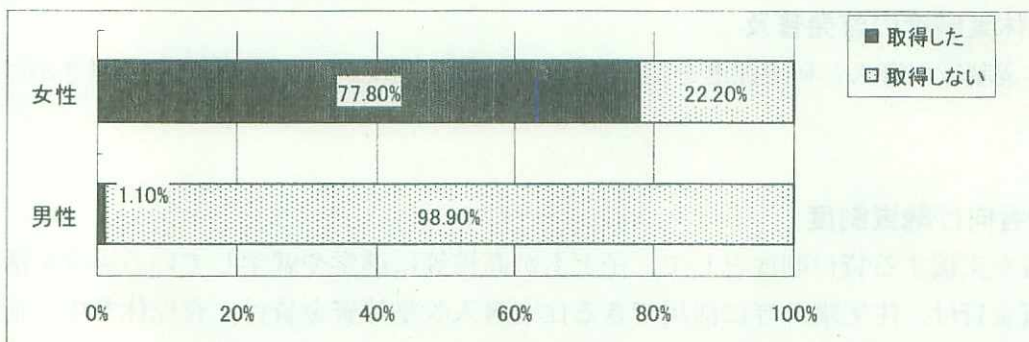
図18 育児休業の利用期間



[出典]平成18年度岩手県労働条件等実態調査

[出典]平成18年度岩手県労働条件等実態調査

図 19 育児休業制度の取得状況

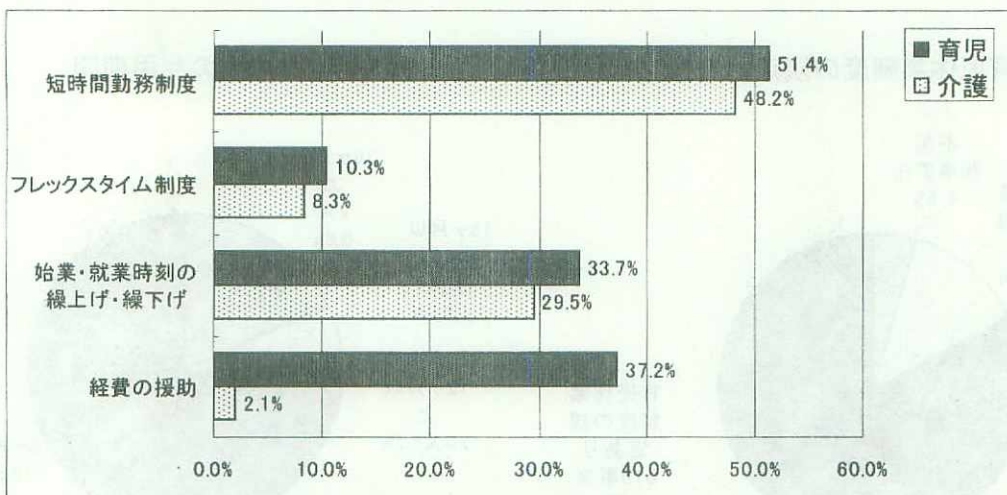


[出典]平成 18 年度岩手県労働条件等実態調査

④ 育児・介護のための制度取組状況

また、育児・介護のために導入している勤務時間短縮等の取組状況については、いずれも介護よりも育児のための取組の比率が上回り、「短時間勤務制度」が最も高く、次いで「経費の援助」、「始業・就業時刻の繰上げ・繰下げ」、「フレックスタイム制度」となっています。

図 20 育児・介護のための勤務時間短縮等取組状況



[出典]平成 18 年度岩手県労働条件等実態調査

8 子どもの安全の確保

〔 現状と課題 〕

社会情勢の変化とともに、子どもが犯罪行為に巻き込まれる事件が多発するなど地域社会が一体となって子どもの犯罪被害を未然に防止することや危険な環境を改善するための安全対策を推進することが求められています。

本市ではこれまでに、公園における危険遊具の撤去や修繕、河川事故の未然防止のための安全防護柵の設置、通学路の拡幅、市立小・中学校へのAED（自動体外式除細動器）整備など、子どもの安全対策を推進してきました。

多種多様な情報伝達機能が整備されている現代においては、情報化社会における子どもの安全確保といった視点からの対策も必要になっています。ハード面のみならずソフト面からも地域社会全体で子どもを見守り、危険を排除する取組が重要になっていることから、これまで以上に地域の関係機関や活動団体間の情報共有を含めた連携を推進していくことが課題となっています。

(1) 盛岡市新青少年健全育成計画

本市では、家庭や学校、地域、職場及び行政の青少年を取り巻く環境づくりの方向性を体系化した「盛岡市新青少年健全育成計画」を平成17年度に策定（平成19年2月改訂）しています。この計画では、青少年が自らの力で主体性と創造性を育み、社会との絆の中で自立した個人を確立できるように、その成長を支援することを基本理念としており、4つの主要テーマを設定して施策の推進を図ることとしています。この主要テーマのうち「青少年が安心・安全に生活できる環境をつくるとりくみ」として、青少年の非行や犯罪、問題行動を未然に防止するよう努めることや情報化社会の中で、青少年が適正な判断力を身に付け、有害情報から自らを守り、犯罪の被害者や加害者とならないように啓発活動を行い、青少年が安心・安全に生活できる環境づくりに努めることとしています。

(2) 子どもの安全対策

子どもの健全育成を図るために、子どもを取り巻く環境を総合的に整備するハード・ソフトの各事業について、全庁の各部署において取り組むべき課題を把握し、危険を排除した安全な環境づくりに取り組んでいます。

(3) 少年センター活動事業

市少年センターでは、少年補導員を配置して街頭補導や相談活動を行い、学校やPTA、地域住民、警察などの関係機関と連携協力しながら、少年の非行防止と健全育成を図る事業を行っています。また、情報化社会における有害な環境から子どもを守るための取組として、「ネット社会に生きる子どもたちを守る出前講座」と題して、携帯電話やインターネットの利便性を踏まえた情報伝達機能の落とし穴や、持たせる前のルールづくりを中心とした勉強会を、市内の小学校就学児童やその保護者などを対象として開催しています。

(4) 子どもの消費者被害防止対策

市消費生活センターでは、子どもの消費者被害防止のために、悪質商法被害事例と対応策を紹介して、正しい金銭感覚を養うための「出前！消費者講座」や保護者らを対象に子どもが悪質商法被害にあわないために留意する点や子どものためのお金のしつけについてアイデア提供を行う出前講座を学校などで開催しています。

このほか、地域住民を対象とした「子どものためのお金のしつけ」講座や子ども達に被害の多い携帯電話、インターネットトラブルについて「架空請求に負けないホームページ」、また、教員などが学校の授業などで活用できる教材・教案などを提供する「消費者教育支援」のコンテンツをホームページに開設して、電子媒体による情報提供を行うなど、子どもの消費者被害に対する防止対策を行っています。

(5) スクールガード事業

地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業として、市内 46 小学校区に 5 名のスクールガードリーダーを配置して、学校安全に取り組む体制を整備しています。

地域住民によるスクールガードの活動により小学校の通学路などで児童の登下校を見守る活動の充実が図られているほか、通学路等における危険箇所の把握や啓発看板の設置などが行われ、地域の安全や防犯に対する取組も進められています。また、子ども達と一緒に地域安全マップの作成や情報交換会を行うなど、スクールガード活動を通じて、子ども達の安全や地域の防犯に対する意識も高まっており、地域社会全体で子どもを見守り、健全な育成を支援する体制を推進しています。

9 保護を必要とする子どもの状況

〔 現状と課題 〕

すべての子どもと家庭が安心して生活できるよう、社会的擁護が必要な子どもや家庭への適切な支援に努めています。

平成 17 年 4 月 1 日施行の児童福祉法一部改正に伴い、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の通告先に市町村が加わったことなどから、本市における虐待の相談件数は毎年増加しています。今後も、保護が必要と思われる子どもを見かけた場合の市民の通告(連絡・相談)義務について周知を図りながら、関係機関との連携を一層強化し、早期発見・早期対応による虐待の防止に努める必要があります。

また、今日、非正規雇用が増加し経済危機が深刻化する中で、母子家庭だけでなく父子家庭からの離婚や生活困窮に係る相談の増加が懸念されます。一方では、「貧困」状態にある家庭環境が子どもの教育機会等の格差や虐待、非行などの諸問題につながる、いわゆる「子どもの貧困」が社会的問題として指摘されており、ひとり親家庭においてその比率が高くなっているともいわれています。これらの状況を踏まえ、父子家庭を含めたひとり親家庭等に対する総合的な支援体制を整えていくことが課題となっています。

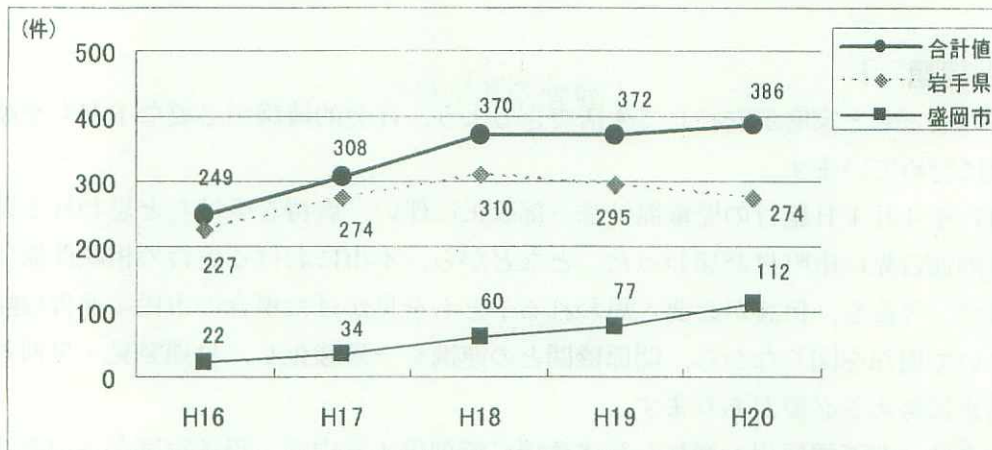
さらに、障がい児の支援については、平成 18 年度からは障害者自立支援法の施行により、障がいの種別にかかわらず必要とするサービスを提供できるよう身体・知的・精神障がい者の窓口が一本化され、3障がい同一の支援体制が整えられました。今後はさらに、障がいのある児童が、人間として健やかに成長し自立できるよう、子どものライフステージに応じた一貫した支援など総合的な支援システムの構築が求められています。

(1) 児童虐待の状況

児童虐待の相談件数は、児童福祉法の一部改正(平成 17 年 4 月 1 日施行)に伴い、通告先がそれまでの児童相談所に加え市町村が追加されたことから、児童相談所(岩手県福祉総合相談センター)の受付件数は、平成 18 年度をピークに若干減少の傾向にありますが、本市での受付件数は依然として増加の傾向にあり、市全体としては増加が続いております。このような状況に対応するため、市では児童福祉課に家庭相談員を配置し、虐待通告の受け付けや、子どもや家庭内の不安や悩みなどについての相談業務を行っています。

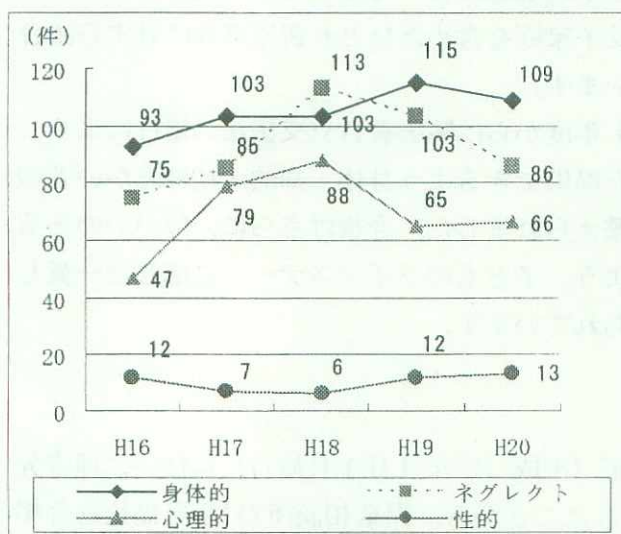
また、虐待を始めとする要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るため、市内の保健・医療・福祉・教育・警察等の関係 17 団体で構成する「盛岡市要保護児童対策地域協議会」において、情報の交換や具体的な支援内容を協議し対策に努めています。

図 21 岩手県(県内3児童相談所合計)と本市における児童虐待受付件数の推移



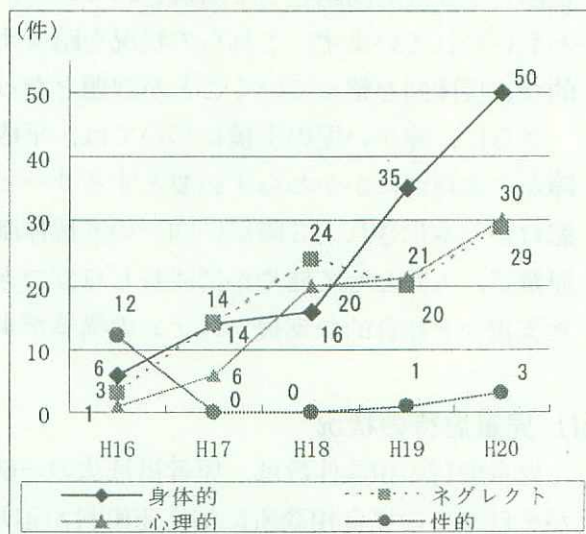
[出典]市児童福祉課

図 22 虐待種別の内訳(県内3児童相談所合計)



[出典]市児童福祉課

図 23 虐待種別の内訳(盛岡市)



[出典]市児童福祉課

表 29 児童虐待の種類

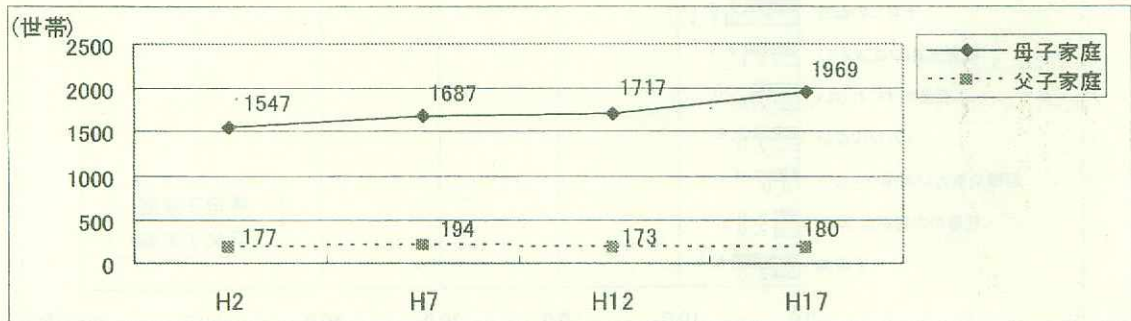
種類	具 体 例
身体的虐待	殴る, 蹴る, 投げ落とす, 首を絞める, 熱湯をかける, 布団蒸しにする, 溺れさせる, 逆さ吊りにする, 異物を飲ませる等
心理的虐待	無視, 脅かし, 他のきょうだいと著しく差別する, 「お前なんか生まれて来なければ良かった」などの子どもの心を傷つける言動, DV (ドメスティックバイオレンス: 配偶者からの暴力) を見せる等
性的虐待	性交, 性的行為の強要, 性器や性交を見せる, ポルノの被写体にする等
ネグレクト (養育放棄)	食事を与えない, 衣服や住居を極端に不潔・不衛生な状態にする, 乳幼児を家や車の中に放置する, 登校させない等

(2) ひとり親家庭の状況

① ひとり親家庭の世帯数

本市の母子家庭の世帯数は増加する傾向にあります。また、父子家庭の世帯数は、およそ180世帯前後で推移しています。

図 24 盛岡市のひとり親家庭の世帯数

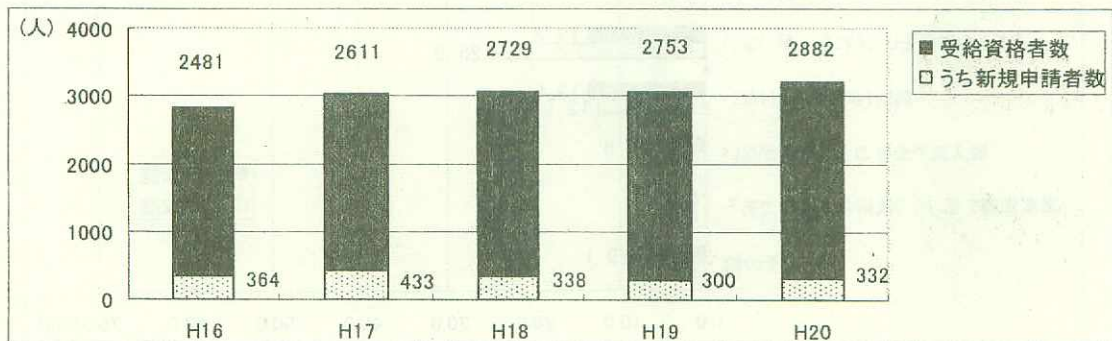


[出典] 国勢調査

② 児童扶養手当受給資格者数

母子家庭の母に支給する児童扶養手当の受給資格者数は、毎年増加する傾向にあります。

図 25 児童扶養手当受給資格者数



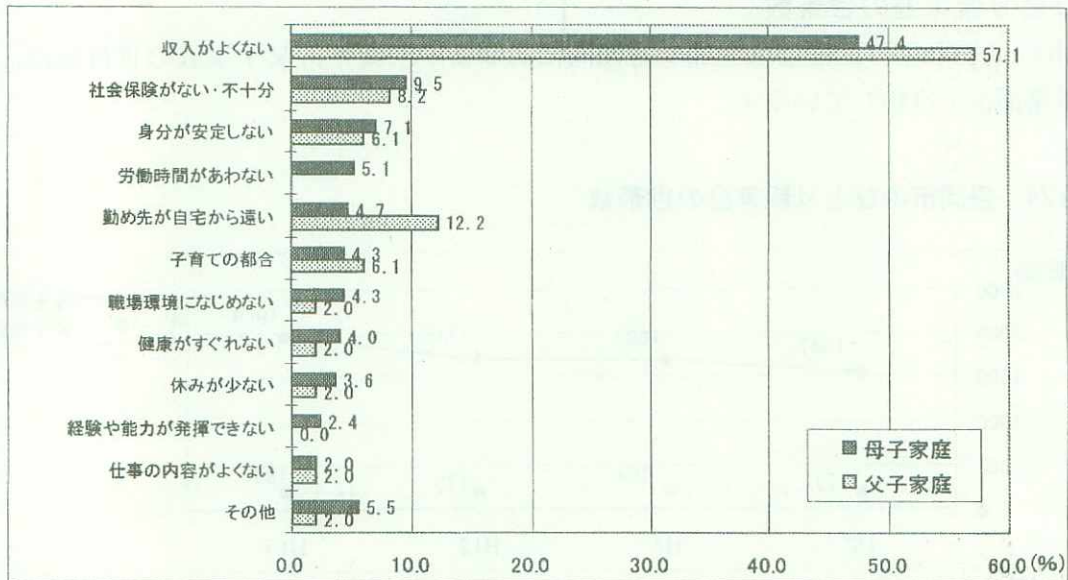
[出典] 盛岡市の福祉 (ただし、平成16年度は旧玉山村分の数値を含まない)

③ ひとり親家庭の就労

平成20年度岩手県母子世帯等実態調査によれば、仕事を変えたい理由として最も高い比率を占めたのは、母子家庭、父子家庭共に「収入がよくない」となっており、子育てをしながら十分な収入を得る仕事にはつきにくい状況にあると考えられます。

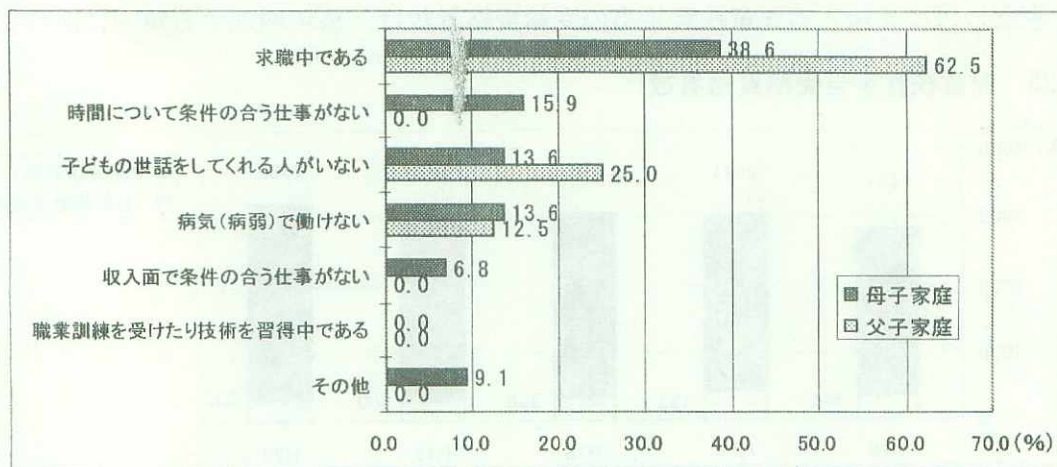
また、就職していない(就職できない)理由で最も高い比率を占めたのは、母子家庭、父子家庭共に「求職中である」となっており、子育てをしながら希望する仕事につくことが困難な状況にあると考えられます。

図 26 仕事を变えたい理由



[出典] 平成 20 年度岩手県母子世帯等実態調査

図 27 就職していない（就職できない）理由



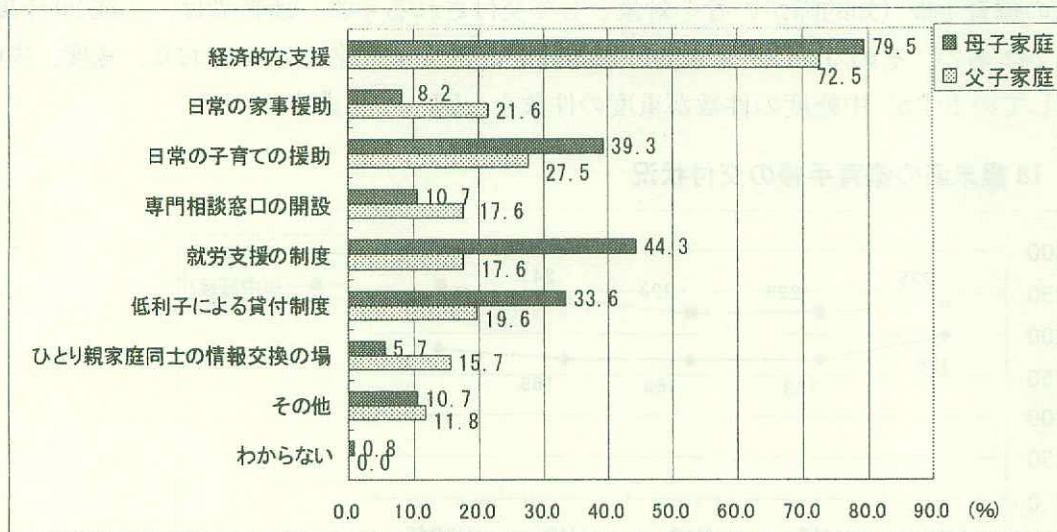
[出典] 平成 20 年度岩手県母子世帯等実態調査

④ 希望する支援等

ニーズ調査及び父子家庭に関するニーズ調査で、「どのような支援の充実を望むか」をたずねたところ、母子家庭、父子家庭共に「経済的な支援」が最も多くなっています。

また、父子家庭は、「日常の家事援助」のほか、「専門相談窓口の開設」「ひとり親同士の情報交換」が母子家庭よりも高い比率を占めており、身近に相談できる環境が整っておらず、孤立している状況が推測されます。

図 28 どのような支援を望むか



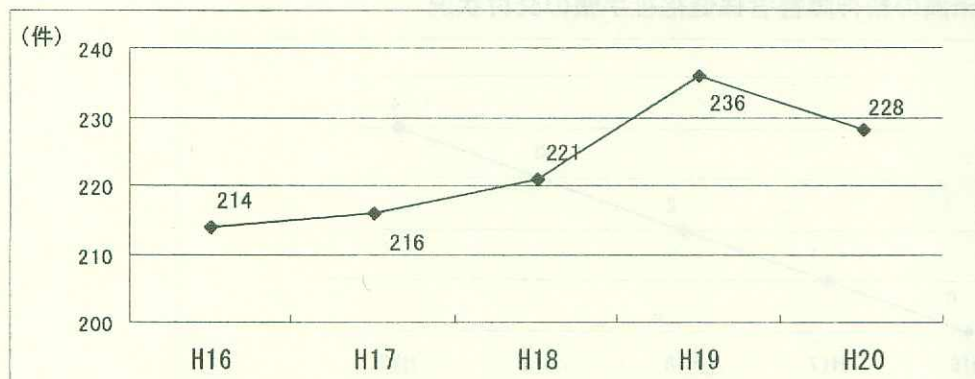
[出典] 次世代育成に関するニーズ調査, 父子家庭に関するニーズ調査

(3) 障がい児の状況

① 身体障がい児の状況

本市の身体障害者手帳所持者は、平成 20 年度末現在で 9,713 名、そのうち 18 歳未満の身体障がい児は 228 名となっており、全体として増加する傾向にあります。

図 29 18 歳未満の身体障害者手帳の交付状況



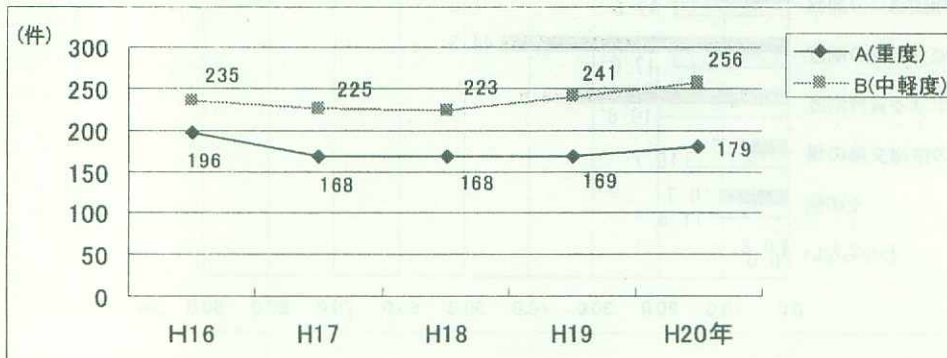
[出典] 盛岡市障がい者福祉計画

* 毎年度 3 月 31 日現在

② 知的障がい児の状況

本市の療育手帳（知的障がい者を対象として交付される手帳）所持者は、平成20年度末現在で1,742名で、そのうち18歳未満の知的障がい児は435名となっており、重度、中軽度とも増加していますが、中軽度の件数が重度の件数を上回っています。

図30 18歳未満の療育手帳の交付状況



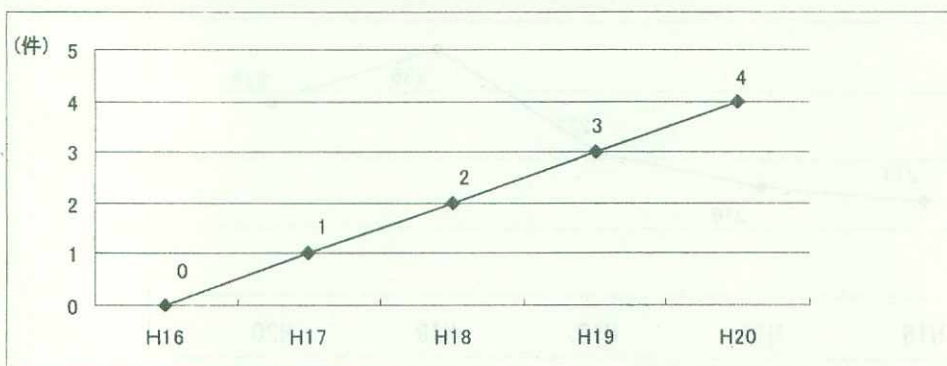
〔出典〕盛岡市の福祉

* 毎年度3月31日現在

③ 精神障がい児の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳の所持者は、平成20年度末現在で1,121名、そのうち18歳未満の精神障がい児は4名となっています。

図31 18歳未満の精神障害者保健福祉手帳の交付状況



〔出典〕岩手県央保健所

* 毎年度3月31日現在

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもがまんなか～みんなで育む子どもの笑顔～

地域の人々の優しさに包まれて子どもが育つ環境づくり、大切な子ども達の笑顔が街にあふれる地域社会づくり、そして子育てに喜びを感じることができるまちづくりの実現を目指し、前期行動計画では「子どもがまんなか～みんなで育む子どもの笑顔～」を基本理念として定めました。

子育てを支えるすべての施策は、子どもの幸せと健やかな成長を第一に願うものです。子育てについての第一義的な責任は、父母その他保護者が有するという基本的認識に立った上で、その子育てを、家庭、行政、学校、企業、地域が一緒になって「みんな」で支えていく、その理念はこれからも変わることはありません。その中で、子ども達は家族の大切さや子育ての素晴らしさを自ら感じ、盛岡というまちへの思いを深めながら、次代の担い手となっていきます。

後期行動計画においてもこの基本理念を引き続き掲げ、子育てをまちぐるみで支援するしくみづくりを更に進めながら、子育ての喜びを地域社会全体で実感し、分かち合えるまちづくりを目指します。

2 基本的な視点

本計画の策定にあたっては、次の3つの視点を基本とします。

(1) 子どもの幸せを考える視点

子どもは、様々な家庭環境の中で育てられています。どのような環境でも、子どもの幸せを第一に考え、子どもの生命や人権を擁護し、子どもの利益を最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、さらには、男女が協力し合い育てていくことが重要です。

また、子ども一人ひとりの実情に配慮した取組とともに、すべての子どもと家庭を支援する取組が必要です。

(2) 安心して子育てができる視点

子どもを産み育てることは、同時に長期にわたる親育てです。子どもの心豊かな人間性の形成を促し、やがてはその子どもが自立して新たな家庭を築いていくための取組が重要です。

また、そのためには安心して子どもを育てることができる環境づくりが必要であり、子どもの成長過程や多様なニーズに対応した質の高いサービスを確保しながら、子育てを通じ親と子がともに成長する「子育て」、「親育て」を支援する取組が必要です。

(3) 地域社会みんなで子育てを支援する視点

子育ては、その基本的な責任は保護者にありますが、子どもも社会の一員であり、社会全体で協力し合って子どもの成長を見守り、関わっていくことが大切です。

特に、これからはワーク・ライフ・バランス（※）の視点に立った働き方の見直しが必要です。

また、子育て支援の活動を行う団体など地域の社会資源の十分な活用に努めながら、地域社会全体で子育てを支える取組が必要です。

3 施策の基本的方向

(1) 地域における子育ての支援

子育てをするすべての家庭が安心して子育てができるよう、支援する環境づくりを進めます。特に、女性の就労率の上昇に伴う潜在的なニーズを踏まえ、待機児童の解消を目指すとともに病児・病後児保育を含めた保育サービスの充実、幼保一元化の動きを捉えた取組、在宅の子育て家庭への支援に努めます。また、児童センターや学校の余裕教室等の社会資源を活用した放課後児童の健全育成を推進します。

さらには、利用者の立場に立ったきめ細かい情報提供に努めるとともに、地域における子育てネットワークの形成を促進します。

(2) 母と子どもの健康の確保・増進

妊娠・出産・子育てを安心してできるよう、各種健康診査や育児相談、きめ細かな育児情報の提供により母子の健康の確保を図るとともに、思春期における心身の健康づくりを推進します。

また、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の育成などを目指し、生涯にわたり育成される食育の基礎を培うための取組とともに、ライフステージごとの取組を推進します。

(3) 子どもの教育環境の整備

次代の担い手である子ども達が、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、学校・家庭・地域が共に教育力を高めることによる社会全体の教育力の向上を図ります。

また、子ども達が将来、あたたかい家庭を築き、夢を持って子育てできるよう、子どもを産み育てることの喜びを実感できる取組を推進します。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

子育て世帯が安心して快適な生活を営めるよう、子育て世帯に配慮した公営住宅の整備や道路交通環境の充実に努めるとともに、安心して親子で外出できるよう公共施設等のユニバーサルデザインによる環境整備などを推進します。

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と子育ての両立の実現を図るため、関係機関や団体と連携しながら、事業者や労働者の理解が得られるよう、意識啓発等をより積極的に推進します。

(6) 子どもの安全の確保

子どもを事故や犯罪、情報化の進展に伴う有害環境等から守るための取組を推進します。また、交通安全の確保や公園等の遊具の点検、修繕による環境整備を進めるとともに、関係機関と連携した情報提供や広報啓発活動を推進します。

(7) 保護を必要とする子どもへの取組の推進

児童虐待の防止及び早期発見のため、関係機関と連携した取組を推進するほか、父子家庭を含めたひとり親家庭等の自立支援策の充実に努めます。また、障がい児施策については、発達障がいへの適切な対応や支援を一層推進します。

計画の体系

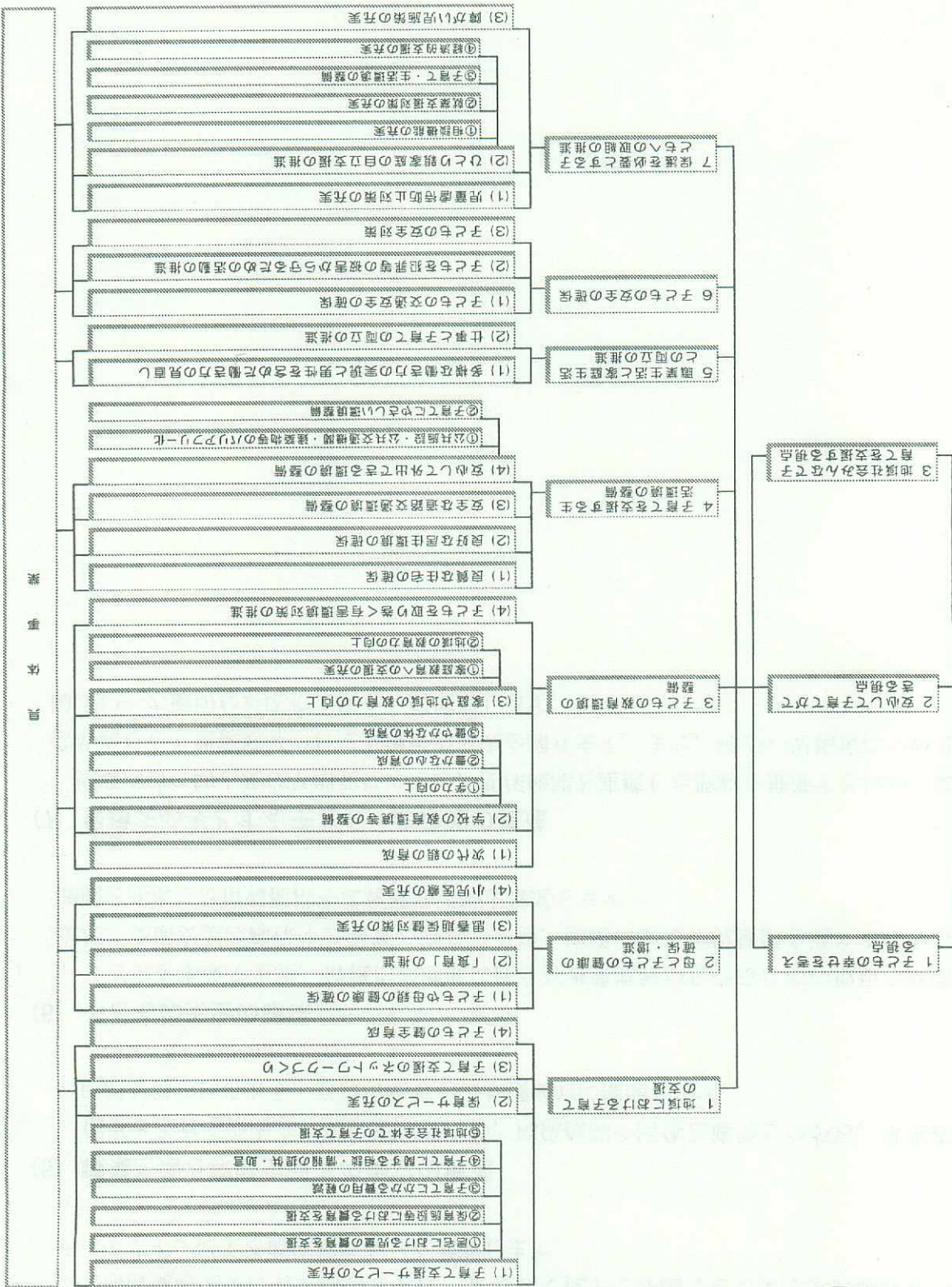
児童サービスのありかた

基本理念

基本的な視点

施策の基本的方向

実施施策



第4章 施策の展開

施策の基本的方向に基づく実施施策と具体事業を定めます。各実施施策には評価指標を設定し、施策ごとの成果を把握します。さらに、実施施策を推進するための具体事業においても目標数値を設定して進捗状況を把握しながら、その達成を目指します。

1 実施施策の評価指標及び具体事業の目標数値について

(1) 評価指標及び目標数値の設定年次

評価指標及び目標数値については、本計画期間の最終年度である平成 26 年度の数値を設定します。

なお、平成 26 年度の数値は原則として盛岡市基本構想に基づく盛岡市総合計画及び行政評価システムと整合を図ることとしており、数値に*印が標記されているものについては、現状値において既にこれを達成しているものですが、評価指標及び目標数値の目指す方向に基づき引き続き推進するものです。

(2) 評価指標及び目標数値の目指す方向

評価指標及び目標数値の目指す方向を矢印で示すこととし、その意味は次のとおりです。

- ↑：数値を上げていくことを目標とするもの
- ↓：数値を下げていくことを目標とするもの
- ：現状を維持していくことを目標とするもの

2 後期行動計画における新規事業について

後期行動計画で新たに位置づける事業は、【新規】とし、このうち従来から実施していたものは【既存事業】、来年度から実施する予定のものは【平成 22 年度実施予定】、計画期間中に実施に向けて検討するものは【計画期間中に実施検討】と分類し、示しています。

施策の基本的方向 1 地域における子育ての支援

実施施策(1) 子育て支援サービスの充実

子育てをする全ての家庭を対象とする子育て支援サービスの充実を図ります。各家庭において受けられるサポートや、保育所や幼稚園等施設の専門機能を生かしたサービスの提供など、地域において子育てを支援する体制づくりを一層整備します。

また、親子が気軽に訪れて交流を図りながら、子育てに関する情報の提供や相談・助言が得られる拠点となる場の設置についても充実を図るとともに、相談体制については、いつでも気軽に相談できるしくみづくりについて今後も検討を進め、機能をさらに強化します。

さらに、企業等の協賛を得て子育て支援を行う取組などを通じて、地域社会全体の子育てへの理解と関心を高めながら、互いの支えあいにより子育てを支援していく環境づくりを進めます。

[評価指標]

評価指標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
市民アンケート調査で「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる」と答えた市民の割合	↑	16.2%	19.4%

[具体事業]

① 居宅における児童の養育を支援

No.1 ファミリーサポートセンター事業	担当課等	指 標	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値	
地域において会員同士が育児、介護の相互援助を行う。また、通常の子どもの預かりや送迎等のほか病児・病後児の子どもの預かりも行う。	児童福祉課	設置か所数	→	1 か所	1 か所
No.2 乳児家庭全戸訪問事業 【新規・既存事業】					
生後4か月の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、不安や悩みを聞き、情報提供するとともに、支援が必要な家庭は適切なサービスに結びつけ、地域で子どもが健やかに育つための環境整備を図る。	健康推進課 (保健所) 健康福祉課 (玉山事務所) 児童福祉課	訪問件数	↑	1,000 件	2,500 件
		育児不安が少なくなった割合	↑	—	98.0%

② 保育施設等における養育を支援

No.3 子育て短期支援事業（ショートステイ）	担当課等	指 標	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値	
保護者が疾病等の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で一時的に養育する。	児童福祉課	実施か所数	→	5 か所	5 か所
		利用人数	↑	95 人日	99 人日
No.4 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）					
保護者が仕事その他の理由により平日の夜間または休日に不在となり家庭において子どもを養育することが困難となった場合に、児童養護施設等で一時的に養育する。	児童福祉課	実施か所数	→	5 か所	5 か所
		利用人数	→	10 人	10 人
No.5 一時預かり事業					
保育所に入所していない子どもの家庭において、子どもの保育が断続的に困難になる場合や保護者の疾病等により緊急に子どもの保育を必要とする場合などに、子どもを一時的に保育所で保育する。	児童福祉課 保育所	実施か所数	→	16 か所	16 か所
		利用延べ日数	→	6,201 日	6,201 日

③ 子育てにかかる費用の軽減

No.6 保育所保育料の軽減	担当課等	指 標	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値	
保護者の保育料負担を軽減するため、国の基準額から独自に軽減を行い、保育料を設定する。	児童福祉課	保育料の軽減率	↑	31.8%	33.2%
No.7 乳幼児・妊産婦医療費給付事業					
就学前の乳幼児及び妊産婦の適正な医療を確保し、心身の健康の保持と生活の安定を図ることにより、福祉の増進に寄与することを目的として、医療費等を給付する。	医療給付課	受給者証申請率	↑	94.8%	100.0%
No.8 児童手当支給事業					
子どもを養育している家庭の生活の安定と次代の社会を担う子どもの健全な育成及び資質の向上のため児童手当を支給する。	児童福祉課	受給者数	→	16,969 人	16,969 人
		対象全児童のうち支給している児童の割合	→	77.3%	77.3%
No.9 幼稚園就園奨励事業					
私立幼稚園に通う園児の保護者の保育料負担の軽減と、公立幼稚園と私立幼稚園の保護者負担の是正を図る。	学務教職員課	申請者数	→	2,696 人	2,696 人

No.10 要保護・準要保護児童生徒就学援助事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の給食費や修学旅行費などの費用の一部を援助する。	学務教職員課	申請者数	→	2,011 人	2,011 人
No.11 特定不妊治療費助成事業 【新規・既存事業】					
治療費が高額な特定不妊治療費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。	健康推進課 (保健所)	助成給付率	→	100.0%	100.0%
No.12 小児医療費給付事業 【新規・既存事業】					
未熟児養育医療、小児慢性特定疾患医療、育成医療により医療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。	健康推進課 (保健所)	申請により受給資格を得た者の割合	→	100.0%	100.0%

④ 子育てに関する情報の提供・相談

No.13 家庭相談員活動事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
家庭での子どもの養育に関する相談への指導・援助を行う。児童福祉課での来庁者との面談や、電話での相談に対応するほか、必要に応じて家庭訪問をして指導・援助を行う。	児童福祉課	相談実件数	→	300 件	300 件
No.14 地域子育て支援拠点事業 (センター型)					
保育所を地域子育て支援センターとして位置づけ、施設の開放による親子の交流の場の提供や子育てに関する相談・援助、子育て情報の提供、講座の実施、子育てサークルへの支援、高校生の育児体験等を行う。	児童福祉課 保育所	実施か所数	↓	10 か所	8 か所
No.15 地域子育て支援拠点事業 (ひろば型)					
常設のひろばで、親子が気軽につどい、うちとけた雰囲気の中で交流を深める場を提供する。子育てに関する指導・援助、子育て情報の提供、子育てに関する講座等を実施する。	児童福祉課	実施か所数	↑	1 か所	2 か所
No.16 幼児教育センターとしての取組 【新規・既存事業】					
幼稚園で、育児不安を抱えた保護者の相談窓口の開設や、園庭、施設の開放を行う。	学務教職員課 市立幼稚園	相談日回数	↑	52 回	100 回

No.17 妊産婦・乳幼児相談事業	担当課等	指 標	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値	
妊産婦や子育て中の親が抱えている悩みや育児不安などを解消するため、具体的な保健指導や適切な情報を提供しながら、安心して出産や育児ができるよう支援する。①専用回線による電話相談「ママの安心テレホン」②定例子育て相談（保健所など市内 4 か所を実施）③地区子育て相談（地区の要望により実施）	健康推進課 (保健所)	安心テレホンを知っている割合	↑	52.2%	60.0%
		気軽に相談できた割合	→	95.0%	95.0%
No.18 子育て応援ガイドブック発行事業					
育児のポイント、子育て支援サービス、子育てに関する制度等の情報を集約したガイドブックを作成する。子育て家庭に配布し、情報提供を行うとともにサービス、制度等の効率的利用を促進する。	健康推進課 (保健所) 健康福祉課 (玉山事務所)	ガイドブックを知っている割合	↑	84.0%	85.0%
		活用している割合	↑	57.0%	60.0%
No.19 子育て支援事業（もりおか子育てねっと）					
育児のポイント、子育て支援サービス事業、子育てに関する制度等の情報を掲載したホームページ「もりおか子育てねっと」を開設する。	児童福祉課 健康推進課 (保健所)	アクセス数	↑	25,000 件	30,000 件
No.20 幼稚園リスト配布事業					
【新規・既存事業】					
幼稚園の名称、所在地、電話番号等のほか、ホームページの有無、対象、定員、各種費用、教育方針などを掲載した「盛岡市及び近隣幼稚園園児募集状況一覧表」を作成配布する。	男女参画国際課 女性センター	作成部数	→	100 件	100 件

⑤ 地域社会全体での子育て支援

No.21 もりおか子育て応援パスポート事業	担当課等	指 標	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値	
【新規・既存事業】					
子育て世帯及び妊産婦に対し、協賛店で特典が受けられるパスポートを発行し、子育てに係る負担を軽減するとともに、地域社会全体で子育てを支える機運の醸成を図る。	児童福祉課 盛岡商工会議所	パスポート発行件数	↑	4,900 件	7,000 件
<再掲>（仮称）赤ちゃんの駅設置事業					
【新規・計画期間中に実施検討】					
4-(4)-②参照	—	—	—	—	

実施施策(2) 保育サービスの充実

子育てをしている人が安心して働くことができるよう、多様な保育ニーズに対応したサービスの提供を行います。特に、需要の多い3歳未満児の保育所の入所について拡充を図るほか、幼稚園における預かり保育や認定こども園への支援の充実を図りながら、待機児童の解消に努めます。

また、病児・病後児保育事業については、従来の医療機関での実施のほか、保育園での体調不良児への対応など、よりきめ細かいサービスの提供について充実を図ります。

[評価指標]

評価指標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
待機児童数	↓	33 人	10 人

[具体事業]

No.22 通常保育事業	担当課等	指 標	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値	
保護者の就労等により家庭で保育できない子どもを保育所で保育する。	児童福祉課 保育所	入所見込み 人数(3歳未 満児)	↑	2,589 人	2,744 人
		入所見込み 人数(3歳以 上児)	→	3,087 人	3,087 人
No.23 延長保育事業					
通常の保育時間（午前7時から午後6時まで）を超えて保育する必要がある子どもに対して午後7時までの1時間または午後8時までの2時間の延長保育を行う。	児童福祉課 保育所	実施か所数	↑	52 か所	54 か所
		利用延児童 数	↑	885 人	910 人
No.24 休日保育事業					
保育所に入所している児童の家庭において、休日や年末年始に、保護者の就労等により子どもの保育が困難になる場合に、子どもを保育所で保育する。	児童福祉課 保育所	実施か所数	↑	7 か所	8 か所
		利用実児童 数	↑	350 人	400 人

No.25-1 病児・病後児保育事業 (病児対応型・病後児対応型)	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
児童が病気や病気回復期で集団保育が困難な期間、病院に併設した施設で一時的にその子どもの保育を行う。	児童福祉課	実施か所数	→	3 か所	3 か所
		利用延べ日数	↑	1,353 日	2,030 日
No.25-2 病児・病後児保育事業 (体調不良児対応型)					
保育所に通う児童が、保育中に体調不良となった場合に、保護者が迎えに来るまでの間、病後児保育を実施する保育所において児童を預かる。当該保育所に通所中の児童が対象。	児童福祉課 保育所	実施か所数	→	2 か所	2 か所
		開設日数	→	504 日	504 日
No.26 幼稚園預かり保育の実施					
保育時間の延長を希望する児童がいる場合に、預かり保育を実施する。	学務教職員課 市立幼稚園	実施か所数	→	4 か所	4 か所
No.27 認定こども園の支援 【新規・既存事業】					
認定こども園の設置認可や運営に関する相談があった際に適切な助言・指導を行う。	児童福祉課	実施か所数	↑	3 か所	5 か所
No.28 保育所施設設備事業 【新規・既存事業】					
保育所施設の新規建設及び既存施設の改修を行う。	児童福祉課	実施か所数	↑	0 か所	5 か所

実施施策(3) 子育て支援のネットワークづくり

乳幼児を持つ親の交流を通じたサークルの形成や活動の支援を通じて、互いに子育てを支えあう仲間づくりを推進します。また、子育てをしているすべての家庭に対し、子育て支援サービスを効果的・効率的に提供するために、地域の子育て情報を発信するネットワークづくりを進めます。

[評価指標]

評価指標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
地域子育て支援センターとつどいの広場の延べ利用者数	↑	49,286 人	*41,503 人

[具体事業]

No.29 家庭教育支援事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
乳幼児を持つ親を対象に、子育てについての知識や技術を学ぶとともに、交流を図る。	生涯学習課 公民館	参加者数	↑	6,251 人	6,500 人
<再掲>地域子育て支援拠点事業 (センター型)					
1-(1)-④参照	児童福祉課 保育所	—	—	—	—
<再掲>子育て応援ガイドブック発行事業					
1-(1)-④参照	健康推進課 (保健所)	—	—	—	—
<再掲>子育て支援事業 (もりおか子育てねっと)					
1-(1)-④参照	児童福祉課 健康推進課 (保健所)	—	—	—	—

実施施策(4) 子どもの健全育成

子ども達が心身ともに健やかに育ち、安全、安心に過ごすために、地域の拠点となる子どもの居場所づくりについて充実を図ります。地域のボランティアや施設等社会資源の有効活用を図りながら、子どもどうしの交流や健全な遊び、様々な体験などを通して子どもの豊かな感性や社会性を育み、健全育成を図ります。

[評価指標]

評価指標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
市民アンケート調査で「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる」と答えた市民の割合	↑	16.2%	19.4%

[具体事業]

No.30 児童館管理運営事業	担当課等	指 標	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、地域の児童健全育成の拠点として、児童館・児童センターの運営を行う。	児童福祉課	就学児童のうち利用登録している児童の割合	↑ 30.1%	40.0%
No.31 児童館整備事業				
子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、地域の児童健全育成の拠点として、児童館・児童センターを計画的に整備する。	児童福祉課	整備か所数	↑ 38 か所	39 か所
No.32 放課後子ども教室推進事業 【新規・既存事業】				
子ども達の放課後や休日の、安心・安全な居場所を確保するとともに、地域の大人の協力を得てスポーツや文化活動、野外活動等の体験活動を行う。	生涯学習課	参加者数 開設か所数	↑ → 6,346 人 6 か所	6,500 人 6 か所
No.33 母親クラブ活動育成事業				
会員数が概ね 30 人以上の母親クラブが、児童館と連携しながら児童の健全育成を目指した活動を行う場合に助成し、活動の促進を図る。	児童福祉課	実施か所数	→ 42 か所	42 か所

No.34 子ども会活動支援事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
異年齢交流等を通じ、子ども達の健全育成に寄与するために子ども会育成会への活動支援を行う。	生涯学習課 公民館	子ども会会員数	↑	13,600 人	15,300 人
No.35 少年指導員事業					
子ども達に不足しているといわれる自然体験や社会体験を実際に経験させるために、これを地域で支援するボランティアを育成登録するための研修を実施する。	生涯学習課	登録者数	↑	200 人	300 人
<再掲>放課後児童健全育成事業 (地域児童クラブ等運営事業)					
5-(2)参照	児童福祉課	—	—	—	—

事業名	実施年度	実施内容	実施場所	実施状況
子ども会活動支援事業	平成21年度	異年齢交流等を通じ、子ども達の健全育成に寄与するために子ども会育成会への活動支援を行う。	生涯学習課 公民館	子ども会会員数 13,600人
少年指導員事業	平成21年度	子ども達に不足しているといわれる自然体験や社会体験を実際に経験させるために、これを地域で支援するボランティアを育成登録するための研修を実施する。	生涯学習課	登録者数 200人
<再掲>放課後児童健全育成事業 (地域児童クラブ等運営事業)				
5-(2)参照			児童福祉課	—

施策の基本的方向 2 母と子どもの健康の確保・増進

実施施策(1) 子どもや母親の健康の確保

妊娠・出産・新生児期及び乳幼児期における健康診査や保健指導の充実を進めるとともに、妊娠・出産から育児へと継続的な相談・指導体制の確立を図り、妊産婦の健康確保と子どもが健やかに育つ環境の整備を進めていきます。

さらに、妊娠・出産や育児の情報・出産準備や子どもの事故防止など親となるために必要な知識を習得する機会を提供します。

[評価指標]

評価指標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
妊娠出産に対する満足度	↑	—	95.0%
家庭訪問により育児不安が少なくなった割合	↑	—	93.0%

[具体事業]

No.36 母子健康手帳交付及び妊婦相談事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
妊娠届出のあった者に対し母子健康手帳を交付し、母子の健康の保持増進を目的に保健指導を行う。母子関連の制度やサービスなどの情報提供を行い保健師が面接を行いながら、妊婦の生活環境や心身の状況を把握し、保健指導が必要な妊婦に対しては家庭訪問などにより継続支援を行う。	健康推進課 (保健所) 健康福祉課 (玉山事務所)	妊娠中の喫煙が改善した割合	↑	85.0%	100.0%
		妊娠・出産に対する情報が得られた割合	↑	95.1%	*95.0%
No.37 妊婦健康診査					
妊婦や胎児の健康の保持増進及び妊婦の経済的負担を軽減するため、妊婦健診 14 回分について助成を行うほか、妊婦の子宮頸がん検診の助成を実施する。健診受診後必要な妊婦に対しては、家庭訪問などにより継続支援を行う。	健康推進課 (保健所) 健康福祉課 (玉山)	妊婦健康診査受診率	↑	94.1%	96.0%

No.38 母親教室（マタニティ）事業	担当課等	指 標	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値	
妊婦及び夫を含む家族に対し妊娠・出産・育児についての知識の普及を行う。また参加者同士が情報を共有したり仲間づくりができるよう支援する。平日（2日間）コースを毎月開催するほか、就労者のために日曜日（1日）コースを年間6回開催する。	健康推進課 （保健所） 健康福祉課 （玉山事務所）	初妊婦の受講割合	↑	38.0%	38.2%
		参加で不安が軽減した割合	↑	85.0%	90.0%
No.39 育児教室事業					
第1子とその親を対象に子育てについての知識の普及と、親同士の交流や仲間づくりを目的とした教室を開催する。離乳食指導のほか、この時期の子育てのポイント、母と子の遊び、事故防止、口腔衛生等について指導する。	健康推進課 （保健所） 健康福祉課 （玉山事務所）	育児が楽しくなった割合	↑	80.6%	85.0%
		ふれあう時間が増えた割合	↑	67.9%	70.0%
No.40 妊産婦・新生児訪問指導事業					
家庭訪問により妊娠・出産・育児に関して、個々の生活環境に即した支援を行う。病気や経済的に支援の必要な妊産婦や新生児については、出生時の状況や訪問の希望に対し（特に第1子を優先し）、保健師や助産師が指導にあたる。	健康推進課 （保健所） 健康福祉課 （玉山事務所）	第1子及び要支援者への訪問割合	↑	53.2%	85.0%
		育児不安が少なくなった割合	↑	93.4%	100.0%
No.41 歯科健康診査事業					
「妊産婦歯科健康診査」は妊産婦の口腔の診査により健康増進を図るとともに、子どもの歯の健康への知識と口腔ケアの技術を高めることを目的に実施する。「幼児歯科健康診査」は幼児の健康増進を図るために口腔疾患の早期発見、早期治療と生涯を通じての口腔ケアの知識を啓発することを目的として実施する。5歳児歯科健康診査受診率は、う蝕予防のために必要時第一大臼歯へのシーラント予防処置を行うことができる。	健康推進課 （保健所） 健康福祉課 （玉山事務所）	妊産婦歯科健康診査受診率	↑	26.0%	30.0%
		5歳児歯科健康診査受診率	↑	75.0%	77.0%
No.42 乳幼児健康診査					
乳幼児の健康の保持増進を図るために健康診査を行い、病気や発育発達及び育児環境上の問題を早期に発見して適切な支援・指導を行う。平日に受診できない幼児のために休日幼児健康診査を実施する。	健康推進課 （保健所） 健康福祉課 （玉山事務所）	乳幼児健康診査受診率（3歳児）	→	95.0%	95.0%

No.43 乳幼児栄養食品支給事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
乳幼児の心身の健全な成長を促進するため、栄養の援助を必要とする低所得者（市県民税非課税世帯・同均等割のみ課税世帯）に対し粉ミルクを支給する。	健康推進課 (保健所) 健康福祉課 (玉山事務所)	支給決定件数	↓	36 件	26 件
No.44 乳幼児総合診査事業					
定期の乳幼児健康診査等から発達や発育、養育に対し問題があると思われる乳幼児を、早期発見、早期療育の観点で総合的に診査し、必要時療育指導を行う。また、専門機関、療育機関など関係機関とのネットワークにより乳幼児の発達支援を就学まで行う。①診査事業（月1回）②親子教室（組別等定例開催）③早期療育ネットワーク（療育機関等の研修、調査事業、事例検討）	健康推進課 (保健所) 健康福祉課 (玉山事務所)	初診児の3歳未満児割合	→	60.0%	60.0%
<再掲> 乳児家庭全戸訪問事業 【新規・既存事業】					
1-(1)-①参照	健康推進課 (保健所) 健康福祉課 (玉山事務所) 児童福祉課	—	—	—	—
<再掲> 妊産婦・乳幼児相談事業					
1-(1)-④参照	健康推進課 (保健所) 健康福祉課 (玉山事務所)	—	—	—	—
<再掲> 子育て応援ガイドブック発行事業					
1-(1)-④参照	健康推進課 (保健所)	—	—	—	—
<再掲> 子育て支援事業（もりおか子育てねっと）					
1-(1)-④参照	児童福祉課 健康推進課 (保健所)	—	—	—	—

実施施策(2) 「食育」の推進

乳幼児期をスタートに、発達段階に応じて子ども達や親に対し、食に関する学習の機会や情報提供を行い、食を通じた豊かな人間性の形成と家族関係づくりを進めます。また、保育所や小中学校等においても給食を生きた教材として十分に活用し、食への理解と関心を高める取組を行います。

[評価指標]

評価指標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
毎日朝食を食べている 3 歳児の割合	↑	95.2%	98.0%

[具体事業]

No.45 婦人の健康づくり事業 (ヘルシー教室)	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
ライフスタイルの多様化により、食生活が乱れがちな今日、次世代の家族の健康づくりを担う 20 代～30 代の主婦を対象に、健康のための正しい知識と行動変容を促す。家族全員の健康的なわが家の食卓が、次世代の子ども達の良い食習慣につながるようにする。	健康推進課 (保健所) 健康福祉課 (玉山事務所)	教室への参加者数	↑	20 人	30 人
No.46 食生活改善推進員地区活動事業					
親子料理教室の開催や地域の実情に合わせ、学校、児童館、幼稚園等と連携をとりながら活動し、食に関する周知啓発を行う。子ども達に食事の大切さを伝え、食を営む力を育むために郷土食等を盛り込みながら地域に根ざした活動を進める。	健康推進課 (保健所) 健康福祉課 (玉山事務所)	食育に取り組んでいる地域	↑	6 か所	10 か所
		教室開催回数	↑	15 回	20 回
No.47 保育所における食育の取組					
【新規・既存事業】					
保育所給食や給食だよりを通して、子ども達や親に正しい食事のあり方や望ましい食習慣など食の大切さを働きかけるとともに、食材に地場産品を積極的に使用し、郷土食等を取り入れながら食文化について理解を深める。	保育所	食育に取り組んでいる保育所の数	↑	52 か所	54 か所

No.48 小中学校における食育の取組 【新規・既存事業】	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
各学校において、授業や給食を通じ、適正な栄養の摂取による健康増進を図るとともに、食生活に対する正しい理解、伝統的な食文化への理解などに取り組み食育を推進する。 学校給食においては、健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、摂取する食品と健康の保持増進との関連性について指導を行う。	学校教育課 学務教職員課 小学校 中学校	食育に取り組んでいる小学校の数	→	46 校	46 校
		食育に取り組んでいる中学校の数	→	24 校	24 校
<再掲> 育児教室事業					
2-(1)参照	健康推進課 (保健所) 健康福祉課 (玉山事務所)	—	—	—	—

実施施策(3) 思春期保健対策の充実

10 代の人工妊娠中絶や性感染症の増大等の問題に対応するため、性に関する正しい知識の普及を図りながら、思春期における心身の健康づくりに努めます。

[評価指標]

評価指標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
赤ちゃんを抱いたことがある中高生の割合	↑	—	77.0%

[具体事業]

No.49 思春期保健（ふれあい体験）	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
中・高校生を対象に、思春期講演会では性感染症の予防について、また、母親教室や育児教室での体験を通して命を育むことの大切さについて学習するとともに、関係機関と連携しながら、思春期の子ども達の健全育成を図る。	健康推進課 (保健所) 健康福祉課 (玉山事務所)	参加者数	↑	551 人	600 人

実施施策(4) 小児医療の充実

小児医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てるための環境づくりの基盤となるものであることから、特に小児救急医療の充実・確保について整備を積極的に進めます。

また、予防接種の接種率の向上を図りながら感染症の発症や拡大を防止します。

[評価指標]

評価指標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
市民アンケートで「いつでも受診できる医療機関がある」と答えた市民の割合	↑	89.2%	90.0%

[具体事業]

No.50 在宅当番医制事業	担当課等	指 標	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
休日の日中における初期救急を確保するため、軽症の救急患者に対して、参加当番医療機関が診療にあたる。小児科/診療体制1日1施設、診療時間午前9時～午後5時	企画総務課 (保健所)	参加当番医療機関数 (小児科) →	19か所	19か所
No.51 小児救急輪番制病院事業				
休日や夜間における小児重症患者の救急医療を確保するため、小児救急病院が輪番制により診療にあたる。診療体制1日1施設、診療時間 夜間：午後5時～午前9時 日中：午前9時～午後5時 土曜日：午後1時～午後5時	企画総務課 (保健所)	小児救急輪番病院数 →	5か所	5か所
No.52 夜間急患診療所管理運営事業				
夜間における初期救急を確保するため、軽い症状の救急患者に対し、年中無休で応急的な診療にあたる。診療時間 午後7時～午後11時30分	企画総務課 (保健所)	市民アンケート調査で夜間急患診療所を知っていると答えた市民の割合 ↑	81.4%	85.0%

No.53 予防接種事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
乳幼児の発病予防のため予防接種法に基づき、ジフテリア・百日せき・破傷風（三種混合）、麻しん、風しん、日本脳炎を個別接種で、急性灰白髄炎（ポリオ）を集団接種で実施する。また、結核予防法に基づき乳幼児にBCG予防接種を実施する。	保健予防課 (保健所)	1歳6か月までに麻しんが終了している子どもの割合	↑	85.0%	87.0%
No.54 幼児インフルエンザ予防接種事業					
3歳から5歳までの幼児のインフルエンザの発病とその重症化予防のため、幼児が予防接種を受ける場合に一定金額を補助する。	保健予防課 (保健所)	接種者数	↑	3,800人	4,000人

施策の基本的方向3 子どもの教育環境の整備

実施施策(1) 次代の親の育成

中高生が乳幼児とふれあう機会をつくるなど、子どもを産み育てることについての理解を深め、子どもや家庭の大切さを実感する機会の拡大を図ります。

[評価指標]

評価指標		平成21年度 現状値	平成26年度 目標値
高校生が乳幼児とのふれあい体験を通して子育ての楽しさや大変さがわかった割合	↑	87.5%	90.0%

[具体事業]

〈再掲〉地域子育て支援拠点事業(センター型)	担当課等	指 標		平成21年度 現状値	平成26年度 目標値
1-(1)-④参照	児童福祉課 保育所	—	—	—	—
〈再掲〉思春期保健(ふれあい体験)					
2-(3)参照	健康推進課 (保健所) 健康福祉課 (玉山事務所)	—	—	—	—

実施施策(2) 学校の教育環境等の整備

子ども達が個性豊かに生きる力を育むことができるよう、確かな学力の向上と豊かな感性や創造性を育むための機会の充実、健やかな体の育成を図る取組を進めます。

[評価指標]

評価指標		平成21年度 現状値	平成26年度 目標値
小中学校学力検査の全国水準(100)との比較 (小学校4年生:国語)	↑	110.4ポイント	112.0ポイント
小中学校学力検査の全国水準(100)との比較 (小学校4年生:算数)	↑	107.8ポイント	112.0ポイント

評価指標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
小中学校学力検査の全国水準(100)との比較 (中学校 2 年生：国語)	↑	109.2 ポイント	112.0 ポイント
小中学校学力検査の全国水準(100)との比較 (中学校 2 年生：数学)	↑	100.6 ポイント	108.0 ポイント
問題行動調査（不登校）の出現率(小学校)	↓	0.28 ポイント	*0.31 ポイント
問題行動調査（不登校）の出現率(中学校)	↓	2.66 ポイント	2.64 ポイント
体力運動能力(走・跳・投)の全国水準を上回っている種目の数(小学校 96 種目中)	↑	49 種目	61 種目
体力運動能力(走・跳・投)の全国水準を上回っている種目の数(中学校 48 種目中)	↑	37 種目	43 種目

[具体事業]

① 学力の向上

No.55 教育振興運動事業	担当課等	指 標	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値	
教育水準（健全育成・学力向上・健康安全）の維持向上を目指し，児童生徒，家庭，地域，学校，行政の五者がそれぞれの役割と責任を明確にしながら運動に取り組む。	学校教育課	地区別集会（7カ所）及び実践発表大会参加者数	↑	2,075 人	2,700 人
No.56 学校支援事業					
個別に配慮が必要な児童生徒のいる学校に対し，より効果的に学習指導，生徒指導を行うために非常勤職員を配置する。	学校教育課	非常勤職員の配置数	↑	50 人	70 人
No.57 外国人英語指導講師招へい事業					
国際理解教育の英語力の向上等を図るため，外国人英語指導講師を招へいし，中学校に配置し，小学校に派遣することで，次代を担う小中学生に生きた英語を学ぶ機会を提供し，英語力の向上と国際化に対応できる能力の育成を図る。	学校教育課	外国人英語指導講師者数	→	7 人	7 人
No.58 教育研究事業					
教育の今日的な動向の的確な把握に努め，本市の教育上の重要課題を明らかにし，それらを重点的に調査研究し有効適切な解決方を提示する。	教育研究所	教育研究所発表大会への参加者数	↑	361 人	408 人

No.59 一般研修事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
教職員の資質向上のため、教科、道徳、特別活動、先人教育等の指導法及びコンピュータ操作等に関する研修を行う。	教育研究所	公開講座への参加者数	↑	695 人	700 人
No.60 学校訪問指導事業 【新規・既存事業】					
市立幼稚園、小学校、中学校の校内授業研究会等に指導法改善などのため講師を派遣する。	学校教育課	講師派遣数	↑	236 人	246 人
No.61 研究指定校事業 【新規・既存事業】					
教育課程に係る実践的研究を行う学校を指定し、成果を他校に普及させることで授業改善を図り児童生徒の学力向上に資する。	学校教育課	市研究指定校	↑	7 校	12 校
No.62 教育振興事業 【新規・既存事業】					
児童生徒の学力等を把握し効果的な指導を行うための学力検査等を実施する。	学校教育課	小中学校学力検査の全国水準(100)との比較(小学校 4 年生国語)	↑	110.4 ポイント	112.0 ポイント
		小中学校学力検査の全国水準(100)との比較(小学校 4 年生算数)	↑	107.8 ポイント	112.0 ポイント
		小中学校学力検査の全国水準(100)との比較(中学校 2 年生国語)	↑	109.2 ポイント	112.0 ポイント
		小中学校学力検査の全国水準(100)との比較(中学校 2 年生数学)	↑	100.6 ポイント	108.0 ポイント
No.63 幼稚園と小学校の交流 【新規・既存事業】					
市立幼稚園と近隣の小学校の連携を図るため、交流会を実施し連携を深める。	学校教育課 市立幼稚園	交流会の実施回数	↑	7 回	12 回

② 豊かな心の育成

No.64 平和教育推進事業	担当課等	指 標	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
市内中学校の生徒及び教師を広島県広島市へ派遣し、原爆資料館及び関連施設を視察するとともに広島市が主催する「広島平和記念式典」に参加する。また、広島市内の中学校を訪問して生徒会活動の交流を図るとともに、平和教育のあり方について学習する。	学校教育課	中学生派遣者数	→ 6人	6人
No.65 生徒指導強化推進事業				
関係機関・学校・地域各団体が連携しながら非行防止やいじめ、不登校の解消に向け取り組む。また健全育成の立場から市内各校の生徒指導の取組を援助する。	学校教育課	不登校児童生徒出現率(小)	↓ 0.28%	*0.31%
		不登校児童生徒出現率(中)	↓ 2.66%	2.64%
No.66 適応指導教室事業				
学校不適応児童生徒の学習面、心理面での不安を解消し、適応力を身につけるため、適応指導教室を開設し、指導援助を行う。	教育研究所	通級児童生徒の学校復帰率	↑ 15.2%	30.0%
No.67 少年教育促進事業 【新規・既存事業】				
創作活動や文化活動、自然体験、スポーツなど様々な体験活動を通して、郷土理解を促進し健全育成を図る。	生涯学習課 公民館 図書館 区界高原少年自然の家	参加者数	↑ 11,330人	12,000人
No.68 子どもの読書推進事業				
ストーリーテリングや読み聞かせを通じて情操豊かな子どもを育てるとともに、地域住民との交流を深める。	生涯学習課 公民館 図書館	参加者数	↑ 4,315人	4,500人
No.69 環境啓発事業 (きれいな街づくり運動図画コンクール)				
小学生のきれいな街づくりに対する理解と関心を深めるとともに、自然を大切にする心を養い、より良い街づくりの推進の一環として、市内の小学生を対象に「きれいな街づくり運動」図画コンクールを毎年実施する。	環境企画課	応募校数	↑ 38校	41校

No.70 こどもエコクラブ支援事業	担当課等	指 標	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
子ども達の環境保全への高い意識を醸成することを目的として国が実施している「こどもエコクラブ事業」において、市が盛岡市域の事務局として、市内でこどもエコクラブ活動をする方々と全国事務局との連携を図り、子ども達が地域の中で主体的に環境に関する活動を行えるよう支援する。	環境企画課	登録団体数	↑ 7 団体	10 団体
		登録人数	↑ 229 人	250 人
No.71 水生生物による水質調査事業				
河川にすむ生物を観察することにより、身近な河川の水質保全に関する市民の意識を涵養することを目的として国が実施している全国水生生物調査事業において、市が小中学校やこどもエコクラブなどに参加を呼びかけ、参加団体に対する調査方法の説明や助言等を行う。	環境企画課	参加団体数	↑ 12 団体	15 団体
		参加人数	↑ 662 人	700 人
No.72 小学校第 3・4 学年社会科補助教材「ごみとわたしたち」の作成				
ごみ処理の実態や正しいごみの出し方、ごみ減量やりサイクル等についての理解や関心を持たせ、地域社会の一員として地域の諸活動に協力する意識を養うため、小学校3・4年生を対象とした社会科補助教材を作成し、市内の小中学校に配布する。	資源循環推進課	発行部数	→ 4,300 部	4,300 部
No.73 資源集団回収報奨金交付事業				
資源の集団回収を行う町内会、子ども会等に対し報奨金を交付することにより、資源の再利用等を促進する市民運動を育成するとともに、ごみの減量を推進する。	資源循環推進課	登録団体数	↑ 504 団体	514 団体
<再掲>教育振興運動事業				
3-(2)-①参照	学校教育課	—	—	—

③ 健やかな体の育成

No.74 学校保健事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
幼稚園・小中学校の児童生徒の健全な育成を支援するため、定期健康診断、学校の環境衛生を保持するため、健診事業及び検査事業を実施する。	学校教育課	定期健診受診率	→	99.6%	99.6%
No.75 学校保健関係事業					
就学前の子ども達に、健康診断を実施する。	学校教育課	就学前健康診断受診率	↑	99.3%	99.6%
No.76 学校体育振興事業					
学校体育の振興を図るために、教員への実技講習の実施、小体連・中体連への運営補助、全国中学校総合体育大会への派遣補助などを行う。	学校教育課	体力テスト各種目の全国平均を上回る種目数（小学校：96種目）	↑	49種目	61種目
		体力テスト各種目の全国平均を上回る種目数（中学校：48種目）	↑	37種目	43種目
<再掲> 教育振興運動事業					
3-(2)-①参照	学校教育課	—	—	—	—

実施施策(3) 家庭や地域の教育力の向上

近年、家庭や地域の教育力の低下が指摘され、支援の充実が求められていることから、各種講座や啓発事業を通してその向上を図ります。子育てを通じ、親と子がともに成長すること（子育ち、親育ち）が望まれることから、家庭教育学級などの学習の機会を提供するとともに、絵本の読み聞かせや様々な遊び、人との関わり合いや体験活動などを通して、親子のふれあいやコミュニケーションの大切さについて学ぶ機会を提供します。

また、学校や家庭と連携しながら地域において子ども達を育てていく役割も重要とされていることから、地域ぐるみで子どもを育てる仕組みづくりとして定着した学校支援ボランティアなどの地域ボランティアの育成や、世代間交流の実施などに積極的に取り組みながら、地域の方々の参画による教育力の向上を図ります。

[評価指標]

評価指標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
家庭教育支援事業の参加者数	↑	6,251 人	6,500 人
家庭教育支援事業参加者の満足度	↑	96.0%	100.0%
学校支援ボランティア登録者数	↑	649 人	700 人

[具体事業]

① 家庭教育への支援の充実

No.77 家庭教育を考えるつどい	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
保護者などを対象に家庭教育を考えるつどいを開催する。	生涯学習課	参加者数	↑	100 人	150 人
No.78 地域社会教育促進事業（家庭教育）					
幼稚園・小学校・中学校 P T A が行う家庭教育学習の支援を行う。	中央公民館	参加者数	↑	2,014 人	2,200 人
No.79 なでしこ幼児家庭教育学級					
3 歳児とその親を対象に、幼児教育の課題を系統的に学ぶ。	中央公民館	参加者数	↑	382 人	450 人

No.80 ブックスタート事業	担当課等	指 標	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値	
読み聞かせのボランティア等により、乳幼児健診等の機会に読み聞かせを行うなど、各家庭で絵本に親しむよう啓発に取り組む。	健康推進課 (保健所) 健康福祉課 (玉山事務所) 生涯学習課	「家でもやってみたい」と回答した親の割合	↑	36.2%	40.0%
		ボランティア登録数	↑	49人	55人
No.81 親子ふれあい体験事業					
親子での体験活動を通じて、ふれあいの機会を提供するとともに、望ましい親子関係を学ぶ。	生涯学習課 公民館 区界高原少年 自然の家	参加者数	↑	814人	900人
<再掲> 家庭教育支援事業					
1-(3)参照	生涯学習課 公民館	—	—	—	
<再掲> 教育振興運動事業					
3-(2)-①参照	学校教育課	—	—	—	

② 地域の教育力の向上

No.82 社会教育関係団体への活動助成	担当課等	指 標	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値	
子ども達の健全育成に努めている関係団体へ活動運営補助金を交付する。	生涯学習課	関係団体数	→	10団体	10団体
No.83 保育所地域活動事業 【新規・既存事業】					
保育所において、老人福祉施設等への訪問や地域のお年寄りを招待しての世代間のふれあい活動を行う。また、地域の児童との交流を通じて異年齢の子どもどうしのつながりを深める。	児童福祉課 保育所	実施か所数	↑	52か所	54か所
No.84 学校支援地域本部事業 【新規・既存事業】					
地域で資格や経験を持つ方々を、学習ボランティア、図書ボランティア、行事ボランティア等として学校に派遣し、学校運営や教育活動を支援する。	生涯学習課	ボランティア活動登録者数	↑	649人	700人

〈再掲〉少年指導員事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
1-(4)参照	生涯学習課	—	—	—	—
〈再掲〉教育振興運動事業					
3-(2)-①参照	学校教育課	—	—	—	—
〈再掲〉放課後子ども教室推進事業 【新規・既存事業】					
1-(4)参照	生涯学習課	—	—	—	—

実施施策(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

児童・生徒にとって有害となる場所等を定期的に巡回し、少年非行の未然防止と早期発見に努めるとともに、関係機関や地域住民と連携協力して有害環境対策を推進します。

[評価指標]

評価指標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
補導件数	↓	74 件	*150 件
刑法犯少年件数	↓	241 件	*282 件

[具体事業]

No.85 街頭補導活動	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
少年の非行が行われるおそれのある場所等を重点的に巡回し、少年非行の未然防止と早期発見に努め、適切な指導助言を行う。	少年センター	街頭補導活動の回数	→	592 回	592 回
No.86 少年相談活動					
多様な悩みを抱える少年や保護者の相談に対し指導助言を行う。	少年センター	相談人数	→	50 人	50 人
No.87 環境点検活動					
少年を取り巻く地域環境の実態把握に努め、子どもが犯罪や事故に遭わない環境をつくるため、関係機関、団体、地域と連携を図る。	少年センター	環境点検活動	→	2 回	2 回

施策の基本的方向 4 子育てを支援する生活環境の整備

実施施策(1) 良質な住宅の確保

子育て世帯の居住の安定を図るため、低廉な家賃の住宅の提供や入居に関する支援を行います。

[評価指標]

評価指標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
市営住宅の実質入居率	↑	94.0%	95.0%

[具体事業]

No.88 市営住宅維持管理事務事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
住宅に困窮する所得が一定の基準に満たない方に対し、市営住宅の入居募集を行い、安全で快適な住生活の実現を図る。	建築住宅課	募集戸数	↑	65 戸	70 戸
No.89 あんしん賃貸支援事業 【新規・既存事業】					
子育て世帯や高齢者世帯、障がい者世帯等の入居を受け入れるとして登録された民間賃貸住宅について、情報提供や居住支援を行い、良質な住宅の確保を図る。また、居住支援については、市が協定を締結した支援団体（NPO法人等）が安心して入居できるよう支援サービスを提供する。	建築住宅課	協定を締結した支援団体の数	↑	2 団体	3 団体

実施施策(2) 良好な居住環境の確保

公園などの遊具の改善等により、子ども達の遊び場や親子の憩いやふれあいの場として、より安全で魅力ある環境を整備するとともに、公営住宅のバリアフリー化を進めるなど良好な居住環境の確保に努めます。

[評価指標]

評価指標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
市営住宅全戸のうちバリアフリー化された戸数の割合	↑	33.0%	38.0%
市民アンケート調査で「快適な居住環境である」と答えた市民の割合	↑	47.7%	55.0%

[具体事業]

No.90 公園等維持管理事業	担当課等	指 標	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値	
都市公園において安全領域が確保されていない遊具を移設する。	公園みどり課	安全領域改善遊具数	↑	96.0%	100.0%
No.91 遊び場整備事業					
町内会等が地域の遊び場を魅力ある地域住民の憩いの場として整備を行なう場合に助成を行う。	児童福祉課	整備件数	→	2件	2件
No.92 公営住宅建設・市営住宅リフォーム事業 【新規・既存事業】					
市営住宅の建替えやリフォーム事業において、バリアフリー化を図りながら、子育て世帯を含めた誰もが住みやすい住宅づくりを行う。	建築住宅課	整備戸数	↑	918戸	1,060戸

実施施策(3) 安全な道路交通環境の整備

子どもや子ども連れの親等が安全に、安心して歩くことができる道路交通環境を確保するため、生活道路の整備を行います。

[評価指標]

評価指標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
無違反の歩行者・自転車が事故にあった件数	↓	722 件	372 件

[具体事業]

No.93 交通安全施設等整備事業	担当課等	指 標	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
交通事故が多発している道路やその他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、歩道設置などの整備を行なう。	道路建設課	歩道整備延長 ↑	—	1,465m
No.94 通学路安全強化促進事業				
通学路のうち特に学校周辺の道路施設の安全性を強化することで、児童の安全を確保する。	道路管理課	防護柵設置 か所数 ↑	15 か所	20 か所
No.95 通学路夜間安全対策促進事業				
通学路のうち、特に学校施設に隣接する道路、交差点等に薄暮、夜間の事故を防止する施設を整備することで、児童の安全を確保する。	道路管理課	道路照明等 設置か所数 ↑	72 か所	77 か所

実施施策(4) 安心して外出できる環境の整備

妊産婦、子ども連れの親など、あらゆる人たちが安心して外出できるよう、公共施設等のバリアフリー化を図るほか、乳幼児を連れた親が授乳やおむつ交換などで気軽に立ち寄ることができる施設整備を検討するなど、子育てにやさしい環境づくりを進めます。

[評価指標]

評価指標		平成21年度 現状値	平成26年度 目標値
市道改良率	↑	73.0%	74.3%
市民アンケート調査で「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる」と答えた市民の割合	↑	16.2%	19.4%

[具体事業]

① 公共施設・公共交通機関・建築物等のバリアフリー化

No.96 高齢者・障がい者にやさしいみちづくり事業	担当課等	指 標		平成21年度 現状値	平成26年度 目標値
歩道切下げ部における段差を解消することにより車椅子利用者・高齢者及びベビーカー利用者などの安全性・快適性を確保する。また視覚障がい者誘導用ブロック設置を設置することにより視覚障がい者の安全性の向上を図る。	道路管理課	段差解消・ 点字ブロック 設置か所	↑	249か所	500か所

② 子育てにやさしい環境整備

No.97 (仮称)赤ちゃんの駅設置事業 【新規・計画期間中に実施検討】	担当課等	指 標		平成21年度 現状値	平成26年度 目標値
公共施設や民間、商業施設に乳幼児を連れた親が授乳やおむつ交換などで気軽に立ち寄ることができる「赤ちゃんの駅」を設置し、親子で安心して外出できる環境を整える。	児童福祉課	—	—	—	—

施策の基本的方向5 職業生活と家庭生活との両立の推進

実施施策(1) 多様な働き方の実現と男性を含めた働き方の見直し

ワーク・ライフ・バランス(※)の実現に向けて、男性を含めた働き方の見直し等について、市民や事業所等に対し取組を呼びかけ、子育て世帯への支援について理解と協力を求めます。

[評価指標]

評価指標		平成21年度 現状値	平成26年度 目標値
育児休業取得率(女性)	↑	84.5%	90.0%
育児休業取得率(男性)		2.1%	5.0%

[具体事業]

No.98 男女共同参画情報等提供事業	担当課等	指 標	平成21年度 現状値	平成26年度 目標値	
男女が性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、女性問題などの情報を女性情報誌(あのはん)を通じて提供し、意識啓発を図る。	男女参画国際課	女性情報紙の発行部数	→	138,000部/回	138,000部/回
No.99 就労支援制度の普及活動					
国など関係機関と連携し、育児休業制度など就労支援制度の普及を図るため、ホームページや広報紙「ろうせい盛岡」などを通じて普及・啓発を図る。	企業立地雇用課	育児休業取得率(女性) 育児休業取得率(男性)	↑	84.5% 2.1%	90.0% 5.0%
No.100 小中学生職業体験事業					
小学生を対象に小売業の仕組み等の学習と、商店街で実際に小売体験を行うことで、将来の職業について考えるとともに、地域で働く人達への理解を深める。	商工課	実施対象校 実施回数	→ →	1校 1回	1校 1回
No.101 盛岡市高校生インターンシップ事業					
就職を希望する高校2年生を対象に、在学中に事業所で就業体験(インターンシップ)を行うことにより、主体的に職業選択ができる能力の育成を図り就職活動に対する意識の啓発を促し若年者の雇用を支援する。	企業立地雇用課	就業体験者数	→	100人	100人

No.102 高校生スキルアップ支援事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
		就職を希望する高校3年生を対象に職業講話やビジネスマナーなど実践的な職業能力を身につけるための研修を行い、職業選択の幅を広げるなどの支援を行う。	企業立地雇用課	参加者数	→

実施施策(2) 仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育ての両立を支援するため、多様な保育需要に応じた保育サービスの充実に努めます。

また、就学児童についても、児童館・児童センターの運営や、放課後児童健全育成事業、放課後子ども教室推進事業が連携しながら、共働き世帯の増加に伴う利用希望者の増、利用時間の拡充等に対応するための環境整備を進めます。

さらに、仕事と子育ての両立を支援するための各種子育て支援サービスについて、関係機関や事業者等と連携を図りながら周知の充実に努めます。

[評価指標]

評価指標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
待機児童数	↓	33人	10人

[具体事業]

No.103 放課後児童健全育成事業 (地域児童クラブ等運営事業)	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
日中保護者のいない小学校低学年児童の健全な育成及び指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動を行う児童クラブを設置する。	児童福祉課	実施か所数	↑	36か所	40か所
		利用登録児童数	↑	1,207人	1,457人
<再掲> 通常保育事業					
1-(2)参照	児童福祉課 保育所	—	—	—	—
<再掲> 延長保育事業					
1-(2)参照	児童福祉課 保育所	—	—	—	—
<再掲> 休日保育事業					
1-(2)参照	児童福祉課 保育所	—	—	—	—

事業名 (病児対応型・病後児対応型)	担当課等	指 標		平成 21 年度	平成 26 年度
				現状値	目標値
1-(2)参照	児童福祉課 保育所	—	—	—	—
〈再掲〉 病児・病後児保育事業 (体調不良児対応型)					
1-(2)参照	児童福祉課 保育所	—	—	—	—
〈再掲〉 幼稚園預かり保育事業					
1-(2)参照	学務教職員課 市立幼稚園	—	—	—	—
〈再掲〉 認定こども園の支援 【新規・既存事業】					
1-(2)参照	児童福祉課	—	—	—	—
〈再掲〉 児童館管理運営事業					
1-(4)参照	児童福祉課	—	—	—	—
〈再掲〉 児童館整備事業					
1-(4)参照	児童福祉課	—	—	—	—
〈再掲〉 放課後子ども教室推進事業 【新規・既存事業】					
1-(4)参照	生涯学習課	—	—	—	—

施策の基本的方向 6 子どもの安全の確保

実施施策(1) 子どもの交通安全の確保

子ども等を交通事故から守るため、交通マナーの習得など交通安全教育の徹底により、交通事故防止対策を推進します。

[評価指標]

評価指標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
市内での幼児・小中学生における交通事故発生件数	↓	82 件	70 件

[具体事業]

No.104 交通安全対策事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
小中学校の児童生徒に対し、安全な歩行や自転車の乗り方等の指導を行い、交通安全のルールやマナーを遵守する態度を身につける。	学校教育課	交通安全教育の実施率	→	100.0%	100.0%
No.105 交通安全教室開催事業					
交通安全に関する知識の普及と安全に行動できる実践的な力を身につけることを目的とし、幼稚園、保育園、小中学校等を対象とした交通安全教室を開催する。	市民活動推進課	開催回数	→	268 回	268 回
		参加者数	→	35,055 人	35,055 人
No.106 交通指導員活動事業					
子どもが交通事故に遭うことを防ぐため、通学路の登下校（園）時及び町内会・子供会等の行事、並びに交通安全教室等において交通指導員による交通安全指導を実施する。	市民活動推進課	活動延日数	→	26,930 日	26,930 日
		交通指導員数	→	173 人	173 人

実施施策(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、警察等関係機関との情報交換や連携、消費者被害等の情報提供に努めるとともに、少年非行の未然防止と早期発見、指導を行い、子どもが犯罪等に巻き込まれないよう活動を行います。

[評価指標]

評価指標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
補導件数	↓	74 件	* 150 件
刑法犯少年件数	↓	241 件	* 282 件

[具体事業]

No.107 出前！消費者講座事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
中学・高校、各 P T A 等に赴き、携帯電話トラブル、悪質商法などの消費者被害防止のための啓発を行い、健全な消費生活が営めるよう支援する。	消費生活センター	消費者講座 受講人数	→	10,000 人	10,000 人
<再掲> 街頭補導活動					
3-(4)参照	少年センター	—	—	—	—
<再掲> 少年相談活動					
3-(4)参照	少年センター	—	—	—	—

実施施策(3) 子どもの安全対策

子どもを取り巻く環境から危険を排除し、子どもの安全を守るための環境づくりを進めます。全庁の各部署において取り組むべき課題を把握し、ハード・ソフト両面から総合的に取り組みます。

[評価指標]

評価指標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
公園や小中学校の遊具等が要因となった子どもの事故件数	→	0 件	0 件

[具体事業]

No.108 児童安全環境づくり事業	担当課等	指 標	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値	
地域の児童の安全環境づくりの啓発を図るため、盛岡市母親クラブ連絡協議会に事業を委託しフォーラム等の事業を実施する。	児童福祉課	事業参加人数	↑	160 人	200 人
No.109 地域ぐるみの学校安全対策事業 【新規・既存事業】					
地域のボランティアを活用し、地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備するとともに、登下校時の安全を見守るスクールガードや交通安全教室の開催など安全安心な学校が確立されるよう取組を行う。	学校教育課	登下校時の交通事故件数 登下校時の不審者情報件数	↓ ↓	11 件 69 件	9 件 63 件
No.110 河川等維持管理事業					
ネットフェンス等の設置及び補修を推進することにより、河川・水路への転落防止について、より一層の安全を確保する。	都市河川課	整備延長	↑	10m	250m
No.111 盛岡市立小学校及び幼稚園遊具保守点検事業					
遊具の安全管理に関しては、定期的に学校等で実施しているが、より確実な点検を専門業者に委託して実施する。	総務課 (教育委員会)	点検実施施設数	→	50 施設	50 施設
No.112 遊具修繕事業					
遊具の修繕及び保守点検により修繕が必要とされる遊具の改修を実施する。	総務課 (教育委員会)	改修済遊具数/ 改修必要遊具件数(156基)	↑	51.0%	100.0%
No.113 小中学校危険樹木診断整備事業					
小中学校の樹木について、専門家により樹勢の診断を行い、その結果、倒木の恐れ等の危険性を指摘された樹木について伐採・剪定等の整備を実施する。	総務課 (教育委員会)	樹木整備実施済み樹木の割合 樹木診断実施済小中学校数	↑ ↑	— 0 校	100.0% 69 校
<再掲>児童館管理運営事業					
1-(4) 参照	児童福祉課	—	—	—	—
<再掲>児童館整備事業					
1-(4) 参照	児童福祉課	—	—	—	—

〈再掲〉放課後子ども教室推進事業 【新規・既存事業】	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
1-(4) 参照	生涯学習課	—	—	—	—
〈再掲〉公園等維持管理事業					
4-(2) 参照	公園みどり課	—	—	—	—
〈再掲〉通学路安全強化促進事業					
4-(3) 参照	道路管理課	—	—	—	—
〈再掲〉通学路夜間安全対策促進事業					
4-(3) 参照	道路管理課	—	—	—	—
〈再掲〉放課後児童健全育成事業 (地域児童クラブ等運営事業)					
5-(2) 参照	児童福祉課	—	—	—	—

施策の基本的方向 7 保護を必要とする子どもへの取組の推進

実施施策(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の未然防止、また早期発見のために、子どもの養育に関する相談への助言を行うとともに、関係機関で構成する連絡会議にて支援体制の充実を図ります。

また、乳幼児期の家庭訪問を通じて適切な助言、指導、情報提供を行うとともに、養育支援が必要な家庭の把握に努め、適切な支援につなげます。

[評価指標]

評価指標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
虐待相談が解決した割合	↑	35.0%	38.5%

[具体事業]

No.114 児童養育支援活動事業 (児童虐待防止ネットワーク)	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
児童虐待防止と早期発見に努めること及び養育の悩みの解決支援を図るため、市内の保健・医療・福祉・教育委員会・警察・児童養護施設などの関係機関推薦者で構成する連絡会議を開催し、具体的な虐待や養育の悩み等の事例検討や虐待の情報交換を行う。	児童福祉課	会議開催回数	→	5回	5回
		虐待の実相談件数	→	130件	130件
<再掲> 乳児家庭全戸訪問事業 【新規・既存事業】					
1-(1)-①参照	健康推進課 (保健所) 健康福祉課 (玉山事務所) 児童福祉課	—	—	—	—
<再掲> 家庭相談員活動事業					
1-(1)-④参照	児童福祉課	—	—	—	—

実施施策(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

母子及び寡婦福祉法で策定が定められている「母子家庭及び寡婦自立促進計画」について、本項を「ひとり親家庭等自立促進計画」として定めます。

なお、この計画において「ひとり親家庭等」とは、母子家庭及び寡婦並びに父子家庭をいうものです。

ひとり親家庭等の親が自立した生活を営めるよう、相談機能の充実のほか、就業支援、経済的支援の充実を図ります。特に、父子家庭については、母子家庭に比べて支援体制が十分でないことから、関係機関と連携しながら必要な支援に適切につなげていきます。

また、従来からの各種子育て支援サービスに加えて、保育所入所や市営住宅入居の際の優遇への配慮など、ひとり親家庭の親が安心して生活できるよう支援体制の充実に努めます。

さらには、ひとり親家庭を対象にした支援事業の周知について充実を図り、利用を促進します。

[評価指標]

評価指標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
母子家庭の就業支援事業参加人数	↑	21 人	54 人
母子家庭の就業支援事業により就業した割合	↑	47.6%	75.8%

[具体事業]

① 相談機能の充実

No.115 婦人相談事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
様々な問題を抱えた女性の相談に対応し、問題解決に向けた適切な指導を行うほか、母子生活支援施設への入所などの保護を行う。	児童福祉課	相談延べ件数	→	900 件	900 件
No.116 母子自立支援員による相談・指導 【新規・既存事業】					
母子家庭や父子家庭の親、寡婦を対象に、生活等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行う。	児童福祉課	相談延べ件数	↑	2,382 件	2,400 件
<再掲> 家庭相談員活動事業					
1-(1)-④参照	児童福祉課	—	—	—	—

② 就業支援対策の充実

No.117 母子家庭自立支援教育訓練給付金支給事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
母子家庭の母親が就業に向けた資格取得等のために講座を受講した場合に、講座受講料の一部を支給する。	児童福祉課	支給人数	↑	7人	10人
		受給者のうち就業した母の割合	↑	42.9%	70.0%
No.118 母子家庭高等技能訓練促進費事業 【新規・既存事業】					
母子家庭の母親が就業に結びつく資格修得のために2年以上修業した場合に、訓練給付金を支給する。	児童福祉課	支給人数	↑	2人	8人
		受給者のうち就業した母の割合	→	100.0%	100.0%
No.119 母子家庭自立支援プログラム策定事業 【新規・既存事業】					
母子家庭の母の自立支援に向けたプログラムを策定し、ハローワークと連携して就業に結びつける。	児童福祉課	プログラム策定数	↑	12人	15人
		プログラムを策定したうち就業した母の割合	↑	41.7%	70.0%
No.120 母子家庭等就業 自立支援センター事業 【新規・平成 22 年度実施予定】					
母子家庭や父子家庭の親、寡婦を対象に、就業相談や就業情報の提供などの就業支援サービスのほか、養育費の相談など生活支援サービスを提供する。また、母子家庭の親及び寡婦を対象に就業支援講習会を実施する。	児童福祉課	就業した人数	↑	—	12人
No.121 ひとり親支援講座事業 【新規・既存事業】					
女性センター等において、母子家庭や父子家庭の親を対象に就業支援講座等を開催し、自立に向けた支援を行う。	男女参画国際課 女性センター	定員数	↑	15人	20人

③ 子育て・生活環境の整備

No.122 母子生活支援施設管理運営事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
母子家庭等の母子等を入所させ、保護するとともに、自立の促進のために生活を支援する。	児童福祉課	年間措置世帯数	→	36 人	36 人
No.123 母子家庭等日常生活支援事業					
【新規・既存事業】					
母子家庭や父子家庭の親、寡婦が、疾病などの事由により一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合に、支援員を派遣する。事業の実施主体は県、事業の周知と利用登録の申請受付を市が行う。	児童福祉課	登録人数	↑	60 人	80 人
<再掲> 通常保育事業					
1-(2)参照	児童福祉課 保育所	—	—	—	—
<再掲> 市営住宅維持管理事務事業					
4-(1)参照	建築住宅課	—	—	—	—

④ 経済的支援の充実

No.124 母子・寡婦福祉資金貸付事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
母子家庭の母や寡婦の自立を図るための資金や子どもの就学（高校・大学・専修学校等）のための資金など、生活の安定と向上及び子どもの健やかな成長を図るため資金の貸し付けを行う。	児童福祉課	新規貸付件数	→	85 件	85 件
No.125 母子家庭等医療費給付事業					
母子家庭の母子等の適正な医療を確保し、心身の健康の保持と生活の安定を図ることにより、福祉の増進に寄与することを目的として、医療費等を給付する。	医療給付課	受給者証申請率	↑	90.5%	100.0%
No.126 児童扶養手当支給事業					
母子家庭の母等の世帯の経済的安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給する。	児童福祉課	受給資格者の人数	→	2,557 人	2,557 人
<再掲> 要保護・準要保護児童生徒就学援助事業					
1-(1)-③参照	学務教職員課	—	—	—	—

実施施策(3) 障がい児施策の充実

発達に遅れや障がいのある子どもが地域で安心して生活できるように、保健、医療、福祉、教育部門の連携による、総合的な支援の充実を図ります。

乳幼児期の健康診査で疾病や疾病リスクの早期発見に努めるとともに、疾病の発生予防に結びつける機会とします。また、障がいのある子どもとその親に対しては、日常生活を支援するため、各種手当や日常生活用具の給付等を行います。

さらに、学習障がい（LD）や、注意欠陥多動性障がい（ADHD）等の発達障がいの児童生徒については、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし自立に必要な力を培うため、適切な教育的支援を行います。

[評価指標]

評価指標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
18 歳未満の障がい福祉サービス受給者数／障害者手帳所持者数(身体・療育・精神)	↑	45.9%	50.0%

[具体事業]

No.127 重度心身障がい者医療費給付事業	担当課等	指 標	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値	
障がい者の適正な医療を確保し、心身の健康の保持と生活の安定を図ることにより、福祉の増進に寄与することを目的として、医療費等を給付する。対象者は①身体障害者手帳 1 級又は 2 級②特別児童扶養手当 1 級③障害基礎年金 1 級④療育手帳 A のいずれかに該当する者。	医療給付課	受給者証申請率	↑	98.4%	100.0%
No.128 中度身体障がい者医療費給付事業					
中度身体障がい者の適正な医療を確保し、心身の健康の保持と生活の安定を図ることにより、福祉の増進に寄与することを目的として、医療費等を給付する。対象者は身体障害者手帳 3 級又は 4 級に該当する者（ただし 4 級は所得制限あり）。	医療給付課	受給者証申請率	↑	99.7%	100.0%

No.129 ひまわり学園管理運営事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
知的障がい児を保護者のもとから通園させ保護するとともに、日常生活に必要な知識や技能を与え、また集団生活に適応できるよう指導を行い、障がい児の成長の助長を図る。	障がい福祉課	延べ利用者数	↑	9,052 人	10,800 人
No.130 母子通園事業					
心身の発達が遅滞傾向にあると思われる乳幼児に対し、早期訓練を行うとともに保護者に対して障がいについての正しい理解と訓練の方法を指導する。	障がい福祉課	延べ利用者数	↑	2,016 人	2,400 人
No.131 おもちゃ図書館整備事業					
ひまわり学園の中に設置しているおもちゃ図書館において、心身障がい児の知能・感覚・運動機能の発達を促す。(毎月第1, 第3土曜日開館)	障がい福祉課	延べ利用者数	↑	70 人	96 人
No.132 心身障害児居宅生活支援事業					
在宅の障がい児及びその保護者に対し、ホームヘルパーの派遣、デイサービス、短期入所の利用に係る居宅生活支援費の支給を行う。	障がい福祉課	利用者数	↑	306 人	336 人
No.133 身体障害者居宅生活支援事業 (身体障害児補装具給付, 日常生活用具給付)					
障がい児に対し、身体の障がいの部分を補うための補装具に要する費用の支給、もしくは生活の利便を図るための日常生活用具の給付を行う。	障がい福祉課	延べ利用者数	↑	860 人	900 人
No.134 特別障害者手当等給付事業 (障害児福祉手当の給付)					
20歳未満で、日常生活において常時介護が必要な重度の障がい有する児童に対し、障害児福祉手当を支給する。	障がい福祉課	延べ受給者数	↑	1,940 人	1,950 人
No.135 特別児童扶養手当支給事業					
精神や身体に障がいのある 20 歳未満の児童を養育している父母、または養育者に特別児童扶養手当を支給する。	障がい福祉課	受給者数	↑	579 人	600 人

No.136 特別支援教育事業	担当課等	指 標		平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
小中学校における障がいのある児童生徒の望ましい就学の場（特別支援学校・学級、通常の学級）の判断を行う。	学校教育課	判断と同様の就学をした児童生徒の割合	↑	84.4%	89.4%
<再掲> 乳幼児総合診査事業					
2-(1)参照	健康推進課 (保健所) 健康福祉課 (玉山事務所)	—	—	—	—

第5章 計画の評価と推進

1 計画の評価

計画の実施状況は、定期的に盛岡市社会福祉審議会児童福祉専門分科会に報告して把握・点検し、評価された結果をその後の施策の実施や計画の見直し等に反映させていきます。

なお、本計画の内容や進捗状況、計画の把握・点検の結果については、市ホームページなどで広く市民に周知しながら、わかりやすい情報提供に努めます。

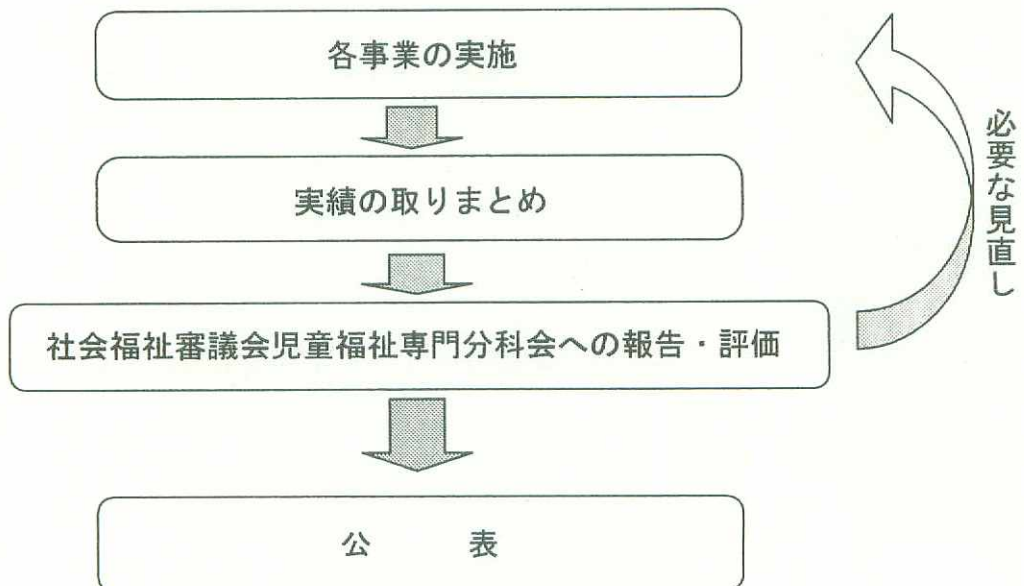
2 計画の推進

少子化対策は、児童福祉や母子保健の分野だけでなく、教育や商工労働、男女共同参画、住宅、道路、公園等のまちづくりなど多様な分野にわたる課題であり、各部署における取組とともに、互いに連携した総合的な取組が必要です。これまで本市では、少子化対策の推進に向けた部局横断的な組織として「次世代育成支援事務局」を庁内に設置して、計画を推進してきました。今後も、事務局機能をさらに強化し、推進体制を整備していきます。

また、市内の子育て支援に関わるボランティアやNPOなどの住民組織や児童相談所、保健所、教育機関、警察等関係機関との連携をより一層図りながら計画を推進します。

さらに、計画期間中も今後の社会情勢の変化を的確に捉え、新たな課題を把握しながら、柔軟で実効性のある計画の推進に努めます。

[計画の評価と推進]



この書は、藤田泰之氏が『新編 日本書紀』の成立と展開について、その成立の経緯、編纂の過程、そしてその後の展開について、詳しく論じている。藤田氏は、この書が、従来の『日本書紀』の研究とは異なり、その成立の経緯、編纂の過程、そしてその後の展開について、詳しく論じている。藤田氏は、この書が、従来の『日本書紀』の研究とは異なり、その成立の経緯、編纂の過程、そしてその後の展開について、詳しく論じている。

資料編

この資料編は、『新編 日本書紀』の成立と展開について、藤田泰之氏が論じている。藤田氏は、この書が、従来の『日本書紀』の研究とは異なり、その成立の経緯、編纂の過程、そしてその後の展開について、詳しく論じている。

新編 日本書紀の成立と展開について

藤田泰之

(1998)

この書は、『新編 日本書紀』の成立と展開について、藤田泰之氏が論じている。藤田氏は、この書が、従来の『日本書紀』の研究とは異なり、その成立の経緯、編纂の過程、そしてその後の展開について、詳しく論じている。

藤田氏は、この書が、従来の『日本書紀』の研究とは異なり、その成立の経緯、編纂の過程、そしてその後の展開について、詳しく論じている。藤田氏は、この書が、従来の『日本書紀』の研究とは異なり、その成立の経緯、編纂の過程、そしてその後の展開について、詳しく論じている。

藤田氏は、この書が、従来の『日本書紀』の研究とは異なり、その成立の経緯、編纂の過程、そしてその後の展開について、詳しく論じている。藤田氏は、この書が、従来の『日本書紀』の研究とは異なり、その成立の経緯、編纂の過程、そしてその後の展開について、詳しく論じている。

藤田氏は、この書が、従来の『日本書紀』の研究とは異なり、その成立の経緯、編纂の過程、そしてその後の展開について、詳しく論じている。

藤田氏は、この書が、従来の『日本書紀』の研究とは異なり、その成立の経緯、編纂の過程、そしてその後の展開について、詳しく論じている。藤田氏は、この書が、従来の『日本書紀』の研究とは異なり、その成立の経緯、編纂の過程、そしてその後の展開について、詳しく論じている。

1 もりおか子ども育成プラン「盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画・後期行動計画」の策定経過等

- 平成 21 年 1 月 9 日 ～ 2 月 9 日 盛岡市次世代育成支援に関するニーズ調査，父子家庭に関するニーズ調査の実施
- 平成 21 年 5 月 15 日 第 1 回盛岡市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
- 平成 21 年 5 月 25 日 第 2 回盛岡市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
盛岡市社会福祉審議会児童福祉専門分科会会長へ諮問書提出
- 平成 21 年 8 月 19 日 第 3 回盛岡市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
- 平成 21 年 10 月 27 日 「ワーク・ライフ・バランス」に関する意見交換会
- 平成 21 年 11 月 27 日 第 4 回盛岡市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
- 平成 21 年 12 月 24 日 政策形成推進会議
- 平成 22 年 1 月 5 日 ～ 1 月 25 日 パブリックコメントの実施
- 平成 22 年 1 月 9 日，
1 月 13 日 ～ 1 月 15 日 盛岡市次世代育成支援行動計画意見交換会
- 平成 22 年 2 月 1 日 第 5 回盛岡市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
- 平成 22 年 2 月 4 日 盛岡市社会福祉審議会児童福祉専門分科会会長から答申書提出
- 平成 22 年 2 月 8 日 庁議付議
- 平成 22 年 2 月 12 日 市長決裁

2 盛岡市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

盛岡市社会福祉審議会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は，社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定により設置する盛岡市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項の特例)

第 2 条 審議会は，法第 12 条第 1 項の規定に基づき，児童福祉に関する事項を調査審議するものとする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は，3 年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 審議会は，会議の議長となる。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは，委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して召集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会が法第8条第2項に規定する特別の事項について議事を開き、議決を行う場合においては、当該特別の事項に係る臨時委員を委員とみなして、前2項の規定を適用する。

(専門分科会)

第6条 審議会に、法第11条第1項に規定する民生委員審査専門分科会のほか、障害者福祉に関する事項（同項に規定する身体障害者福祉専門分科会の所掌する事項を含む。）を調査審議するため障害者福祉専門分科会を、児童福祉に関する事項を調査審議するため児童福祉専門分科会を、高齢者福祉に関する事項を調査審議するため高齢者福祉専門分科会を、地域福祉に関する事項を調査審議するため地域福祉専門分科会を置く。

- 2 専門分科会は、民生委員審査専門分科会にあっては委員長が指名する委員を、それ以外の専門分科会にあっては委員長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会に属する委員の互選とする。
- 4 専門分科会長は、専門分科会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 第4条第2項及び前条の規定は、専門分科会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(部会)

第7条 審議会は、その定めるところにより、専門分科会に部会を設けることができる。この場合において、部会の組織及び運営に関することは、第4及び第5条の規定に準じて審議会で定める。

(審議会の議決の特例)

第8条 審議会は、その定めるところにより、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）又は社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の審査部会その他部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

盛岡市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員

	氏 名	所属団体等・役職名
会 長	雫石 礼子	岩手県立大学名誉教授
職務代理者	佐々木 政弘	盛岡市保育所協議会会長
委 員	小笠原 洋子	盛岡市小学校長会
委 員	金 濱 誠己	盛岡市医師会理事
委 員	鎌 田 まき子	盛岡市子ども会育成会連絡協議会会長
委 員	坂 本 洋	岩手県私立幼稚園連合会盛岡地区会会長
委 員	西 山 麻由美	子育てサークル「どろんこキッズ」代表
委 員	野 崎 智恵子	盛岡市社会福祉施設連絡協議会
委 員	晴 山 ゆかり	盛岡商工会議所青年部理事
委 員	米 田 ハツエ	盛岡市民生児童委員連絡協議会副会長
委 員	松 浦 哲也	公募委員
委 員	八重樫 恵子	盛岡市学童保育連絡協議会指導員部会部会長

3 盛岡市次世代育成支援に関するニーズ調査結果について

(1) 調査の趣旨及び目的

盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画（後期行動計画）の策定に向けて、子育て支援に関する市民の生活実態や要望、意見などを把握するために実施した。

(2) 調査の概要

① 調査対象

- ・就学前児童調査：盛岡市の住民基本台帳から無作為に抽出した就学前児童（0～5歳）の保護者 1,197人（対象世帯の約1割）
- ・就学児童調査：盛岡市の住民基本台帳から無作為に抽出した就学児童（6～11歳）の保護者 1,278人（対象世帯の約1割）

② 実施時期

平成21年1月

③ 有効回答数

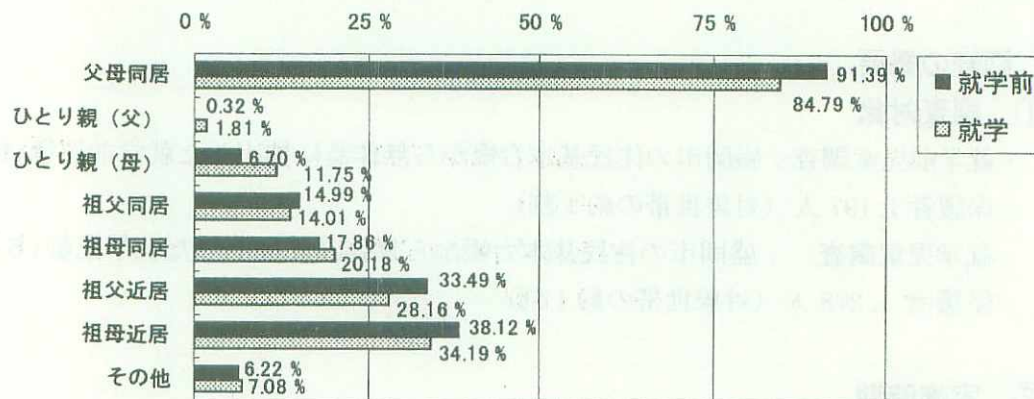
- ・就学前児童調査：627（回収数712（無効85） 回収率59.48%）
- ・就学児童調査：624（回収数747（無効83） 回収率58.45%）

④ 調査方法

抽出した調査対象者に、郵送により調査票を配布し、回収した。

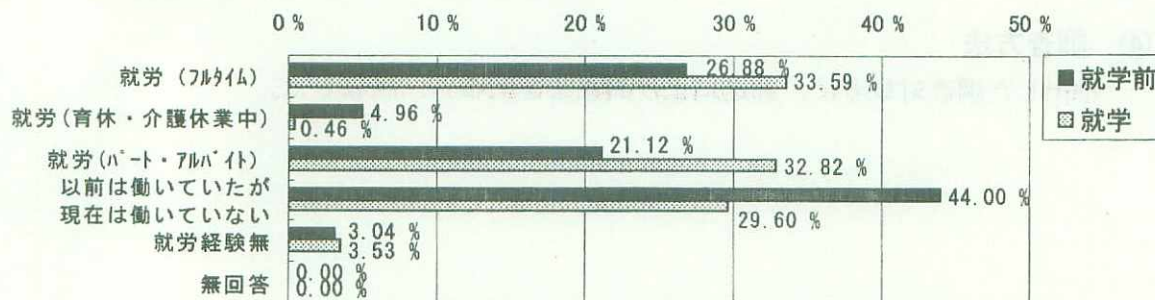
(3) 調査結果の概要

① 子どもと父母・祖父母との同居、近居(概ね30分以内で行き来できる範囲)の状況
 子どもと父母・祖父母との同居等の状況は、就学前児童、就学児童とも「父母同居」が大勢を占めている。「祖父同居」は14%前後、「祖母同居」は20%前後にとどまっており、「祖父近居」、「祖母近居」は30%前後となっている。



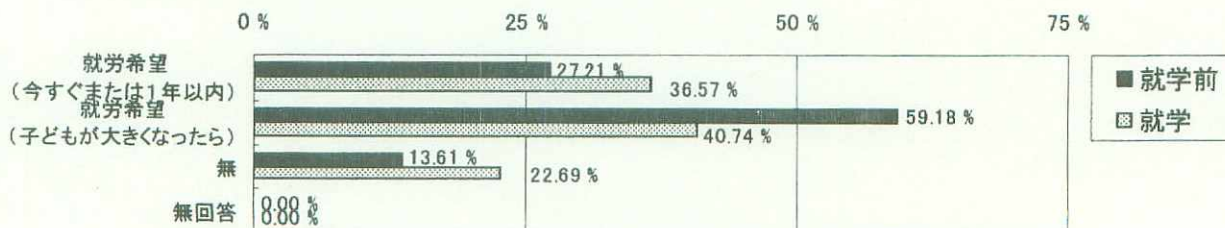
② 母親の就労状況

母親の就労状況は、「以前は働いていたが現在は働いていない」の比率が就学前児童の方が高くなっている。「就労(フルタイム)」、「就労(育休・介護休業中)」、「就労(パート・アルバイト)」を合計すると、就学前児童が52.96%、就学児童が66.87%となり、就学児童の母親のほうが就労している比率が高い。



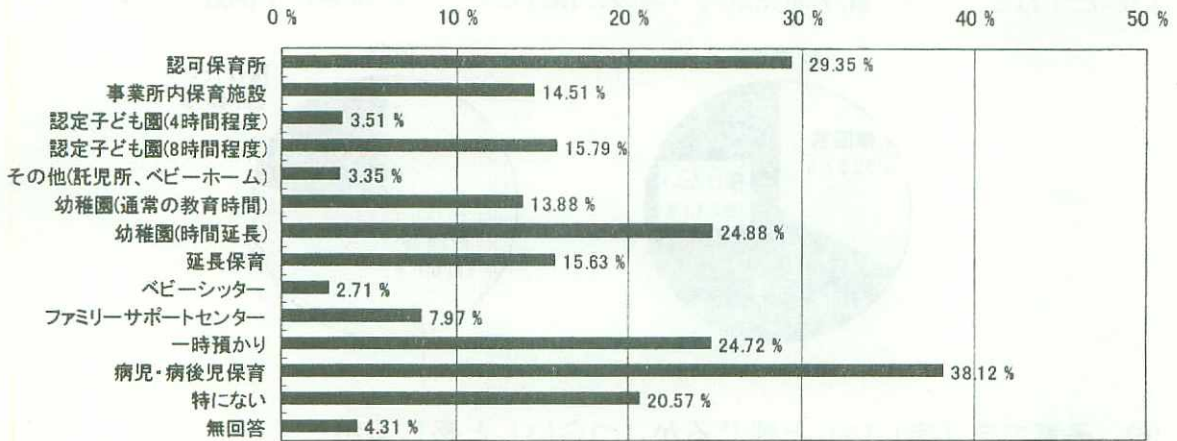
③ 就労していない母親の今後の就労希望

現在就労していない母親の今後の就労希望については、「就労希望(今すぐ又は1年以内)」と「就労希望(子どもが大きくなったら)」を合計すると、就学前児童、就学児童共に8割前後の母親が将来的には就労を希望しており、特に就学児童の母親は3割以上が早期の就労を希望している。



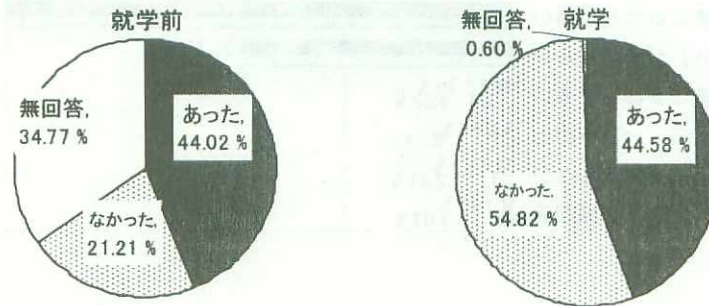
④ 今後利用したい保育サービス

「病児・病後児保育」が 38.12%と最も多く、次いで「認可保育所」が 29.35%「幼稚園（時間延長）」が 24.88%、「一時預かり」が 24.72%となっている。



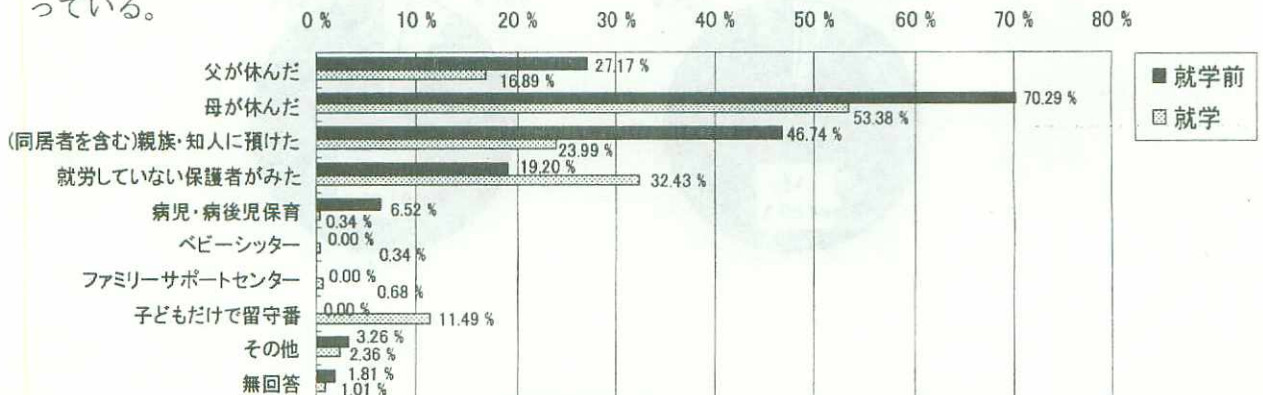
⑤-1 病児・病後児保育について

この1年以内に子どもの病気やケガで保育サービスを利用できなかつたり、学校を休まなければならないことはあつたかたずねたところ、就学前、就学共に半数近くの保護者が「あつた」としている。



⑤-2 病児・病後児保育について

子どもの病気やケガで保育サービスを利用できなかつたり、学校を休まなければならないときの対処方法については、就学前児童、就学児童共に「母親が休んだ」が最も多くなっている。



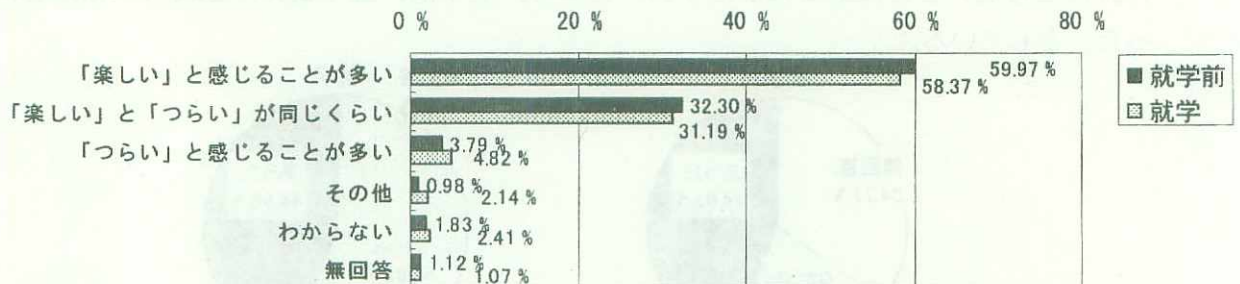
⑤-3 病児・病後児保育について

子どもの病気やケガで保育サービスを利用できなかったり、学校を休まなければならなかったときに「父母が休んだ」「親族・知人に預けた」場合について、できれば施設に預けたいかたずねたところ、就学前児童で「施設に預けたい」との希望が7割近くとなった。



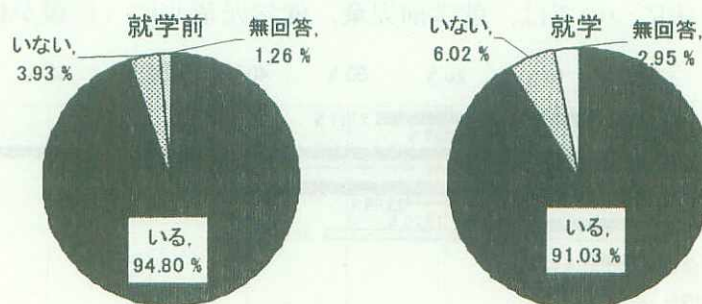
⑥ 子育てを「楽しい」と感じるか「つらい」と感じるか

就学前、就学共に「「楽しい」と感じることが多い」が最も多くほぼ6割を占める。「楽しい」と感じることと「つらい」と感じることが同じくらい」と「つらい」と感じることが多い」を合わせると、ともに約36%が、子育てをつらいと感じることがあり、何らかの負担感を持っている。



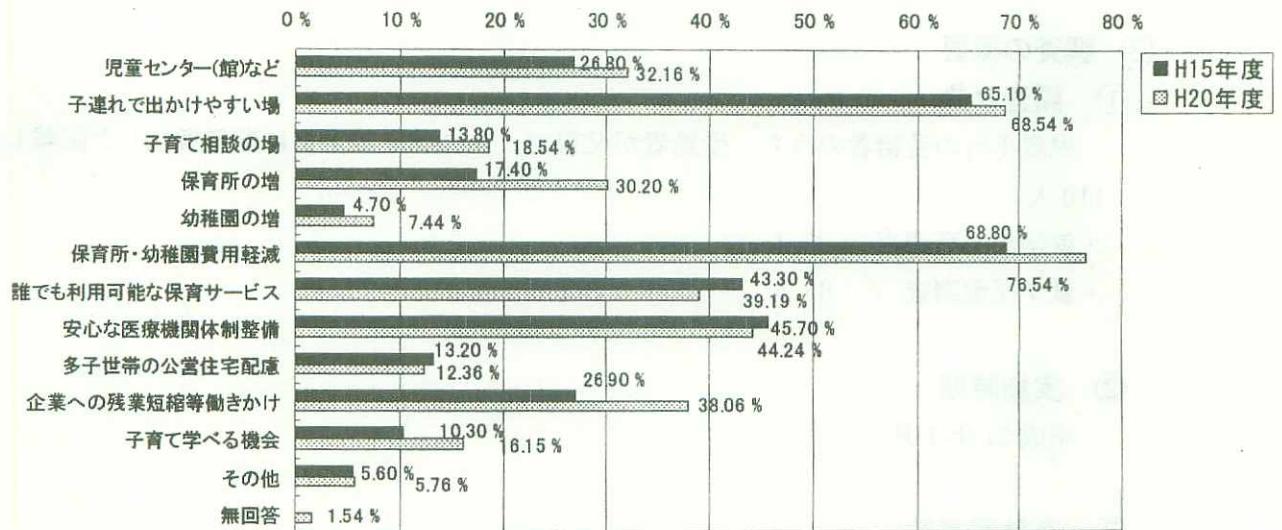
⑦ 子育てについて気軽に相談できる人はいるか。

就学前、就学共に「いる」が90%を超えた。



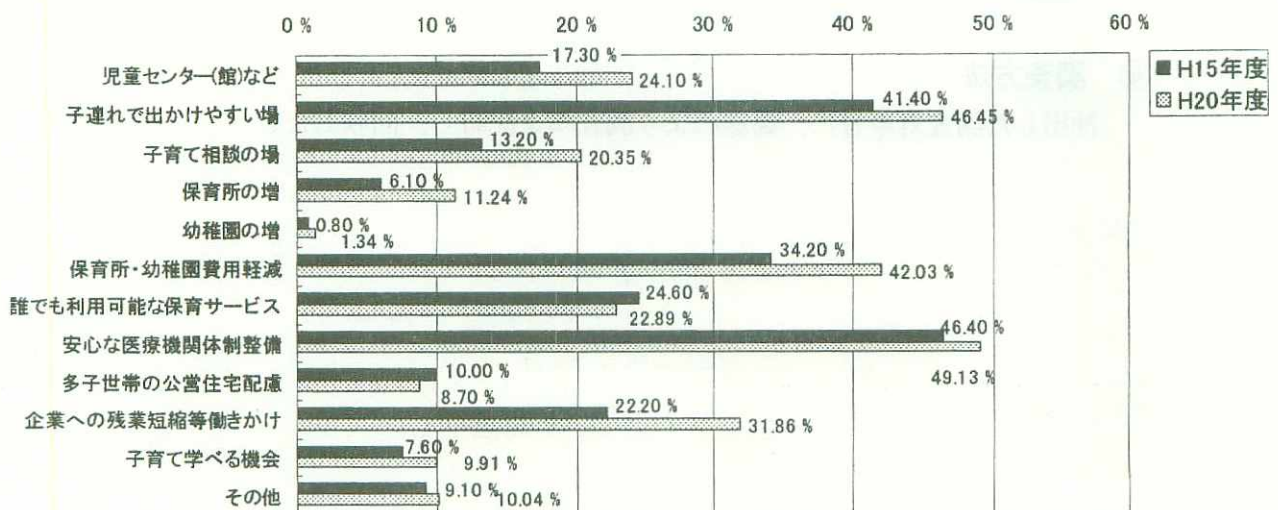
⑧-1 市に望む子育て支援（就学前児童）

市に対し、どのような子育て支援の充実を望むかについて、平成15年度調査の結果と比較すると、就学前児童では「保育所の増」が17.4%(H15年度)から30.20%(H20年度)と1.7倍に増えている。また、「企業への残業短縮等働きかけ」は26.90%(H15年度)から38.06%(H20年度)と1.4倍に増え伸びが目立っている。



⑧-2 市に望む子育て支援（就学児童）

市に対し、どのような子育て支援の充実を望むか、平成15年度調査の結果と比較すると、就学児童では、「企業への残業短縮等働きかけ」は22.20%(H15年度)から31.86%(H20年度)と1.4倍に増え伸びが目立っている。また、「保育所・幼稚園費用軽減」が34.20%(H15年度)から42.03%(H20年度)に1.2倍に増えている。



4 父子家庭に関するニーズ調査結果について

(1) 調査の趣旨及び目的

盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画（後期行動計画）の策定に向けて、子育て支援に関する父子家庭の生活実態や要望、意見などを把握するために実施した。

(2) 調査の概要

① 調査対象

児童手当の受給者のうち、受給者が父親で、かつ認定請求書に配偶者なしと記載した者
110人

- ・就学前児童調査 : 27人
- ・就学児童調査 : 83人

② 実施時期

平成21年1月

③ 有効回答数

- ・就学前児童調査 : 15 (回収数16 (無効3) 回収率59.26%)

※回収した有効調査票に、次世代育成支援に関するニーズ調査における父子家庭世帯の調査票(回収数2)を加えて分析を行った。

- ・就学児童調査 : 36 (回収数25 (無効1) 回収率30.12%)

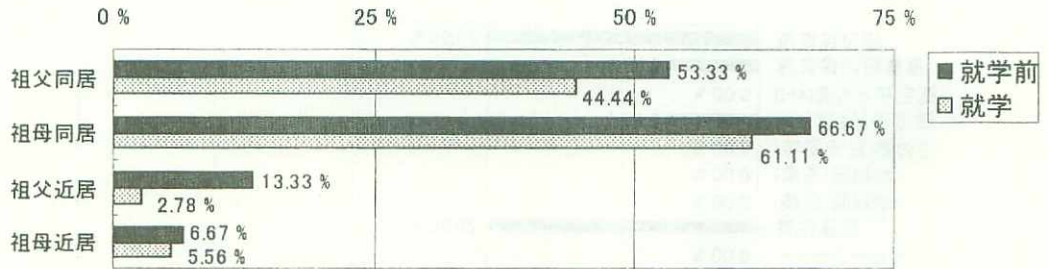
※回収した有効調査票に、次世代育成支援に関するニーズ調査における父子家庭世帯の調査票(回収数12)を加えて分析を行った。

④ 調査方法

抽出した調査対象者に、郵送により調査票を配布し、回収した。

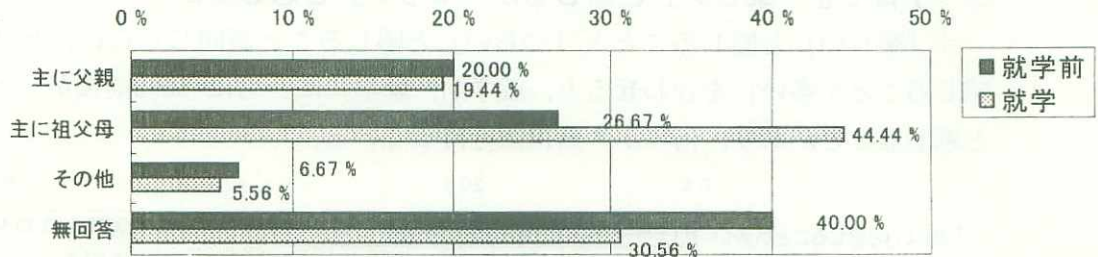
(3) 調査結果の概要

① 子どもと父母・祖父母との同居、近居(概ね30分以内で行き来できる範囲)の状況
 子どもと父母・祖父母との同居等の状況は、就学前児童、就学児童とも「祖父同居」が50%前後、「祖母同居」は60%を超えている。



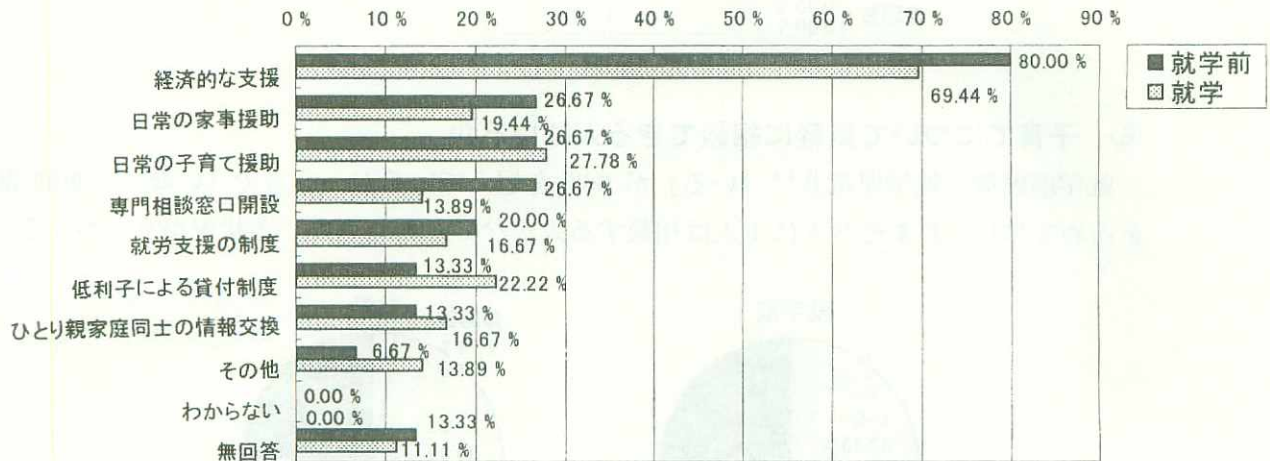
② 子どもの身の回りの世話を主にしている方は

子どもの身の回りの世話をしているのは「主に祖父母」が最も多く、祖父母の援助が大きな助けとなっている状況がうかがえる。



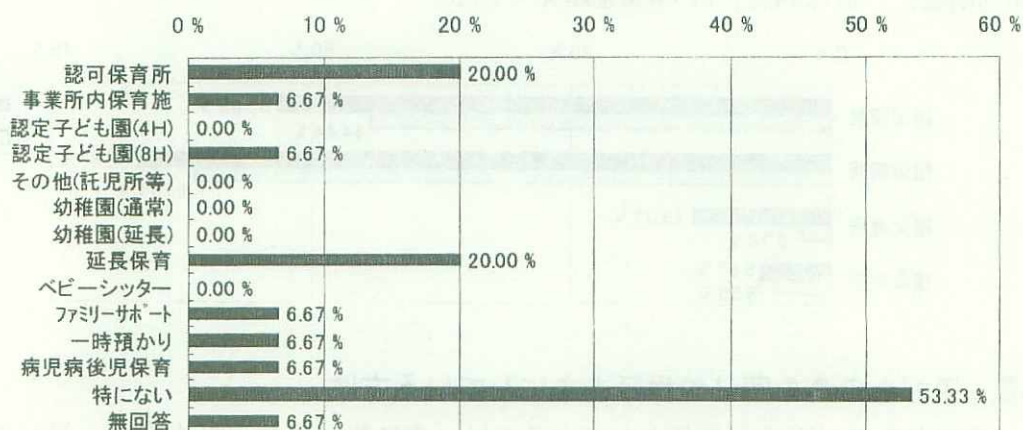
③ 父子家庭にどのような支援の充実を望むか

就学前児童、就学児童共に「経済的な支援」が最も多い。



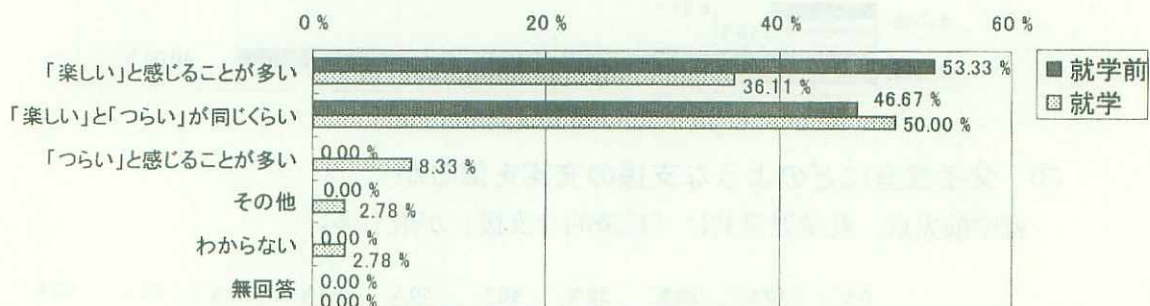
④ 今後利用したい保育サービス（就学前児童）

「特にない」が53.33%と最も多くなっており、次いで「認可保育所」と「延長保育」に利用希望が集中している。



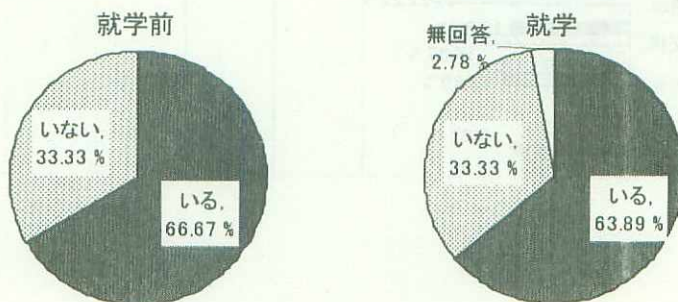
⑤ 子育てを「楽しい」と感じるか「つらい」と感じるか

「「楽しい」と感じる」と「つらい」と感じる事が同じくらい」と「「つらい」と感じる事が多い」を合わせると、就学前、就学共にともに50%前後が、子育てをつらいと感じることがあり、何らかの負担感を持っている。



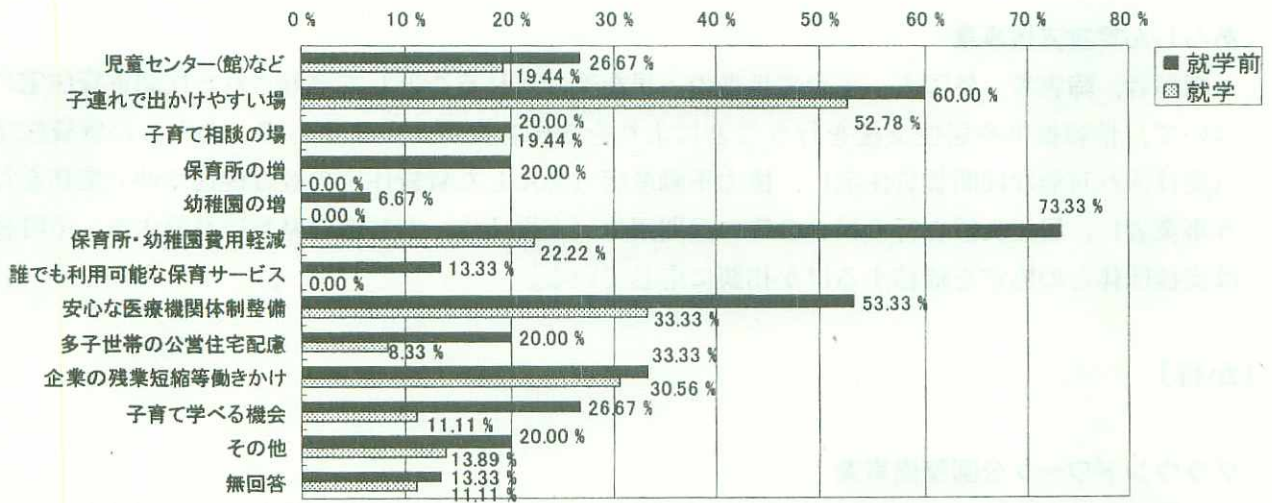
⑥ 子育てについて気軽に相談できる人はいるか

就学前児童、就学児童共に「いる」が60%を超えているが、一方で「いない」が約30%を占めており、およそ3人に1人は相談する人がなく、孤立している状況がうかがえる。



⑦ 市に望む子育て支援

市に対し、どのような子育て支援の充実を望むかについて、就学前児童では「保育所・幼稚園費用軽減」が最も多く、「子連れで出かけやすい場」は、就学前児童、就学児童共に50%を越えている。「安心な医療機関体制整備」は就学児童よりも就学前児童において、より比率が高くなっている。



5 用語集

文中で(※)印のある用語について解説します。

〔あ行〕

あんしん賃貸支援事業

高齢者、障害者、外国人、子育て世帯の入居を受け入れることとして登録された民間賃貸住宅について、情報提供や居住支援を行うことにより入居をサポートするもの。あんしん賃貸住宅（受け入れ可能な民間賃貸住宅）、協力不動産店（あんしん賃貸住宅の登録促進や仲介業務を行う事業者）、居住支援を行うNPO等の民間団体（支援団体）が都道府県等に登録する。市町村は支援団体との協定を締結するほか相談に応じている。

〔か行〕

グラウンドワーク公園整備事業

地域住民と企業と行政が協力して公園を整備する事業。地域住民が主体となって行政とともに公園の計画づくりを行い、整備に必要な資材等は賛同した企業等から提供を受ける。地域が望んでいる公園整備が実現できるとともに整備費用を軽減できるなどのメリットがある。

子育て短期支援事業

保護者が病気、育児疲れ、冠婚葬祭等の都合で一時的に児童を養育することが困難となった場合に、児童養護施設等において一定期間児童を養育・保護するもの。利用時間帯や日数によりショートステイとトワイライトステイの2つの利用の仕方がある。

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略

少子化の進行が進む中で、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議において、結婚や出産、子育てに関する国民の希望と現実の乖離に着目し、希望を実現するためには何が必要かについて平成19年12月にとりまとめられた。

この中で、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造の解消には「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現と、それを支えるための社会的基盤の整備としての「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進める必要があるとされている。

〔さ行〕

ショートステイ

子育て短期支援事業の実施区分の一つで、保護者が病気、育児疲れ、冠婚葬祭等の都合で一時的に児童を養育することが困難となった場合、児童養護施設等において一定期間児童を養育・保護するもの。原則として7日間までの利用期間としている。

自園型の病児・病後児保育（体調不良児対応型）

保育所に通う児童が、保育中に体調不良となった場合に、保護者が迎えに来るまでの間、病後児保育を実施する保育所において児童を預かる事業。対象となる児童は、当該保育所に通所中の児童。

児童館・児童センター

児童福祉法に基づく児童の厚生施設として、児童に健全な遊びを与え、その健康の増進と情操を豊かにすることを目的としている。児童の遊びやスポーツ、工作、音楽などの健全育成活動のほか、母親クラブの育成が行われている。その設備の内容等の違いにより児童館もしくは児童センターの種別がある。

児童遊園

児童の健全育成を図るための児童厚生施設。児童館が屋内型の施設であるのに対し、児童遊園は屋外型である。標準的な設備としてブランコ、砂場、滑り台などの遊具などが設置されている。本市には、3カ所の児童遊園がある。

児童養護施設

児童福祉法に基づく児童福祉施設の一つ。3歳以上の保護者のいない児童や虐待されている児童などを入所させて養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする。（3歳未満の児童は乳児院へ入所）

「健やか親子 21」

21世紀の母子保健の主要な取組を提示し、次世代を健やかに育てる基盤とするためにまとめられた、母子保健の国民運動計画。2001年から2010年までを計画期間としている。

潜在的ニーズ

次世代育成支援対策行動計画の後期計画の策定にあたり、行動計画策定指針（平成21年3月23日告示）において、保育サービス等の目標を定める際は、女性の就業率の上昇に伴う潜在的なニーズを把握しつつ達成されるべきサービス量を定めることとされた。

〔た行〕

待機児童

認可保育所に入所することを希望し、入所資格を有しかつ入所申込が提出されているにもかかわらず、当該市区町村域内の保育所の施設定員を超過する等の理由で入所ができない状態にある児童をいう。

地域子育て支援拠点事業（センター型）

保育所等において、地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能すると共に、子育て親子への交流の場の提供や子育て等の相談・援助の実施、子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施をするほか、地域に出向いて地域支援活動を実施する。

地域子育て支援拠点事業（ひろば型）

公共施設のスペースや、商店街の空き店舗等を利用して常設のひろばを開設し、子育て家庭の親とその子どもが気軽につどい、語り合い、相互に交流を図る場を提供する。また、子育て等の相談・援助の実施、子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施する。

特定 14 事業

平成 15 年 7 月の児童福祉法改正により、市町村が実施に努めることとされた事業で、地域において子育てを支援するために特に重要な 14 事業。前期行動計画策定の際に、目標事業量を掲げ取り組むこととされた。14 事業は、通常保育事業、延長保育事業、一時保育事業（現一時預かり事業）、特定保育事業、休日保育事業、夜間保育事業、乳幼児健康支援一時預かり事業（施設型・派遣型／現病時・病後児保育事業）、ファミリーサポートセンター事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）、地域子育て支援センター事業（地域子育て拠点事業（センター型））、つどいの広場事業（地域子育て拠点事業（ひろば型））

トワイライトステイ

子育て短期支援事業の実施区分の一つで、保護者が仕事等の都合で平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合、児童養護施設等において一定時間児童を養育・保護するもの。利用できる時間帯は放課後から 22 時まで、22 時以降翌朝まで、休日の日中 8 時間程度の 3 つの利用区分としている。

〔な行〕

入所率

保育所及び幼稚園の定員数を分母とし、実際に入所している児童数を分子として百分率で表した数値。

入所枠の緩和措置

保育所は、従来定員を超えて入所させることは禁止されていたが、保育所が不足気味の地域において、年度の途中で緊急に入所が必要になったとき、一定の条件の下に定員を超えて入所させることができ、かつ、運営費を支弁することができるような特別措置が講じられているもの。

認可保育所

児童福祉法に基づき都道府県又は政令指定市又は中核市が設置を認可した施設をいう。認可に際しては、各児童福祉施設最低基準に適合している事が条件となる。

認定こども園

就学前の子どもについて、教育、保育、子育て支援を一体として捉え、総合的な提供を推進するための新たな枠組み。幼稚園や保育所が両者の機能を備え認定基準を満たした施設を、認定こども園として都道府県が認定する。認可幼稚園が認可保育所と連携して運営を行う幼稚園連携型や認可幼稚園が保育所的な機能を備える幼稚園型、保育所が幼稚園的な機能を備える保育所型、幼稚園・保育所のいずれの認可もない地域の教育・保育施設が必要な機能を備える地方裁量型の4タイプがある。

〔は行〕

放課後子ども教室

放課後子ども教室推進事業において、小学校区に、放課後や週末等に子ども達の安全・安心な活動拠点を設け、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ、文化活動、住民との交流活動などの取り組みを行う。

放課後子ども教室推進事業

小学校区において放課後子ども教室を開設し、放課後や週末等に、子ども達の安全・安心な活動拠点を設け、地域の人達の参画により、勉強やスポーツ、文化活動、住民との交流活動などを行い、子ども達の心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する事業。

放課後児童クラブ

放課後帰宅しても保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している概ね10歳未満の児童を対象に、遊びを中心とした活動を通じた生活指導を行う施設。本市では地域児童クラブ、学童クラブとも呼ばれている。

放課後児童健全育成事業

児童福祉法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している概ね10歳未満の児童に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図る事業。

〔わ行〕

ワーク・ライフ・バランス

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略における「働き方の見直しによる仕事と生活の調和」の実現にむけて、平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」がとりまとめられた。この中で、仕事だけでなく家庭や地域生活などにおける充実があってこそ人生の生きがいと得られるとし、就労による自立可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会を目指すべきとされた。

もりおか子ども育成プラン
「盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画・後期行動計画」

子どもがまんなか～みんなで育む子どもの笑顔～

《平成 22 年 2 月》

発行 盛岡市
編集 盛岡市保健福祉部次世代育成支援事務局